

湯前町こども計画

令和7年度～令和11年度



みんなでいのちはぐくむ
笑顔でいきいき子育てのまち
こどもまんなか ゆのまえ



令和7年3月

湯 前 町



はじめに

日ごろより、湯前町のこども施策、子育て施策に対しご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

本町ではこれまで、「第2期湯前町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき、幼児期の教育・保育の計画的な提供に取り組むとともに、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置・運営など、安心して子育てできるまちづくりを推進してきました。



一方で、新型コロナウイルス感染症の大規模流行に伴う外出制限や交流機会の減少など、こどもたちが安心して成長できる土台が大きく揺らいだ期間でもありました。

また、国は令和5年に「こども基本法」の施行やこども家庭庁発足、こども大綱の閣議決定などを行い、市町村に対しては、こども施策についての計画である「市町村こども計画」の策定を努力義務として求めています。

このような状況を踏まえ、こども施策の更なる充実を図るため、「市町村こども計画」、「第3期子ども・子育て支援事業計画」などを一体的に策定することとし「湯前町こども計画」を策定しました。

策定にあたっては、町内の未就学児・小学生の保護者や小中学生、施設等に対しアンケート調査を行い、頂いたご意見を取組の検討材料とさせていただきます。アンケート調査にご協力いただきました皆様方、そして専門的な観点から貴重なご意見、ご提言を賜りました「湯前町子ども・子育て協議会」の委員の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

今後は本計画の基本理念である「みんなでいのちはぐくむ 笑顔でいきいき子育てのまち こどもまんなか ゆのまえ」の実現を目指し、こども施策の推進に取り組んでまいります。ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

湯前町長 長谷 和人

《 目 次 》

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	1
2	こどもに関する国・県の動向	2
3	本計画の性質	4
4	計画の期間	6
5	計画策定の体制	7
第2章	湯前町の現状	8
1	統計データから見る湯前町の現状.....	8
2	アンケート調査結果から	14
3	こども調査から	24
4	施設調査結果	34
5	第2期計画の進捗状況	38
第3章	計画の基本的な考え方.....	50
1	基本理念	50
2	こども施策の方針	51
3	こどもの貧困対策としての方針	54
4	施策の体系	56
第4章	取組内容	57
基本施策1	安心して産み育てられる保健の充実	57
基本施策2	子育てと学びを支える環境整備	63
基本施策3	安心して生活し子育てできる地域づくり.....	71
基本施策4	すべてのこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり	79
第5章	事業計画	84
1	教育・保育の提供区域の設定	84
2	将来児童数推計と量の見込みの考え方	85
3	子ども・子育て支援給付	88

4	地域子ども・子育て支援事業等	93
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	103
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	103
7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用に関する事項	103
第6章 計画の推進体制		104
1	計画の推進体制	104
2	計画の達成状況の点検・評価	105
資料編.....		110
1	湯前町子ども・子育て協議会設置条例	110
2	湯前町子ども・子育て協議会委員名簿	112
3	用語集	113

「こども」の表記について

令和4年に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立・公布されました。これに伴い、国は各府省庁に対し、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、行政文書において特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることを求めています。

本計画においても、国の方針を踏まえ、特別な場合を除き「こども」と平仮名表記で記載します。

特別な場合の例

- ① 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
- ② 組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いることが適当な場合
(例：子ども・子育て 子供期・現役期・高齢期)

第1章

計画策定の趣旨



1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、少子高齢化の進行による人口構造のアンバランス化に加え、核家族化や共働きの増加や地域での人間関係の希薄化などによる家庭や地域での子育て力の低下が課題となっています。

国はこれらの諸問題を踏まえ、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。また、市町村に対しては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本町では、これまで「湯前町子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画（平成27年度～令和元年度）、第2期計画（令和2年度～令和6年度）をそれぞれ策定し、人口推計やアンケート調査、子ども・子育て会議での協議を行い、保育所や認定こども園といった幼少期の教育・保育や地域の様々な子育て支援事業が本町にどれだけ必要であるかのニーズ（量の見込み）を検討し、それに基づいた利用定員の確保等と、子ども・子育て支援施策の充実を推進してきました。

近年の国の動向として、令和4年6月に「児童福祉法」の改正が行われ、子ども・子育て支援事業等の改正を行うとともに、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに「こども家庭庁」が創設、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

この「こども基本法」及び「こども大綱」では、こどもと若者に関する新たな計画として「市町村こども計画」の策定を努力義務としています。

この度、令和6年度で第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が満了となることから、これらの国の動向を踏まえるとともに、近年の社会情勢や本町のこどもを取り巻く現状、計画の進捗状況を検証し、すべてのこどもが健やかに育ち、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりのために、「自治体こども計画」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びその他のこどもに関する諸計画を一体的に策定することとし、新たに「湯前町こども計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2 こどもに関する国・県の動向

(1) 国の動向

①全体的な動向

これまでの国の子育て支援は、主に保育園・幼稚園の待機児童の解消や小学生の放課後の居場所づくりなど、両親が働きながら子育てをしやすい環境づくりを中心に取り組んできました。

近年、いじめや不登校、児童虐待等、こどもを取り巻く状況は深刻な状況が続き、さらにコロナ禍が自殺や貧困などこどもや若者、家庭に負の影響を与えています。

こうした中、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置、「こども基本法」を施行するとともに、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、こどもが成人した時に支援が打ち切られ困窮することを防ぐ観点から、こどものみならず若者をも対象としており、「こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ための様々な取組の方針を定めています。

また、こども基本法では、市町村に対し、こども大綱を勘案し当該市町村におけるこども施策についての計画である「自治体こども計画」を策定することを努力義務として定めています。

②子ども・子育て支援事業計画に関する動向

国は平成24年8月に「児童福祉法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。この制度は待機児童の解消や子育て支援サービスの充実等を行い、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるものであり、市町村に対しては保育園・幼稚園・認定こども園等の定員確保等のための計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は5年を1期とする計画であり、これまで2期10年が実施されてきました。

第3期計画期間の開始にあたり、国はこども大綱等の国全体のこども施策の流れを踏まえ、児童福祉法等の改正（令和4年6月国会成立）を行い、「こども家庭センターの設置」の努力義務化や、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を定めました。

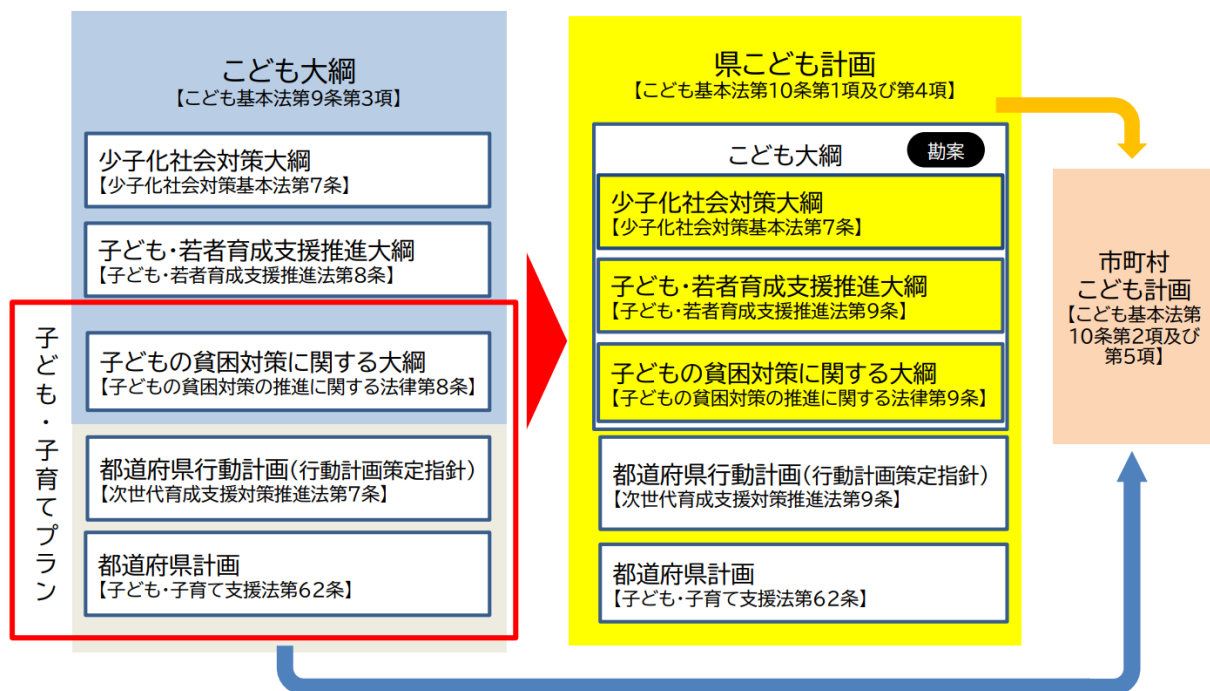
また、地域子ども・子育て支援事業に新たに6つの事業が加えられました。

(2) 県の動向

熊本県においては、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画である「第2期くまもと子ども・子育てプラン」(計画期間:令和2年度～令和6年度)を策定しました。

また、近年は「こどもまんなか熊本」を掲げ、こども大綱に基づく県こども計画と第3期子ども・子育て支援事業計画及びその他諸計画を一体化した『こどもまんなか熊本・実現計画』の策定に取り組み、令和6年度中に公表するとしています。

■熊本県こども計画策定に向けて



「こどもまんなか熊本」

出生数の減少など少子化を打破するため、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、子どもや若者・子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組を実施する「こどもまんなか熊本」の実現に向け、全庁を挙げて取り組む。

- 「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム、こどもまんなか応援団 設立
- 「こどもまんなか熊本県民アンケート」の実施(令和5年6～7月)
 - ・子育て支援に求めることは「働きながら子育てができる環境」が最多
 - ・若者や子育て世代からは「こどもがいたらお金がかかるし、自分の時間がなくなる」「出産するとキャリアが止まるかもしれない」といった不安の声もあった
- 『こどもまんなか熊本』推進本部を立ち上げ、初会合(R6.5.29)

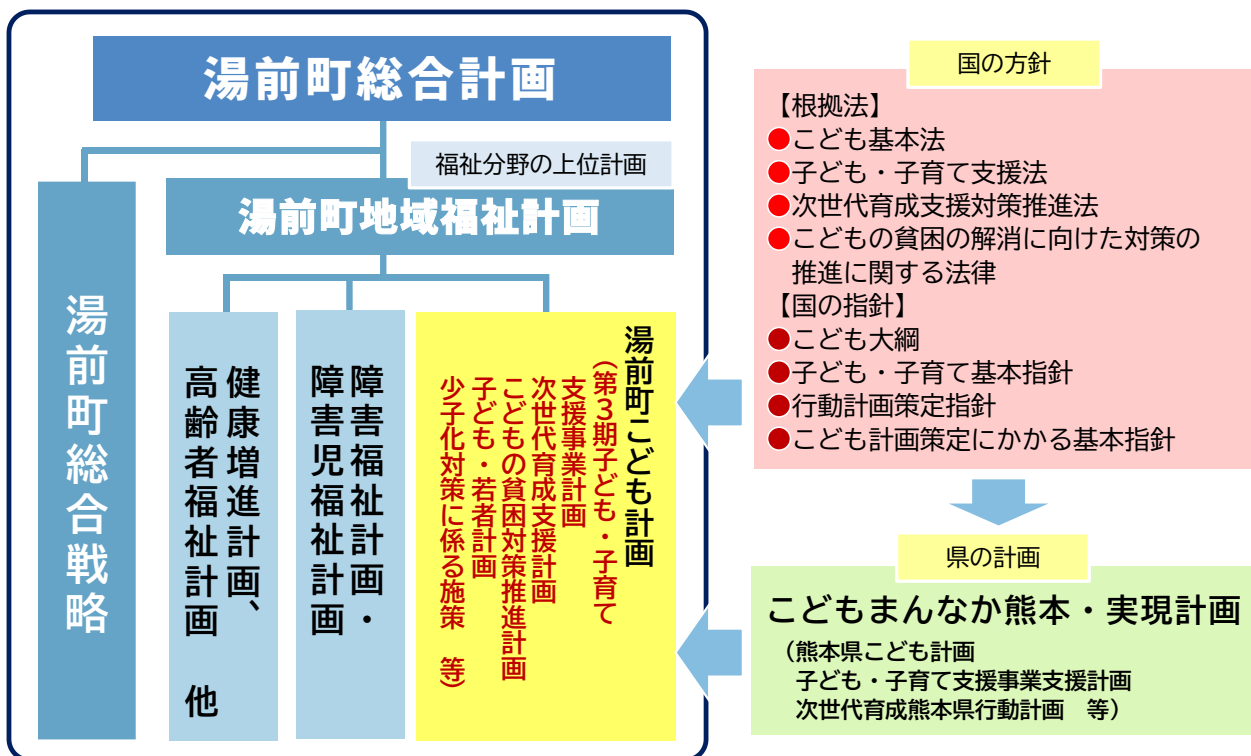
3 本計画の性質

(1) 計画の位置づけ

本計画は「こども基本法」第10条に基づく「自治体こども計画」として町内のこども・若者施策を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の確保体制を定めるものです。

また、本町の最上位計画である「湯前町総合計画」の子ども・子育てに関する分野の個別計画として位置づけ、地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画などの諸計画と整合性を図り、策定を行います。

■本計画の位置づけ



■自治体こども計画の根拠法

【こども基本法】

第十条 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■市町村子ども・子育て支援事業計画の根拠法

【子ども・子育て支援法】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（２）一体的に策定する計画

国は、様々な指針、法律等により、複数の計画の策定を求めています。

第2期湯前町子ども・子育て支援事業計画の策定の際には「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援行動計画を一体的に策定しました。

本計画ではこれに加え、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「こどもの貧困対策推進法）」第10条に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」等を一体的に策定します。

■一体的に策定を行う計画・施策と、それぞれの性質

計画名	根拠法・策定指針	性質・目的等	策定状況
自治体こども計画	こども基本法 こども大綱 自治体こども計画策定のための ガイドライン	「こどもまんなか社会」の実現	新規
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 子ども・子育て支援事業に係る基本指針	教育・保育、子育てサービスの提供量と提供体制を定める	第2期で一体的に策定
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画策定指針	次世代を担うこどもが健やかに生まれ育つための行動計画	
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策推進法 子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)	貧困対策により、生まれ育った環境に依らずこどもが夢を持って成長できる社会の実現	新規
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)	すべてのこども・若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援施策を推進	
成育医療等に関する計画	成育基本法 成育医療等基本方針	「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現	
少子化に対処するための施策	少子化社会対策基本法 少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)	少子化対策に関する自治体の施策	

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法において「市町村子ども・子育て支援事業計画」が5年を1期とすることとされていることや「自治体こども計画」が勘案すべきこども大綱がおおむね5年での見直しとなっていることから、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
湯前町総合計画	第6次計画 後期(R6-R9)				次期計画		
湯前町総合戦略	第2期 R2-R6	第3期計画 R7-R11					
湯前町こども計画 (含 第3期子ども・ 子育て支援事業計画)	第2期 R2-R6	湯前町こども計画（本計画） R7-R11					

5 計画策定の体制

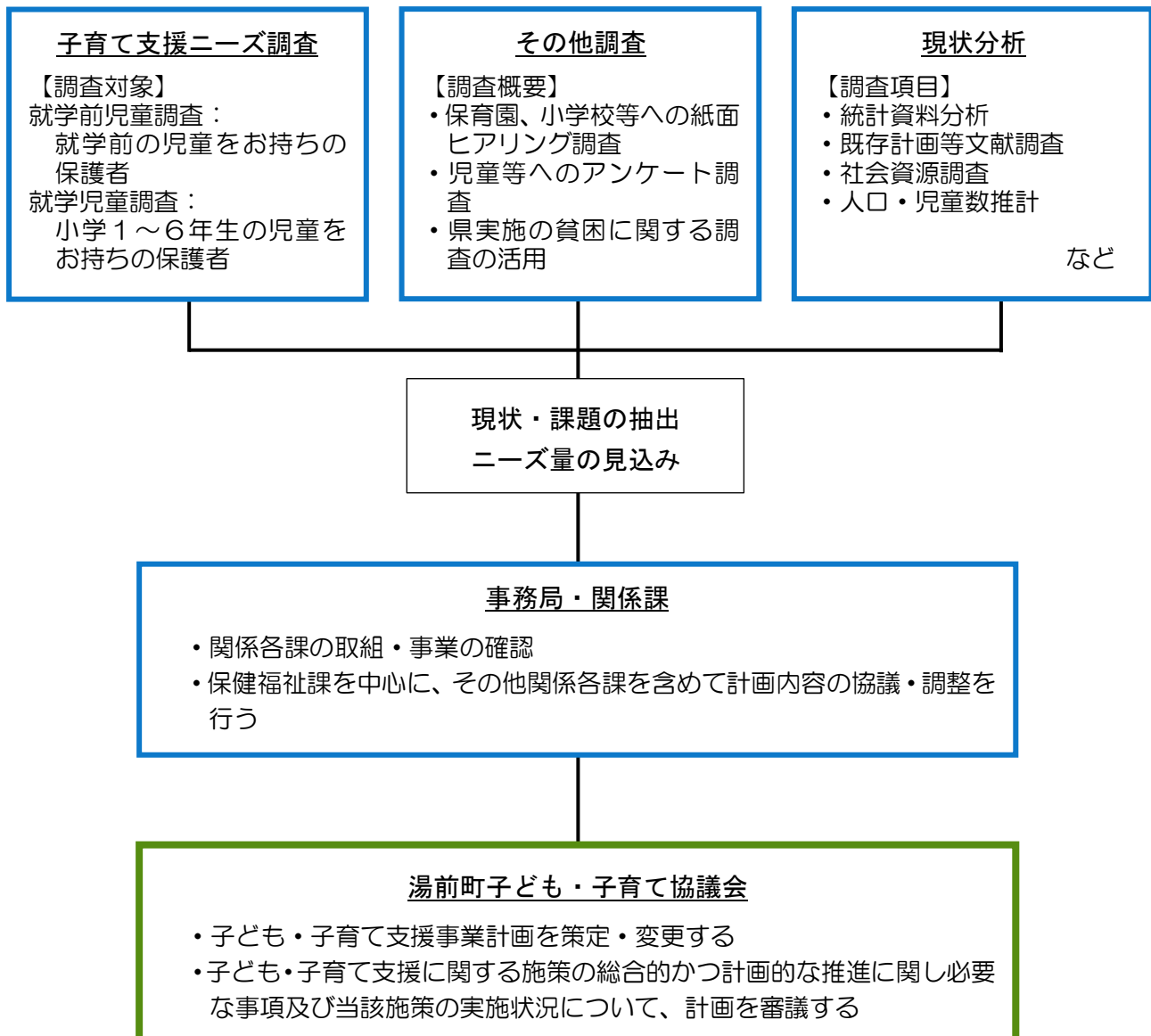
「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたって審議会を設置することとされています。本計画の策定においては、「湯前町子ども・子育て協議会」を設置し、計画の審議を行いました。

【子ども・子育て支援法】

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(中略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。



第2章

湯前町の現状



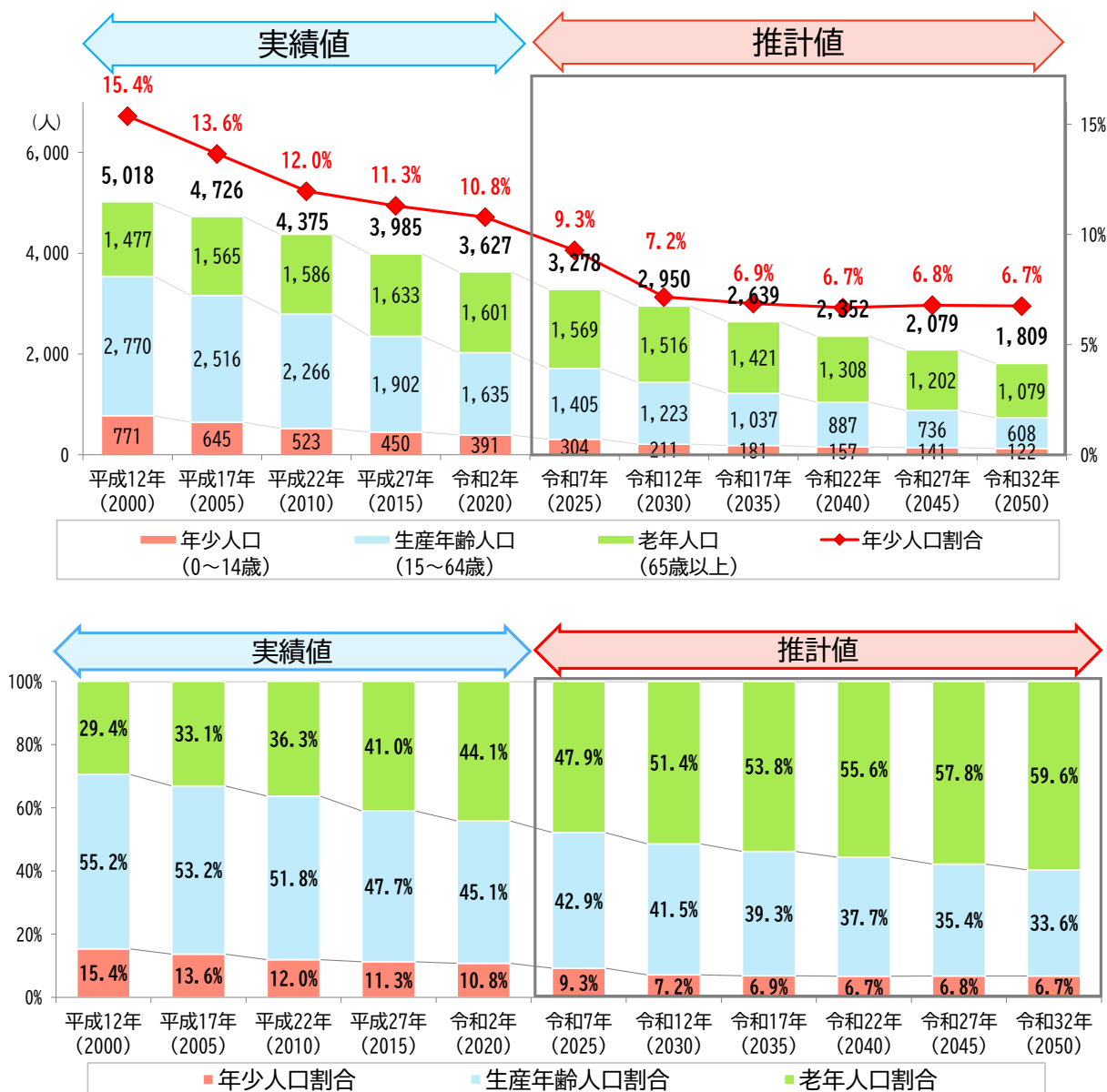
1 統計データから見る湯前町の現状

(1) 年齢三区分別人口の推移

湯前町の人口は減少しており、令和2年国勢調査によると総人口は3,627人、年少人口391人、年少人口割合10.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来推計人口によると、今後も人口は減少、年少人口割合は令和17年以降はほぼ一定になると予測されています。

■ 年齢三区分別人口の推移



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢5歳階級別人口

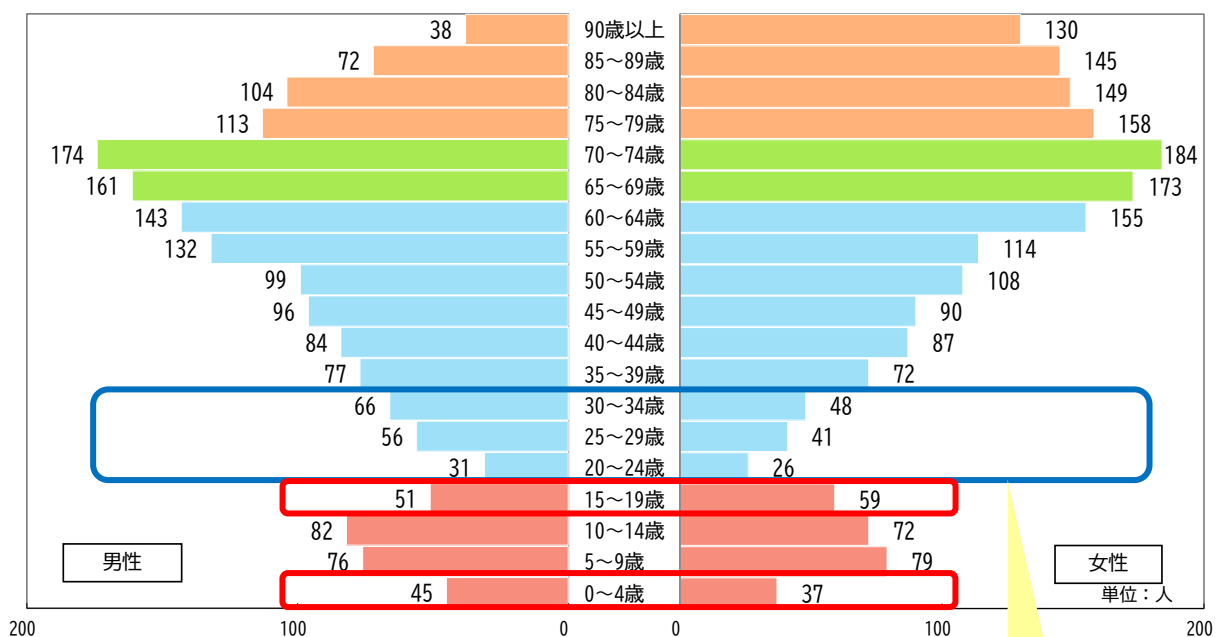
令和2年国勢調査の5歳階級別人口構成をみると、男性、女性ともに20～24歳の層が最も少なく、次いで0～4歳となっており、15～19歳、25～29歳、30～34歳が下位3～5位となっています。

熊本県の出産時平均年齢は母親で31.8歳、父親で33.5歳であることから、結婚を控えた層や出産の中心となる層が少ない状況がうかがえます。

■年齢5歳階級別人口構成

	男性	女性
下位1位	20～24歳	20～24歳
下位2位	0～4歳	0～4歳
下位3位	15～19歳	25～29歳
下位4位	25～29歳	30～34歳
下位5位	30～34歳	15～19歳

※順位は90歳以上の層を除いて集計



出典：「令和2年国勢調査」総務省

熊本県の出産時平均年齢

【第1子】母親：30.1歳 父親：31.9歳

【総平均】母親：31.8歳 父親：33.5歳

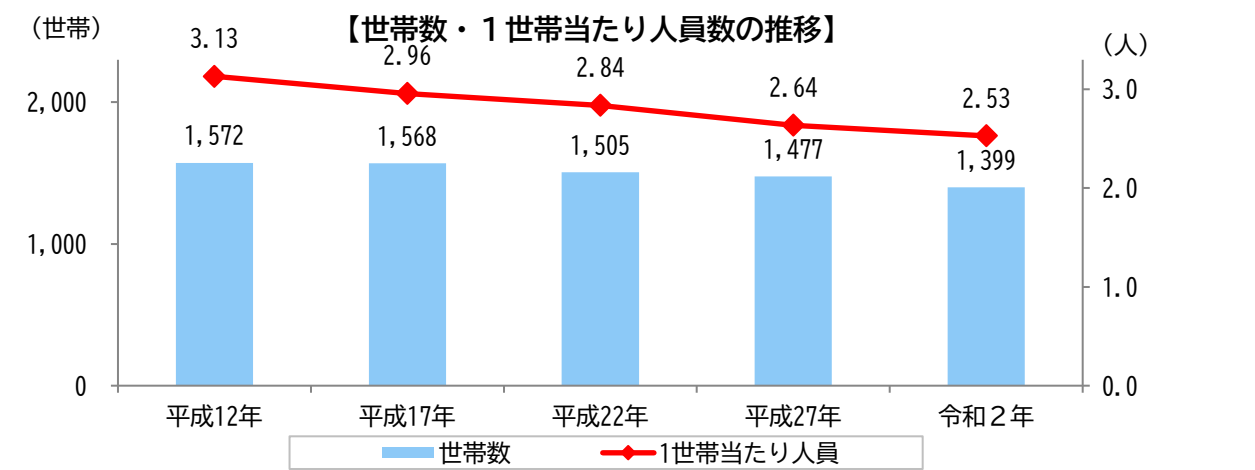
(3) 世帯等の状況

一般世帯数は減少しており、令和2年は1,399世帯と、平成27年から78世帯（5.3％）減と平成27年以前（15年間で95世帯 6.0％減）よりも大きく減少しています。

世帯数の構成比をみると、国・県と比較して、18歳未満のいる一般世帯、核家族世帯の割合が低く、18歳未満のいる三世帯割合が高くなっています。

また、母子世帯、父子世帯の割合は国・県と比較して大きな差は見られません。

■世帯数の推移とその構成比



	総数	一般世帯		親族のみ世帯		核家族世帯		三世帯世帯	
			うち18歳未満のいる世帯		うち18歳未満のいる世帯		うち18歳未満のいる世帯		うち18歳未満のいる世帯
湯前町	1,401	1,399	227	1,011	227	737	132	162	92
構成比									
湯前町		100.00%	16.23%	72.27%	16.23%	52.68%	9.44%	11.58%	6.58%
熊本県		100.00%	20.92%	65.16%	20.82%	55.26%	17.03%	6.10%	3.63%
全国		100.00%	19.27%	60.84%	19.17%	54.05%	16.71%	4.20%	2.36%

	総数	一般世帯			母子世帯	父子世帯
			うち18歳未満のいる世帯	うち12歳未満のいる世帯	うち6歳未満のいる世帯	
湯前町	1,401	1,399	227	164	82	1
構成比						
湯前町		100.00%	16.23%	11.72%	5.86%	0.07%
熊本県		100.00%	20.92%	14.90%	8.61%	0.15%
全国		100.00%	19.27%	13.45%	7.58%	0.13%

出典：「令和2年国勢調査」総務省

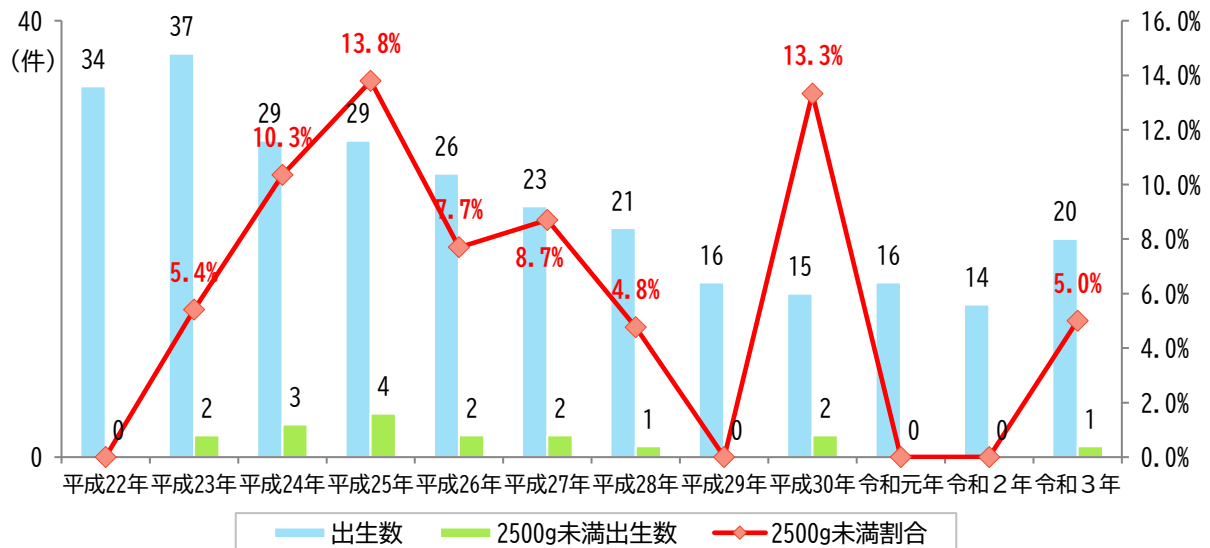
(4) 出生数の状況

出生数は平成29年度以降、10人台～20人で推移しています。

2,500g未満新生児の割合はサンプル数が限られるため年によってばらつきはあるものの、おおむね県の平均（H22年～R3年 8.7%～10.0%）を下回り、0人の年も見られます。

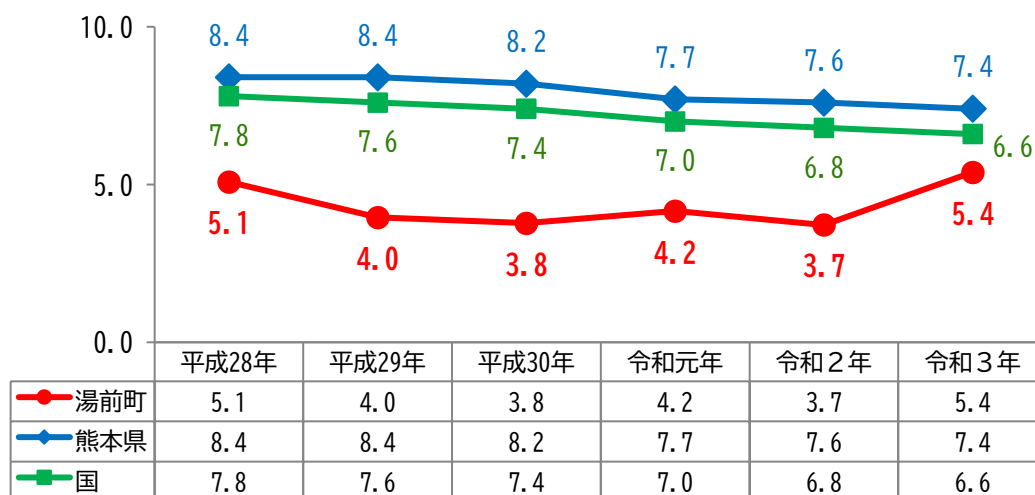
出生率は平成28～令和3年度の期間のすべての年で国・県を下回って推移しています。

■出生数、2,500g未満出生数・2,500g未満出生割合



出典：人口動態統計（厚生労働省）

■出生率（人口1,000人あたりの出生数）



出典：湯前町は人口動態統計及び住民基本台帳から算出
国・熊本県については人口動態統計（厚生労働省）

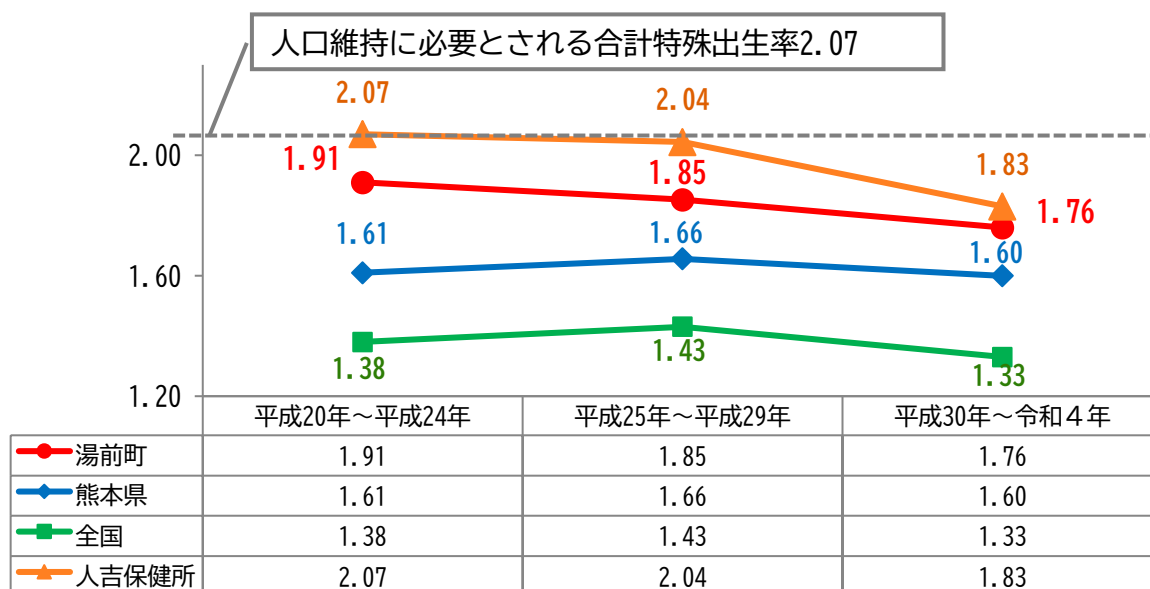
(5) 合計特殊出生率の状況

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.76と平成29年以前と比較して減少していますが、全国111位（1,887市区町村中）熊本県内11位と全国的には高い水準にあります。

20～34歳の人口が少なく、出生率は低いものの合計特殊出生率は高いことから、『地域で暮らしている女性が出産する割合は高いものの、若い世代の絶対数が不足しているため出生数が少ない。』ことがうかがえます。

また、平成25年～平成29年と平成30年～令和4年を比較すると、全国的に新型コロナウイルス感染症により出生数が低下したことに加え、人吉球磨圏域は令和2年7月豪雨の影響により出生数が低下したため、人吉保健所管区は、0.21ポイントと国・県よりも大きく減少していますが、湯前町は0.09ポイント減少と、圏域内では比較的減少幅が少なくなっています。

■合計特殊出生率の推移



出典：「人口動態 保健所・市区町村別統計」厚生労働省

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、**1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。**

■人吉球磨圏域の平成30年～令和4年の合計特殊出生率

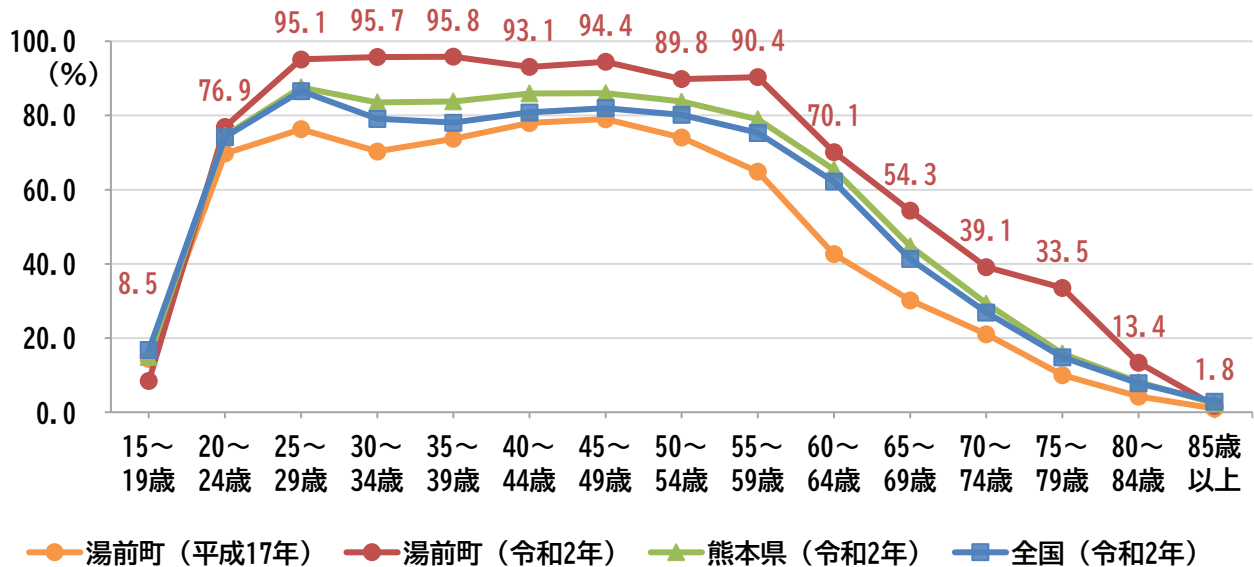
湯前町	人吉保健所管轄	人吉市	水上村	五木村	多良木町	あさぎり町
1.76	1.83	1.75	1.92	1.64	1.71	1.76

湯前町	人吉保健所管轄	錦町	相良村	山江村	球磨村
1.76	1.83	1.95	1.70	1.82	算出無し※

※球磨村は令和2年7月豪雨の影響による人口の変動を考慮し算出が行われていない。

（６）女性の労働力率の状況

令和２年の湯前町の女性の労働力率は、主な働き手となる 20～69 歳のすべての層で、令和２年の国・県及び平成 17 年の湯前町を上回っています。



出典：「令和２年国勢調査」総務省

（７）統計データからの湯前町の特徴

- 人口は減少しており今後もこの傾向は続く。
- 年少人口割合は減少しており、令和 17 年以降は 6.7～6.8%台でほぼ一定になると推計されている。
- 結婚を控えた世代や出産の中心となる世代である 20～34 歳の層が少ない。
- 平成 27 年から令和 2 年の間に世帯数が 5.3%減少しており、地域コミュニティの維持が課題となる。
- 18 歳未満のいる世帯の割合が国・県よりも低い。
- 平成 30～令和 4 年の合計特殊出生率は全国 111 位、熊本県内 11 位となっている。
- 平成 30～令和 4 年の合計特殊出生率は、全国的にコロナウイルス感染症の影響で低下している。人吉保健所管轄区域はそれに加え令和 2 年 7 月豪雨の影響により合計特殊出生率が国・県よりも大きく低下しているが、湯前町の減少幅は人吉保健所管轄区域全体よりは小さい（湯前町 0.09 ポイント減、人吉保健所管轄区域 0.21 ポイント減）。
- 25～64 歳の女性の労働力率がほぼ 9 割台と非常に高く、保育や一時預かりが重要となる。

2 アンケート調査結果から

「湯前町こども計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な地域の特性や子育て家庭の状況、潜在的なサービスのニーズを調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、「湯前町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

■調査方法及び回収率等

	調査対象者	調査方法	回収率
未就学児 保護者向け調査	湯前町内の就学前児童を 保育する世帯の保護者	町内保育園等での配付・回収 町内保育園を利用していな い世帯については郵送によ る配付・回収	91.8% (67 件/73 件中)
小学生保護者 向け調査	湯前町内の小学生児童を 保育する世帯の保護者	小学校での配付・回収	85.1% (69 件/81 件中)

■調査結果利用上の注意

- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答が可能な設問（複数回答）の場合、割合の合計が100%を超える場合があります。
- ・ 数表、図表中の「n=」は回答件数を表します。
- ・ 数表及び図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(1) 子育てと家族を取り巻く状況

①子育ての主な担い手

○子育ての主な担い手については、未就学調査、小学生調査ともに、「父母ともに」が6割台後半、「主に母親」が26%台となっています。

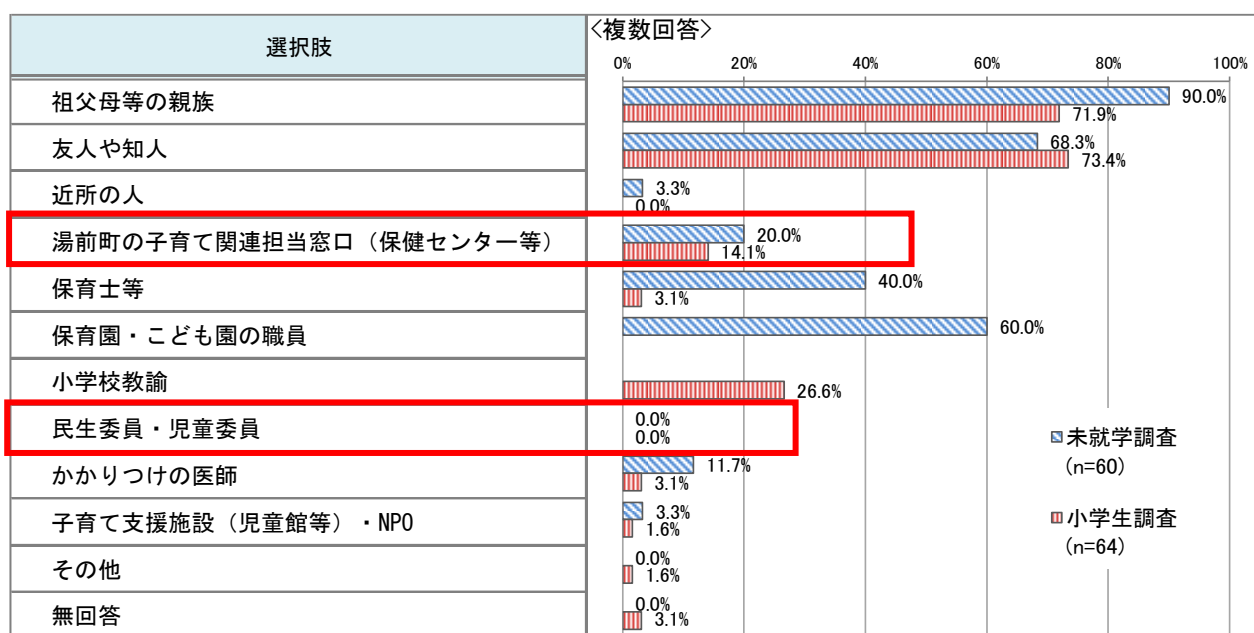
②子育てに関する相談先

○子育てに関して相談できる相手の有無については、未就学・小学生調査ともに「いる/ある」が約9割となっています。(図表省略)

○子育てに関する相談先は、未就学調査、小学生調査ともに「祖父母等の親族」と「友人や知人」が上位1～2位となっています。

○相談先のうち公的な相談窓口としては「湯前町の子育て関連担当窓口（保健センター等）」は未就学調査で20.0%、小学生調査で14.1%、「民生委員・児童委員」は未就学・小学生ともに0.0%となっています。

■子育てに関する相談先（相談できる相手が「いる/ある」と回答した人のみ）

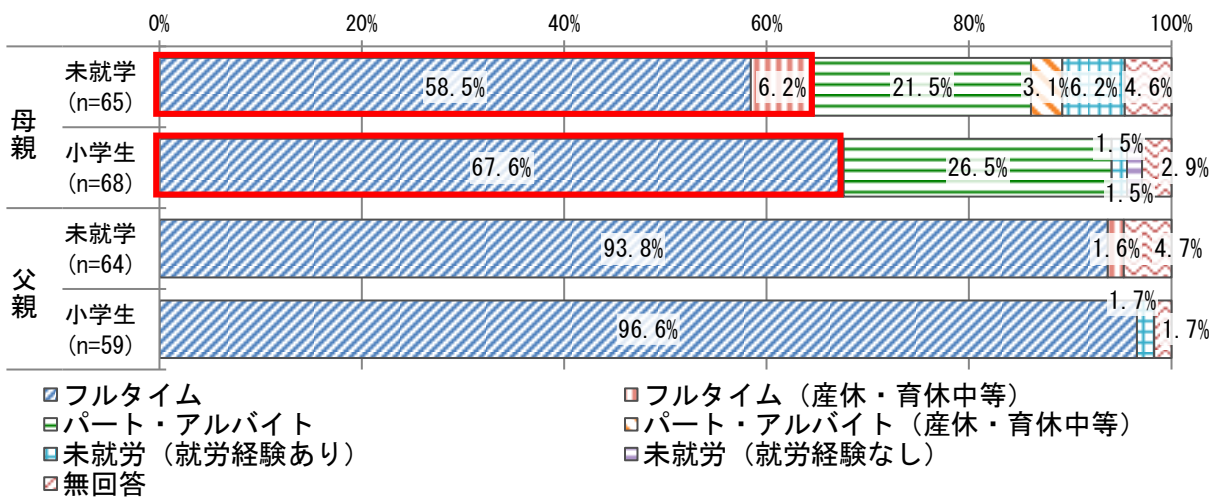


③就労等の状況

(ア) 父母の就労状況

- フルタイム就労している母親の割合についてみると、未就学・小学生ともに6割台と過半数となっており、フルタイム就労が浸透している状況がうかがえます。
- 母親、父親ともに何らかの形で就労している人がほとんどであることから、育児と就労の両立支援や、緊急時や用事の際の一時的な預かりなど、共働き世帯へのサポートが重要となります。
- 育児休業の取得状況について前回調査と比較すると、父親は大きな変化が見られないものの、母親では、育児休業を取得する母親が増加しています。(図表省略)

■父母の就労形態



(イ) 就労日数・就労時間

- 就労日数・就労時間は、母親は未就学・小学生ともに5日台前半、7時間台後半、父親は5.5日前後、9時間台前半と、未就学・小学生の間で大きな差は見られません。
- 就労日数は、6日以上(「6日」+「7日」の合計)という回答が未就学調査、小学生調査ともに母親で2割台、父親で4割台となっており、土日の預かり等の充実が求められます。
- 週あたりの平均就労時間は、父母ともに、「週5日、1日8時間」のいわゆるフルタイム就労に相当する週40時間を超えています。

■平均就労日数・就労時間

	未就学調査		小学生調査	
	母親	父親	母親	父親
平均就労日数	5.2 日	5.4 日	5.3 日	5.5 日
1 日あたり平均就労時間	7.7 時間	9.3 時間	7.8 時間	9.2 時間

(2) 幼児期の教育・保育の利用の状況

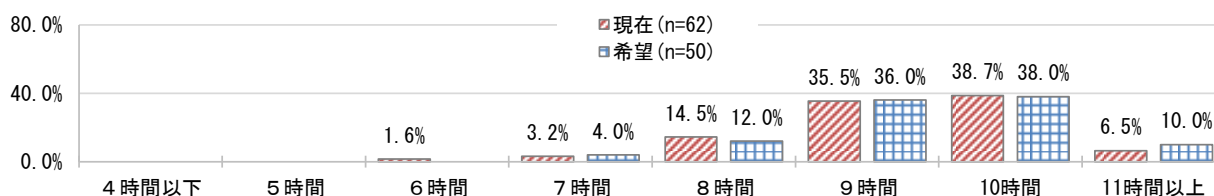
①利用日数・利用時間等

- 現在定期的に利用している教育・保育事業と今後利用したい事業の両方で、「認可保育所」と「認定こども園」が上位1～2位、その他の項目は1割未満となっています。
- 保育所・認定こども園（幼児期の教育・保育）の現在の利用日数は5.52日、1日あたり平均利用時間は9.27時間、週あたり平均利用時間は51.27時間となっています。
- 現在の利用日数・時間と希望する日数・時間を比較すると大きな差は見られません。
- 希望する利用開始時間のうち最も早い時間帯、利用終了時間のうち最も遅い時間帯は、現在の開始・終了時間と同じ「7時」から「19時」までとなっており、7時より前、19時より後の利用希望はありませんでした。

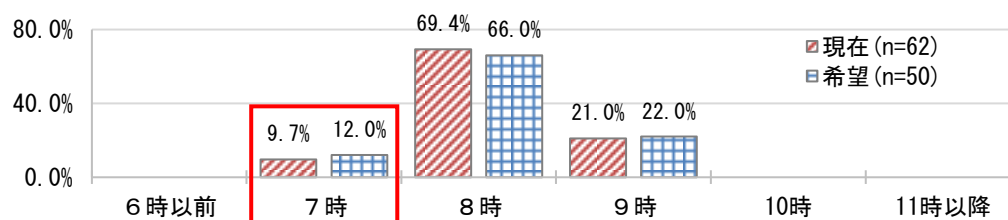
■利用日数（現在何日利用しているか/希望として何日利用したいか）



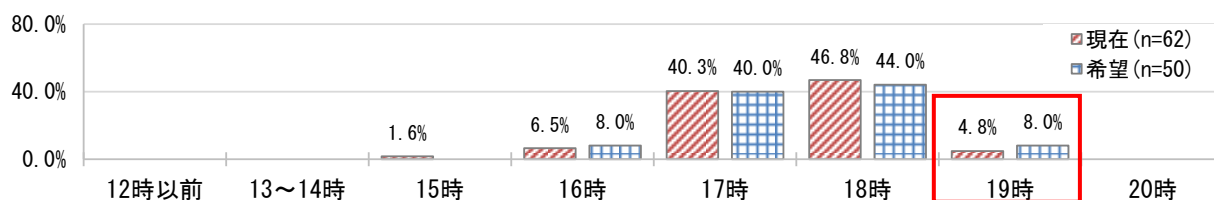
■利用時間（現在何時間利用しているか/希望として何時間利用したいか）



■利用開始時間（現在何時から利用しているか/希望として何時から利用したいか）



■利用終了時間（現在何時まで利用しているか/希望として何時まで利用したいか）



※すべて無回答を除いて集計

②土曜日、日曜・祝日の保育園・認定こども園の利用ニーズ

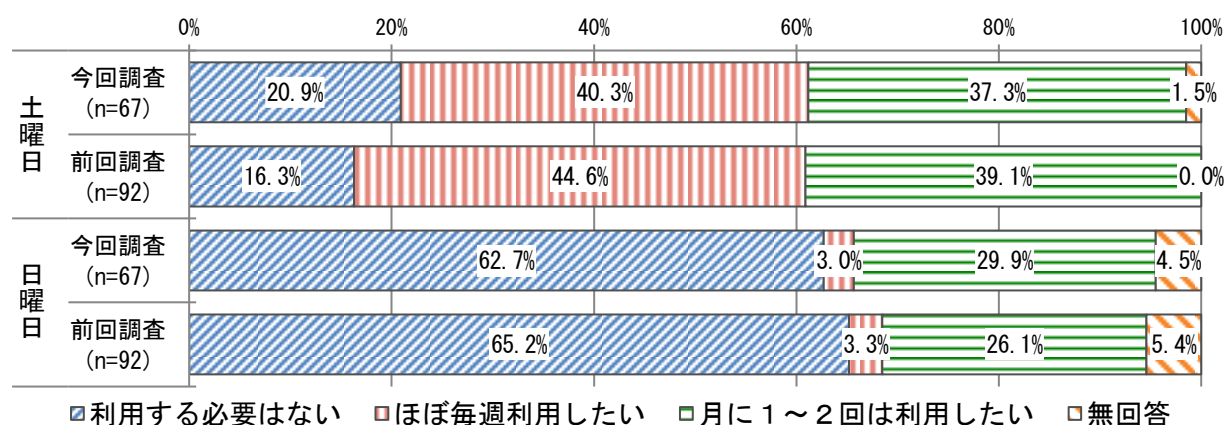
○土曜日の保育園・認定こども園の利用については「利用したい」が 77.3%、日曜・祝日は 32.9%となっています。

○前回調査と比較して土曜日の利用ニーズが 6.4 ポイント減少（83.7%→77.3%）していますが、依然として約 8 割と高いニーズがあることから、土曜日に保育園・認定こども園が安定して利用できるように支援することが重要となります。

○児童の年齢別でみると、0 歳児の保護者では、土曜日に「ほぼ毎週利用したい」が 58.3%、日曜・祝日に「月に 1～2 回は利用したい」が 50.0%と、他の層と比較して利用ニーズが高くなっています。

○「月に 1～2 回は利用したい」と回答した人の、その理由としては「月に数回仕事が入るため」が 66.7%、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が 35.9%、「息抜きのため」が 17.9%となっています。（図表省略）

■土曜日、日曜・祝日の保育園・認定こども園等の利用ニーズ



■土曜日、日曜・祝日の利用ニーズの前回比較

	利用したい （「ほぼ毎週利用したい」＋「月に 1～2 回は利用したい」）		
	今回調査	前回調査	今回と前回の差
土曜日	77.6%	83.7%	6.4 ポイント減
日曜・祝日	32.9%	29.4%	3.5 ポイント増

（3）休日のこどもの過ごす場所として希望する場所・施設（記述回答）

◇遊具の充実した公園

◇屋内施設（雨天でも利用できる施設、親子で過ごせる場、児童館、子育て支援センター、保健センター 等）

◇保育園・こども園などの土日利用、園庭開放

(4) 病気の際の預かり等の状況

○病気などで通常の教育・保育を休んだ経験の有無については、未就学調査・小学生調査ともに前回と比較して大きく増加しています。

○病気の際の対応としては、未就学、小学生ともに「母親が休んだ」が最も高くなっています。

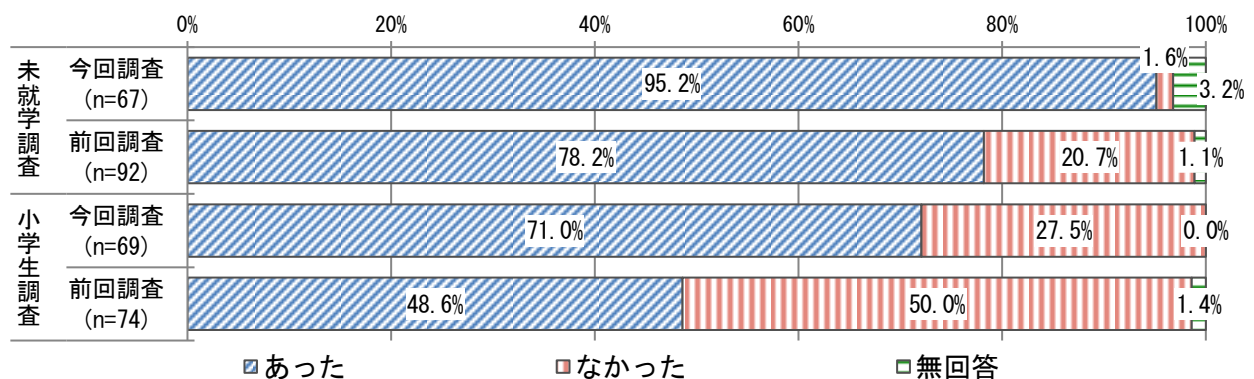
また、「病児・病後児の保育を利用した」が未就学調査で20.3%と前回から10.0ポイント増加しており、病児・病後児保育の利用が進んでいることがうかがえます。

○前回と比較すると、こどもの病気の際に父親が面倒をみる家庭の増加がうかがえます。

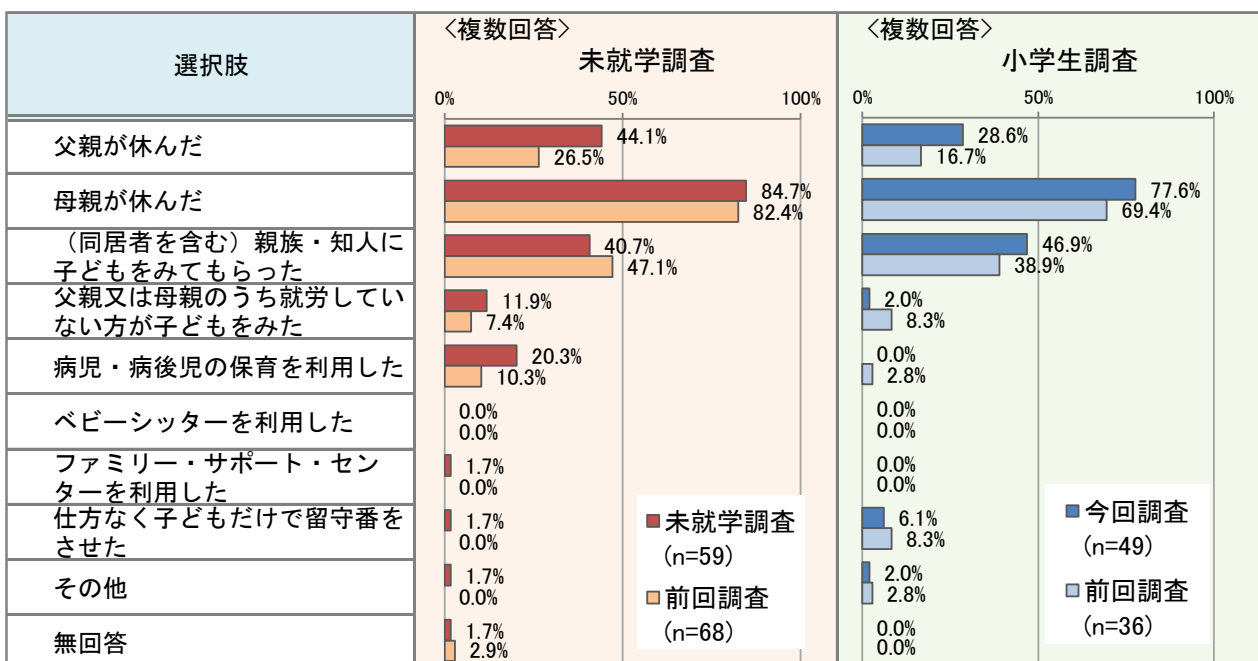
○父親か母親が仕事を休んだ際の考えとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人の割合は、未就学調査で49.0%（前回比19.7ポイント増）、小学生調査で12.5%（前回比9.5ポイント減）となっています。（図表省略）

○病児・病後児保育施設を利用する場合の希望する事業形態は、未就学・小学生ともに「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が7～8割台と最も高くなっています。（図表省略）

■この1年間で病気などで通常の教育・保育を休んだ経験



■病気の際の対応（この1年間にこどもが病気で通常の教育・保育を休んだ人のみ）

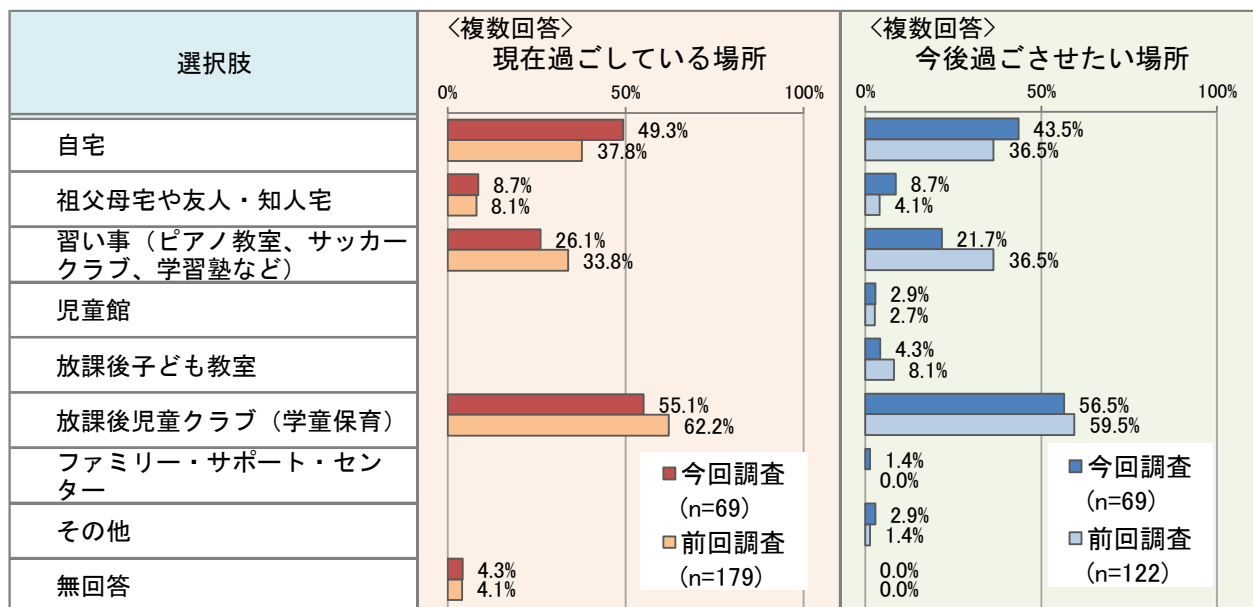


(5) 小学生の放課後の過ごし方及び放課後児童クラブのニーズ(小学生調査)

①小学生の放課後の過ごし方

○小学生の放課後の過ごし方については、現在過ごしている場所と今後過ごさせたい場所の両方で「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高く、次いで「自宅」、「習い事」の順となっています。

■放課後の過ごし方 前回比較

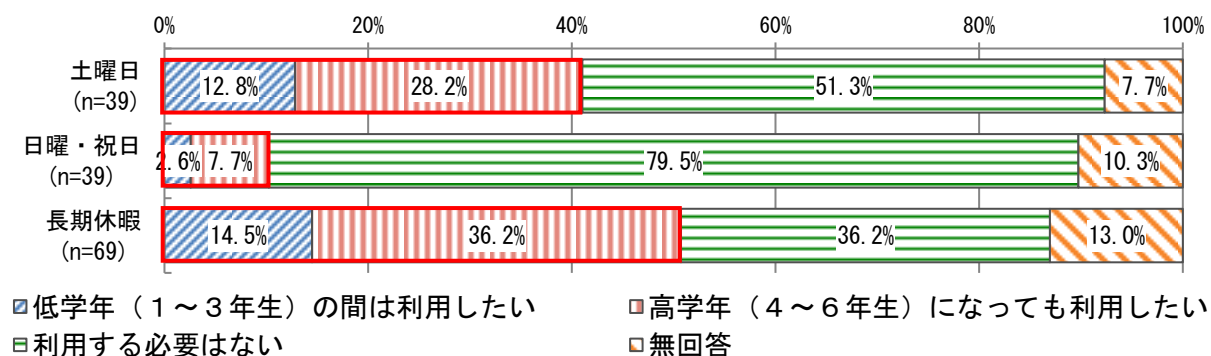


②土曜日、日曜・祝日、長期休暇時の放課後児童クラブの利用意向

○土曜日、日曜・祝日、長期休暇時の放課後児童クラブの利用意向（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の合計）は、土曜日が40.0%、日曜日が10.3%、長期休暇時が50.7%となっています。

○利用意向について世帯類型別でみると、サンプル数は限られるもののひとり親で土曜日の利用意向率が80.0%と特に高くなっています。（図表省略）

■土曜日、日曜日、長期休暇時の放課後児童クラブの利用意向



(6) 子育て支援に対する考え

①子育て支援の満足度

○満足度については、未就学調査で「高い」（「非常に満足している」＋「どちらかといえば満足している」）が52.3%、小学生調査で「高い」が49.2%と、「高い」が約5割となっています。（図表省略）

○満足度の平均点は、未就学調査で3.37（前回比0.25増）、小学生調査で3.24（前回比0.04減）となっています。

○世帯類型別でみると、未就学調査、小学生調査ともに「フル×フル」の世帯が平均より低く、「フル×パート」、「専業主婦（夫）」の世帯が高くなっています。

○ひとり親世帯については、未就学調査では3.67、小学生調査では2.89と満足度に関きが見られます。

■満足度平均点（5点満点）

	湯前町全体	世帯類型別				前回調査
		フル×フル	フル×パート	専業主婦（夫）	ひとり親	
未就学調査	3.37 (前回比0.25増)	3.08	3.87	3.75	3.67	3.12
小学生調査	3.24 (前回比0.04減)	3.11	3.56	4.00	2.89	3.28

※世帯累計「その他」はサンプル数が限られるため割愛。

②子育てする上での不安や悩み

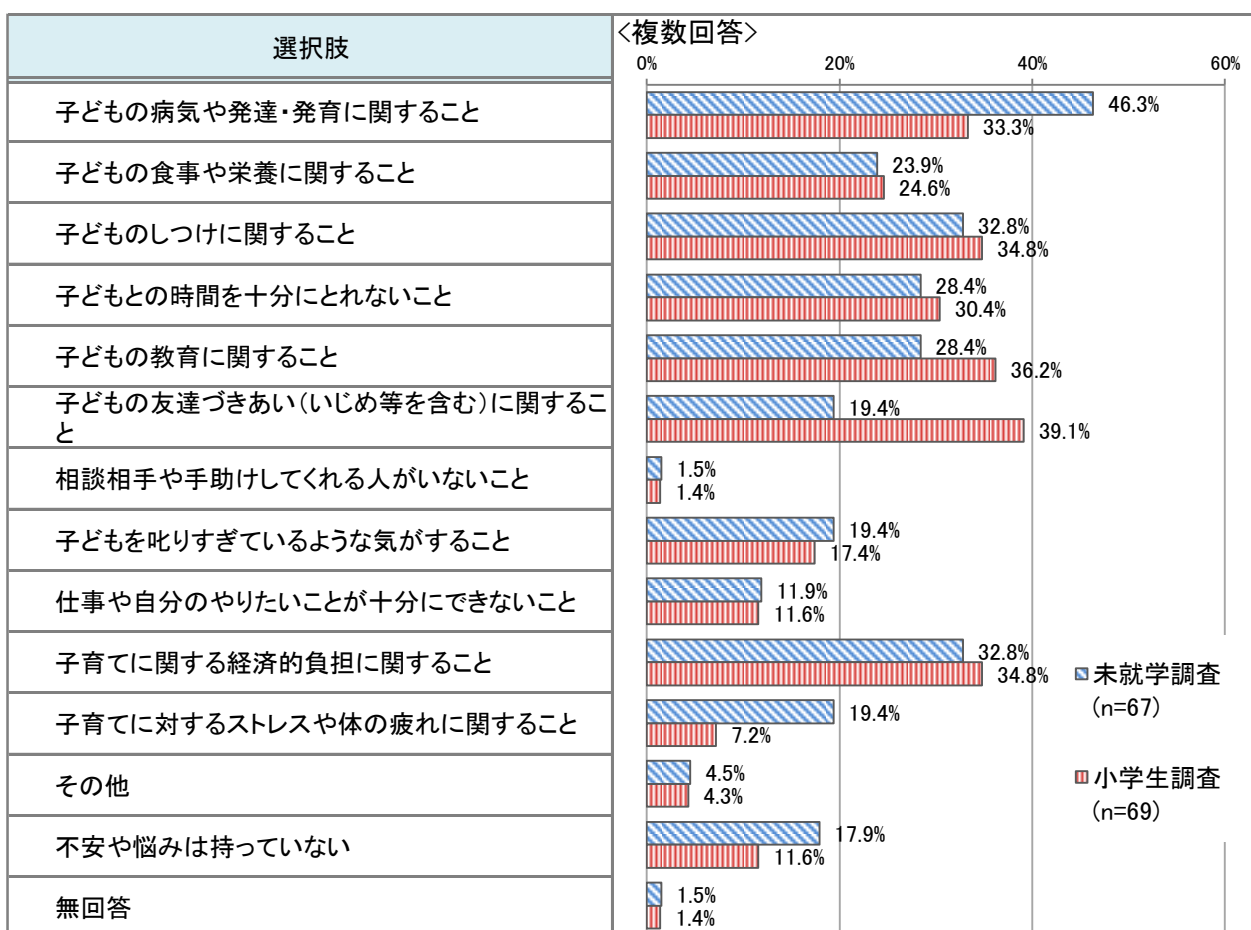
○未就学調査では「子どもの病気や発達・発育に関すること」が最も高く、次いで「子どものしつけに関すること」と「子育てに関する経済的負担に関すること」の順となっています。

○小学生調査では「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」が最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」、「子どものしつけに関すること」「子育てに関する経済的負担に関すること」の順となっています。

○未就学・小学生に共通する課題としてこどものしつけや経済的な負担が、未就学児の課題として幼児期の病気や発達・発育に関する事項、小学生の課題として友達や教育といった学校生活に関する事項が上位となっています。

子育て世帯への経済的な支援、こどもの発育やしつけに関する相談や周知啓発などの子育て支援策の強化、学校と連携してのこどもの教育や対人コミュニケーション能力育成の一層の充実が重要となります。

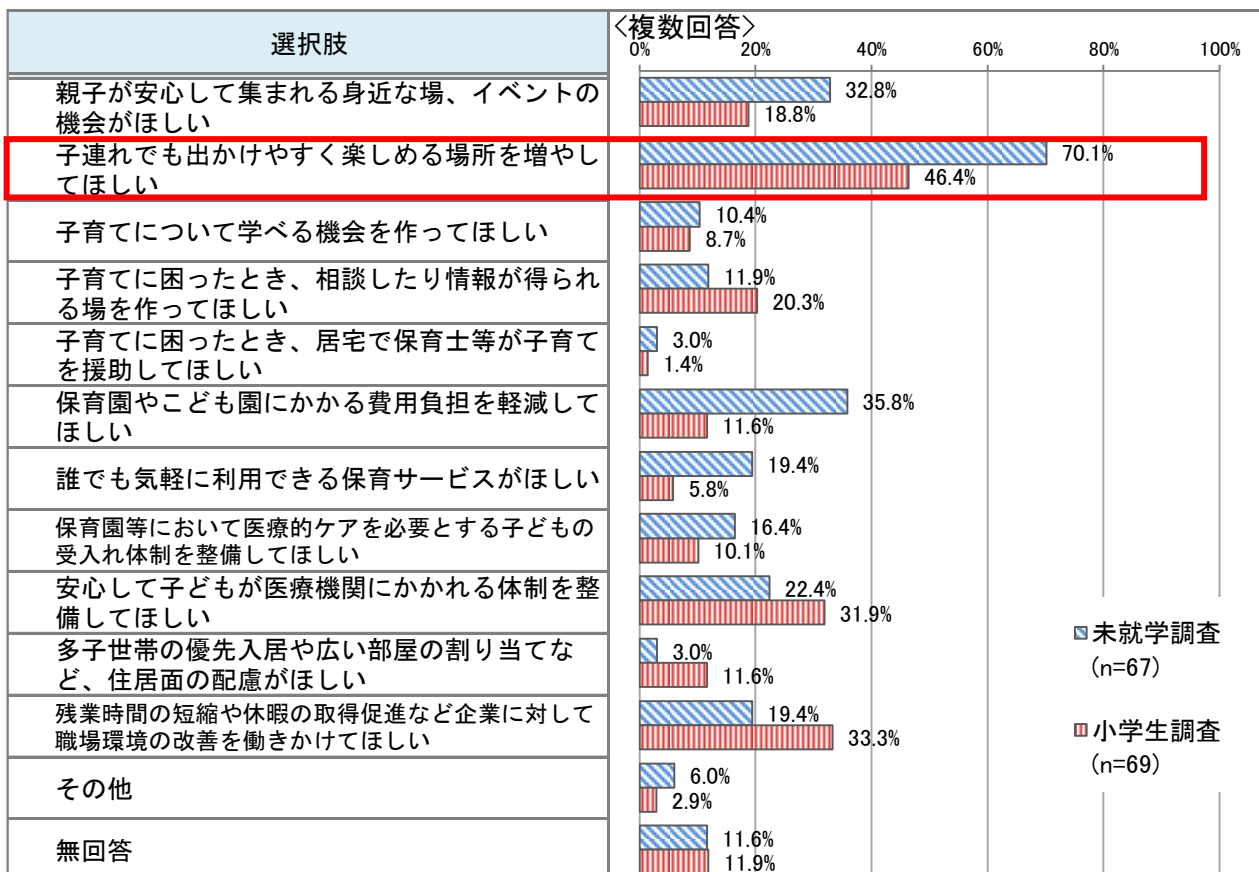
■子育てする上での不安や悩み



③必要な子育て支援策

- 未就学調査では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで「保育園やこども園にかかる費用負担を軽減してほしい」、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」の順となっています。
- 小学生調査では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の順となっています。
- 「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」は、未就学調査のすべての年齢層、小学生調査の6学年中4学年で最も高く、幅広い層でニーズが見られます。
- 未就学調査の現在子育て環境に不満がある層（地域の子育て環境に「満足していない」か「どちらかといえば満足していない」と回答した人）では、「子育てについて学べる機会を作してほしい」と「誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」についても他の層と比較して高くなっています。
- 未就学調査では、遊び場、イベント、園の費用といった子ども・子育てに直結する支援策が、小学生調査では、遊び場に加え、職場環境や小児医療などまちづくり全体にも関わってくる事項が求められています。

■必要な子育て支援策



3 こども調査から

こども計画の策定及びこどもに関する取組の内容検討にあたっては、こどもの生活状況やこどもの意見を幅広く聴取し反映させることが必要となることから、町内のこどもの意見を把握するアンケート調査を実施しました。

■調査方法及び回収率等

調査区分	調査対象者	調査手法	回答率
小学生調査	湯前町内の小学4年生～6年生 89名	学校での インターネット調査	94.4% (84人/89人)
中学生調査	湯前町内の中学1年生～3年生 99名		86.9% (86人/99人)

■調査結果利用上の注意

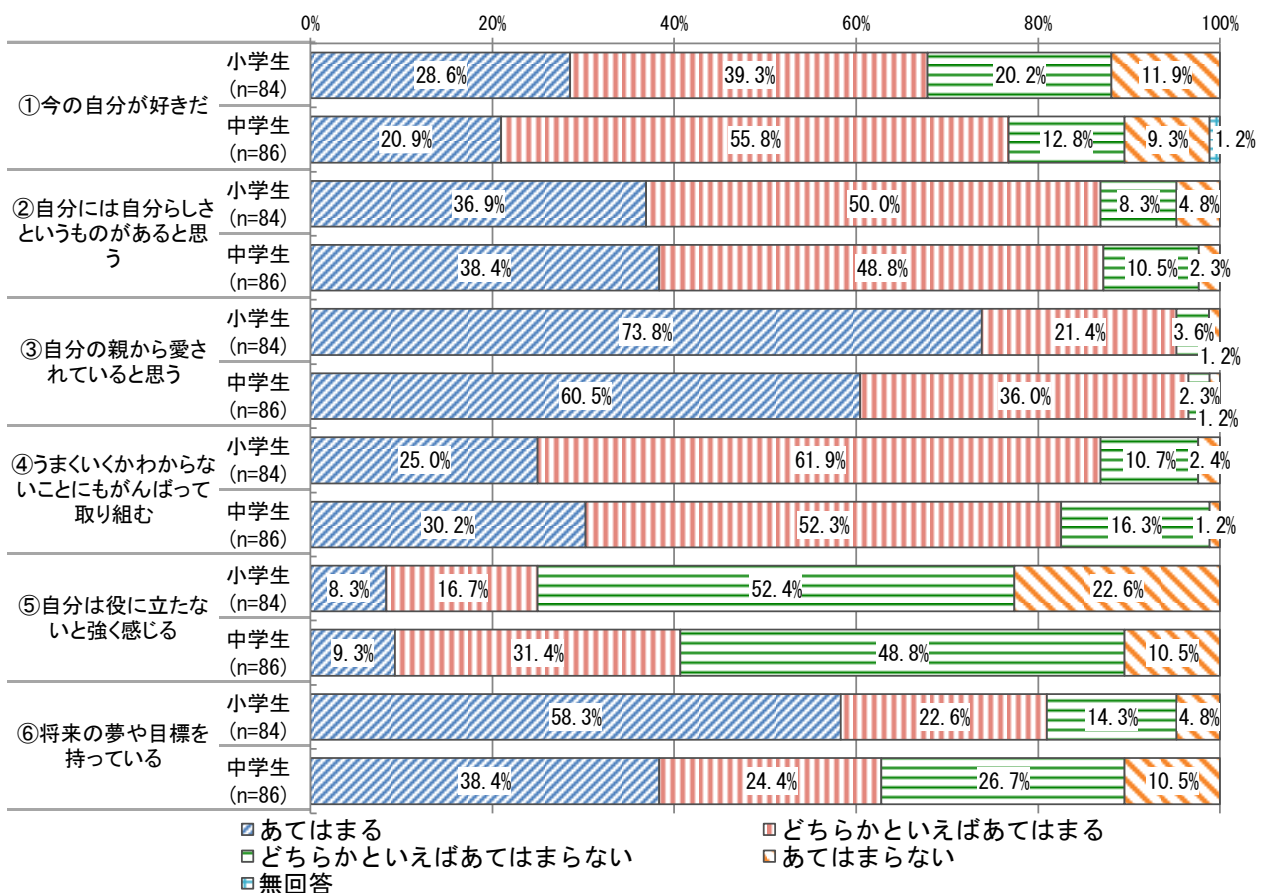
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答が可能な設問（複数回答）の場合、割合の合計が100%を超える場合があります。
- ・数表、図表中の「n=」は回答件数を表します。
- ・数表及び図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

(1) 自分に関する考え

○自分に関するポジティブな考えである①～④及び⑥については、小学生、中学生ともに『あてはまる』が6割以上となっています。「①今の自分が好きだ」について『あてはまる』が小学生で67.9%、「⑥将来の夢や目標を持っている」について中学生で62.8%と、他の項目と比較してやや低くなっています。

○ネガティブな考えである「⑤自分は役に立たないと強く感じる」について『あてはまる』が小学生で25.0%、中学生で40.7%と、自分の能力に否定的な児童・生徒が見られます。

■自分に関する考え



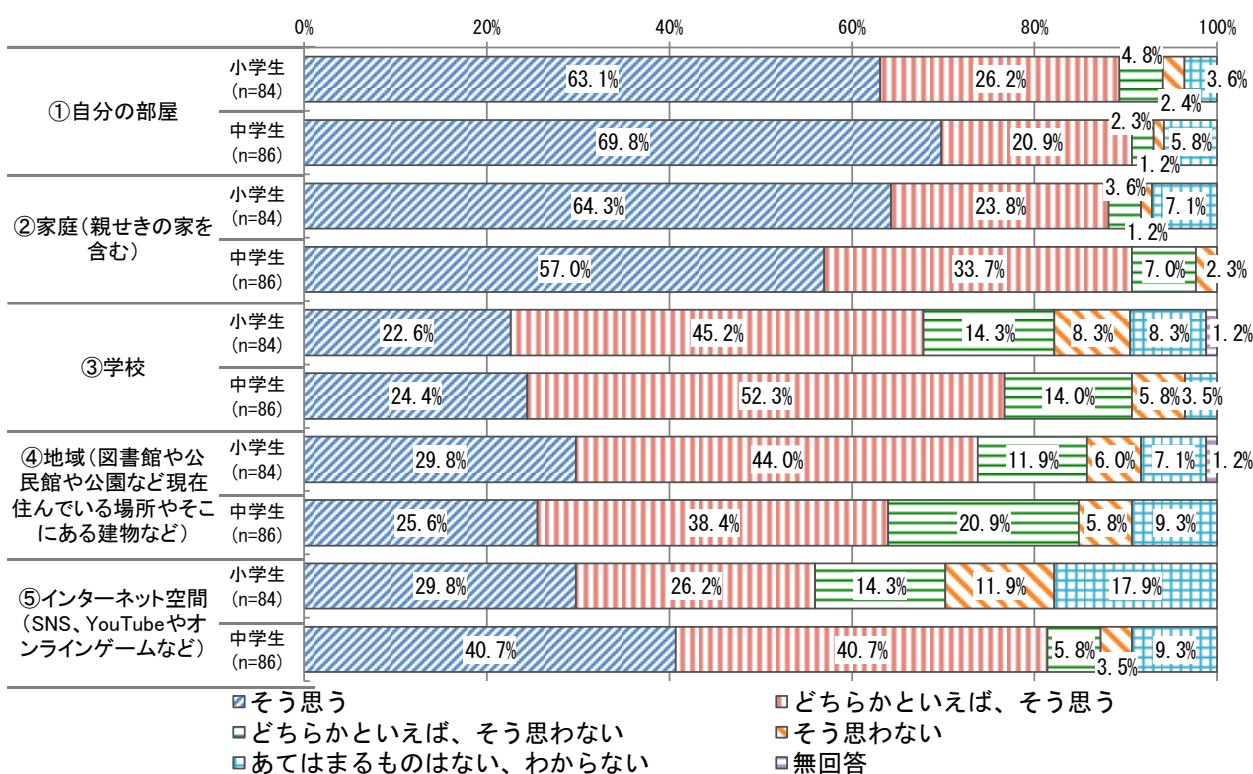
■『あてはまる』の割合（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」の合計）

	小学生	中学生
①今の自分が好きだ	67.9%	76.7%
②自分には自分らしさというものがあると思う	86.9%	87.2%
③自分の親から愛されていると思う	95.2%	96.5%
④うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む	86.9%	82.5%
⑤自分は役に立たないと強く感じる	25.0%	40.7%
⑥将来の夢や目標を持っている	80.9%	62.8%

(2) 自分の居場所

- 『思う』の割合についてみると、小学生、中学生ともに「①自分の部屋」と「②家庭（親せきの家を含む）」が約9割となっています。
- 「そう思う」の割合についてみると、「③学校」が小学生で22.6%、中学生で24.4%と、ともに5項目の中で最も低くなっています。
- 「⑤インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」について、『思う』の割合が小学生で56.0%、中学生で81.4%と、中学生が小学生を25.4ポイント上回っています。インターネット空間を自分の居場所だと『思う』中学生の割合は、学校(76.7%)、地域(64.0%)よりも高く、インターネット空間が中学生にとって重要な場所となっていることがうかがえます。

■自分の居場所だと感じる場所



■『思う』の割合（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の合計）

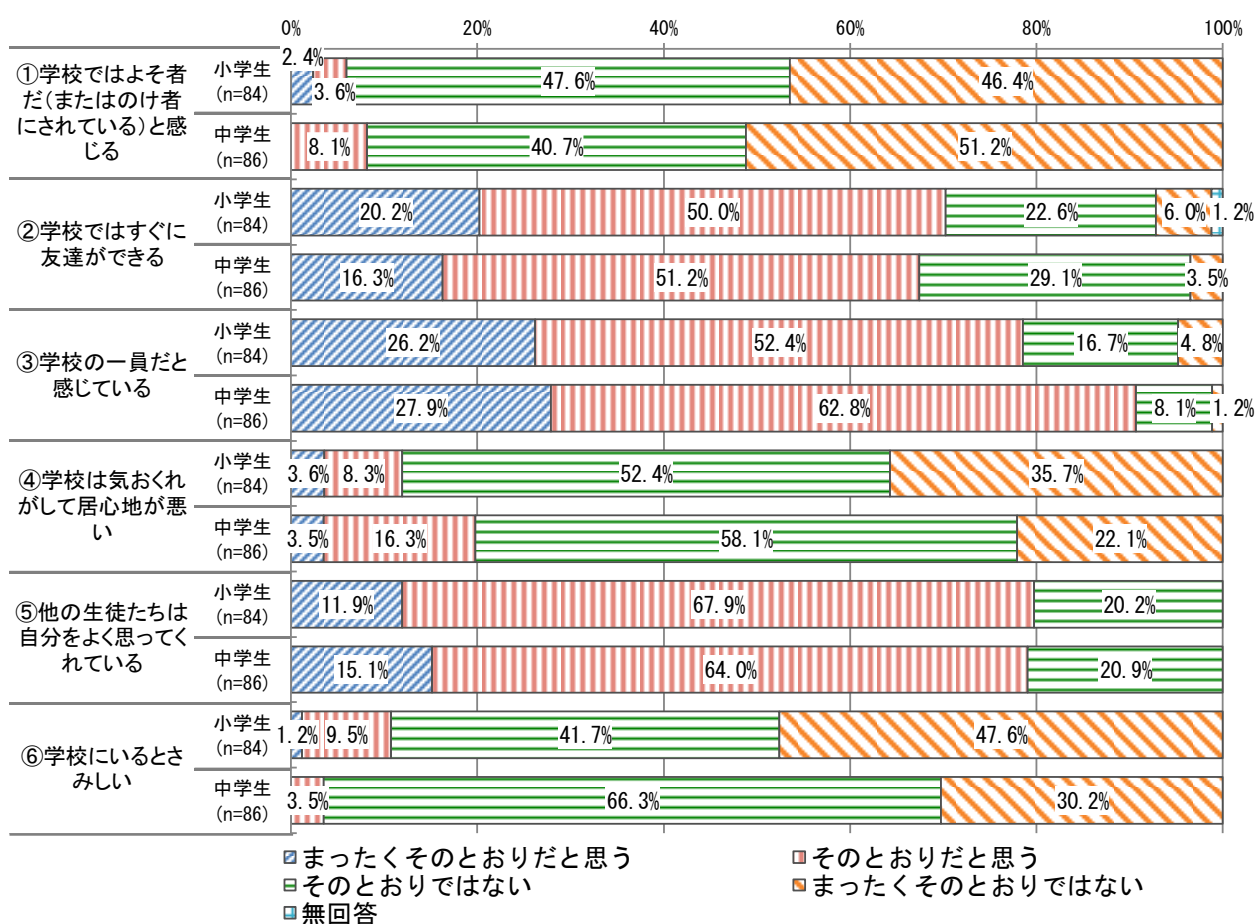
	小学生	中学生
①自分の部屋	89.3%	90.7%
②家庭（親せきの家を含む）	88.1%	90.7%
③学校	67.8%	76.7%
④地域（図書館や公民館や公園など現在住んでいる場所やそこにある建物など）	73.8%	64.0%
⑤インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）	56.0%	81.4%

(3) 学校生活について

○学校生活についてのポジティブな考えの項目である②、③、⑤は、小学生、中学生ともに『思う』の割合が6割以上となっています。

○ネガティブな考えの項目である①、④、⑥のうち、①、⑥は『思う』の割合が1割未満となっていますが、「④学校は気おくれがして居心地が悪い」については小学生で11.9%、中学生で19.8%と、ネガティブな考えの項目の中では高くなっています。

■学校生活についての考え（友人と過ごす時間だけではなく学校生活全体に対する考え）



■『思う』の割合（「まったくそのとおりだと思う」＋「そのとおりだと思う」の合計）

	小学生	中学生
①学校ではよそ者だ（またはのけ者にされている）と感じる	6.0%	8.1%
②学校ではすぐに友達ができる	70.2%	67.5%
③学校の一員だと感じている	78.6%	90.7%
④学校は気おくれがして居心地が悪い	11.9%	19.8%
⑤他の生徒たちは自分をよく思ってくれている	79.8%	79.0%
⑥学校にいるとさみしい	10.7%	3.5%

(4) 悩みとその相談相手について

○嫌なことや悩みが「ある」人の割合は、小学生では14.3%、中学生では9.3%と、小学生が5.0ポイント上回っています。(図表省略)

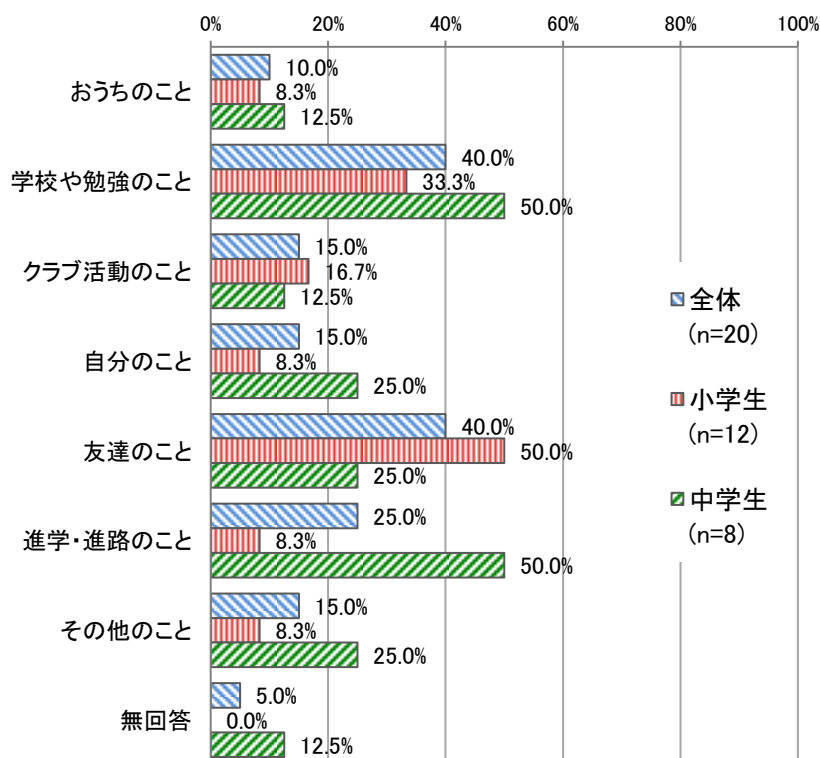
○嫌なことや悩みの内容については、小学生では「友達のこと」が50.0%、中学生では「学校や勉強のこと」と「進学・進路のこと」が50.0%と、それぞれもっとも高くなっています。

○悩みの相談相手については、小学生では「親」が75.0%と最も高く、次いで「友達」が61.9%、「おじいさん・おばあさん」が35.7%となっています。

中学生では、「友達」が69.8%と最も高く、次いで「親」が55.8%、「おじいさん・おばあさん」と「きょうだい」が22.1%となっています。(図表省略)

○悩みの相談相手について、悩みの有無別でみると、小学生では悩み無しの層で悩み有りの層よりも相談相手がいる割合が高く、中学生では悩み有りの層で「誰もいない」割合が37.5%と他の層と比較して特になくなっています。

■嫌なことや悩みの内容



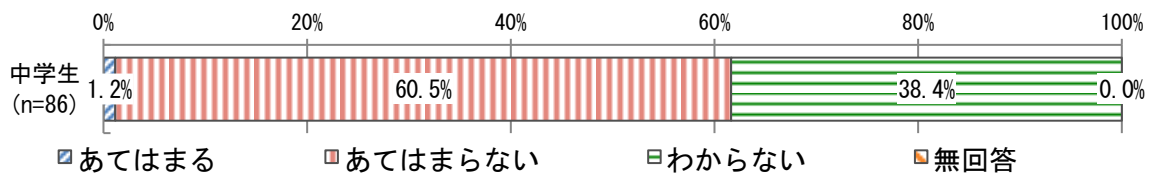
■悩みの有無別 悩みの相談相手（一部選択肢のみ掲載）

	小学生		中学生	
	悩み無し	悩み有り	悩み無し	悩み有り
親	79.2%	50.0%	56.4%	50.0%
おじいさん・おばあさん	40.3%	8.3%	21.8%	25.0%
きょうだい	36.1%	16.7%	20.5%	37.5%
友達	62.5%	58.3%	71.8%	50.0%
誰もいない	6.9%	8.3%	9.0%	37.5%

（５）ヤングケアラーについて（中学生のみ）

- 自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについては、「あてはまる」が 1.2%（86 件中 1 件）、「あてはまらない」が 60.5%、「わからない」が 38.4%となっています。
- ヤングケアラーにあてはまると思う人のヤングケアラーとなっている理由については、「親が家にいない時間が長いから」が 1 件となっています。

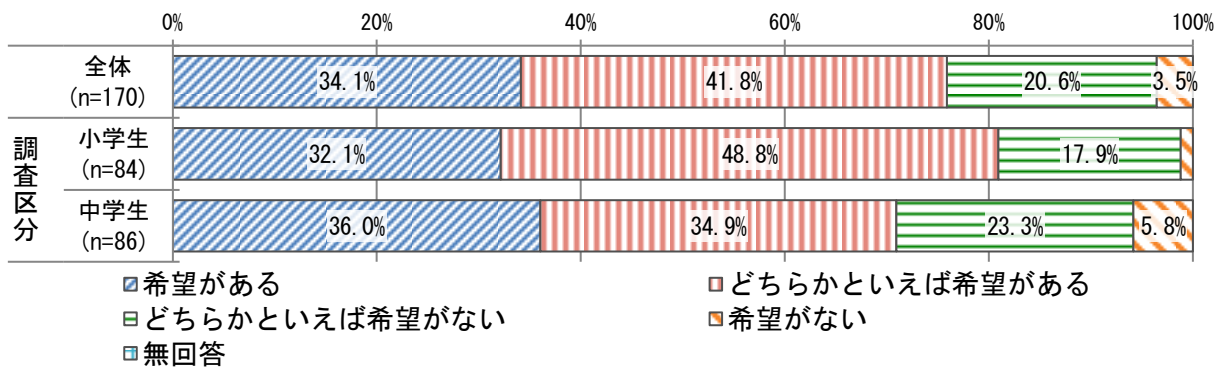
■自分がヤングケアラーにあてはまると思うか



（６）将来について

- 将来に関する明るい希望の有無については、『希望を持っている』（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」の合計）が小学生で 80.9%、中学生で 70.9%となっています。

■将来に関する明るい希望の有無

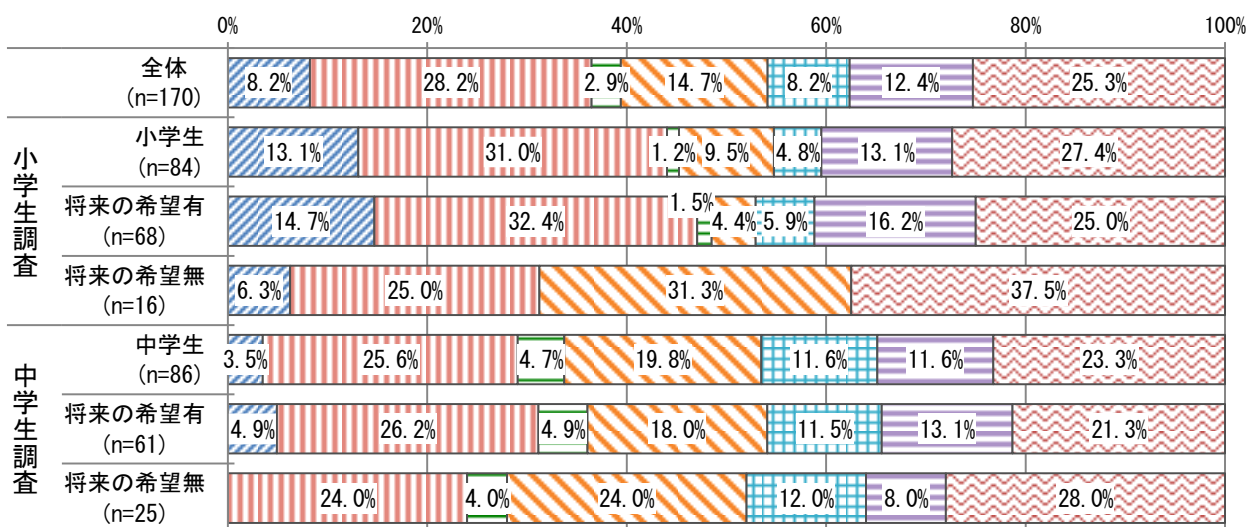


区分	『希望を持っている』 （「希望がある」＋「どちらかといえ ば希望がある」の合計）	『希望を持っていない』 （「希望がない」＋「どちらかといえ ば希望がない」の合計）
小学生	80.9%	19.1%
中学生	70.9%	29.1%

○将来湯前町に住み続けたいかについては、『将来湯前町に住みたい』（「ずっと住み続けたい」＋「町外に出ると思うがいずれはもどりたい」＋「どちらかといえば住み続けたい（もどりたい）」の合計）が小学生で45.3%、中学生で33.8%となっており、小学生、中学生ともに『将来町外にうつりたい』（「町外にうつりたい」＋「どちらかといえば町外にうつりたい」の合計）割合を上回っています。

○希望の有無別でみると、小学生、中学生ともに、希望有りの層が『将来湯前町に住みたい』と『将来町外にうつりたい』の両方で希望無しの層を上回っています。

■将来湯前町に住み続けたいか



- ずっと住み続けたい
- どちらかといえば住み続けたい（もどりたい）
- どちらかといえば町外にうつりたい
- 町外にうつりたい
- まだわからない
- 無回答

区分		『将来湯前町に住みたい』 （「ずっと住み続けたい」＋ 「町外に出ると思うがいずれはもどり たい」＋「どちらかといえば住み 続けたい（もどりたい）」の合計）	『将来町外にうつりたい』 （「町外にうつりたい」＋「ど ちらかといえば町外にうつりた い」の合計）
全体		39.3%	20.6%
小学生	小学生全体	45.3%	17.9%
	希望有り	48.6%	22.1%
	希望無し	31.3%	0.0%
中学生	中学生全体	33.8%	23.2%
	希望有り	36.0%	24.6%
	希望無し	28.0%	20.0%

(7) 湯前町の生活について

○生活の満足度の平均点は、小学生で 8.20、中学生で 7.90 となっています。また、将来の希望の有無別でみると、希望有りの層が希望無しの層を小学生では 1.18 ポイント、中学生では 0.59 ポイント上回っています。

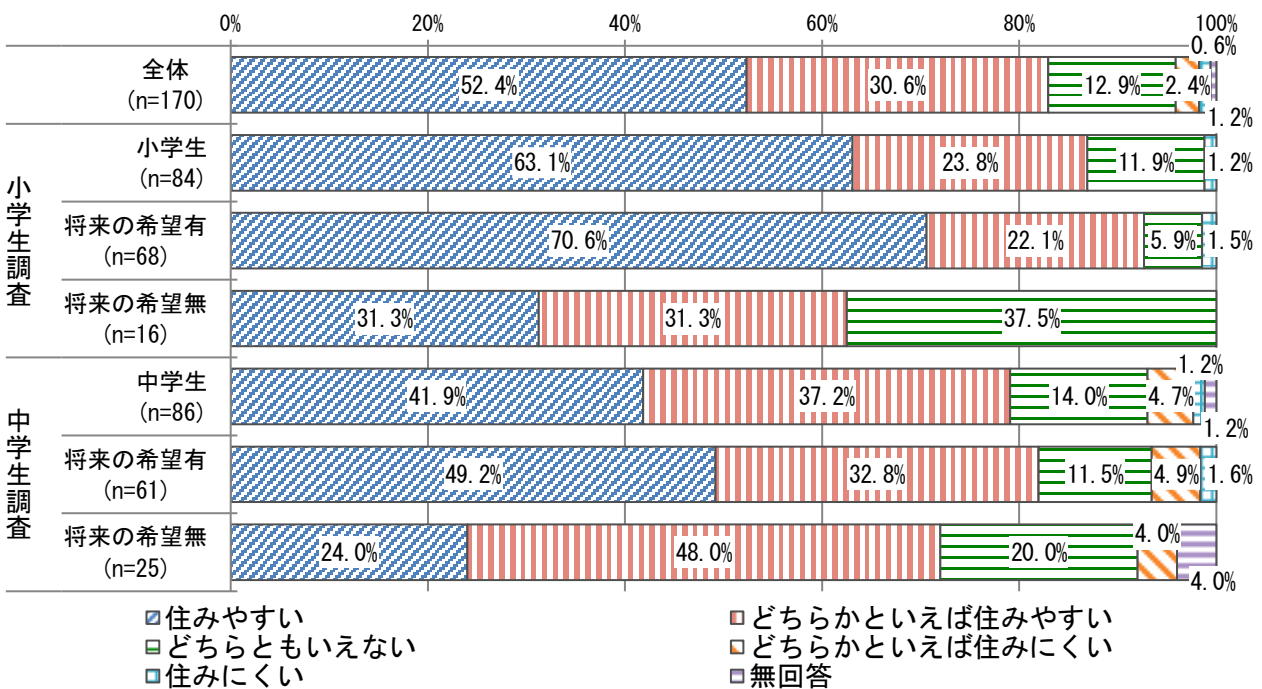
○湯前町の住みやすさについては、『住みやすい』（「住みやすい」＋「どちらかといえば住みやすい」の合計）が小学生で 86.9%、中学生で 79.1%となっています。

○希望の有無別でみると、小学生、中学生ともに『住みやすい』の割合について希望有りの層が希望無しの層を上回っています。

■生活の満足度の平均点（将来の希望の有無別）

	全体	小学生調査			中学生調査		
		小学生全体	将来の希望有り	将来の希望無し	中学生全体	将来の希望有り	将来の希望無し
満足度平均点	8.05	8.20	8.43	7.25	7.90	8.07	7.48

■湯前町の住みやすさ



区分		『住みやすい』 （「住みやすい」＋「どちらかとい えば住みやすい」の合計）	『住みにくい』 （「住みにくい」＋「どちらかとい えば住みにくい」の合計）
小学生	全体	86.9%	1.2%
	希望有り	92.7%	1.5%
	希望無し	62.6%	0.0%
中学生	全体	79.1%	5.9%
	希望有り	82.0%	6.5%
	希望無し	72.0%	4.0%

(8) 湯前町への要望

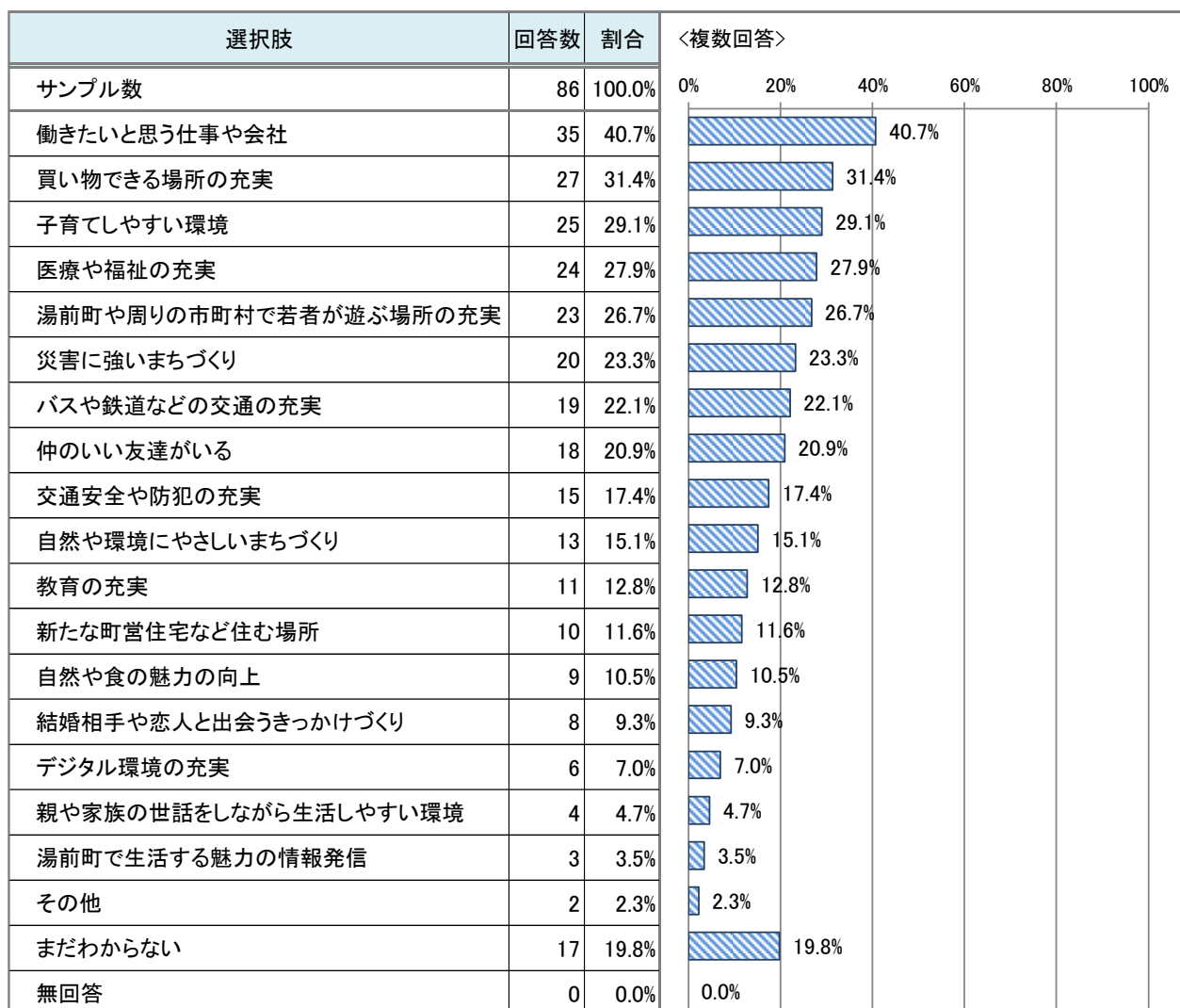
○湯前町で社会人として生活する上で充実させてほしいことについては、「働きたいと思う仕事や会社」が40.7%と最も高く、次いで「買い物できる場所の充実」が31.4%、「子育てしやすい環境」が29.1%となっています。

○学年別でみると、中学3年生で「働きたいと思う仕事や会社」と「医療や福祉の充実」がそれぞれ52.0%と、1年生、2年生と比較して特に高くなっています。

○悩みの有無別及び希望の有無別でみると、すべての層で「働きたいと思う仕事や会社」が最も高くなっています。(図表省略)

また、悩み有りの層で「働きたいと思う仕事や会社」と「湯前町や周りの市町村で若者が遊ぶ場所の充実」がそれぞれ62.5%と悩みの無い層と比較して、20～40ポイント程度上回っています。(図表省略)

■湯前町で社会人として生活する上で充実させてほしいこと（中学生のみ）



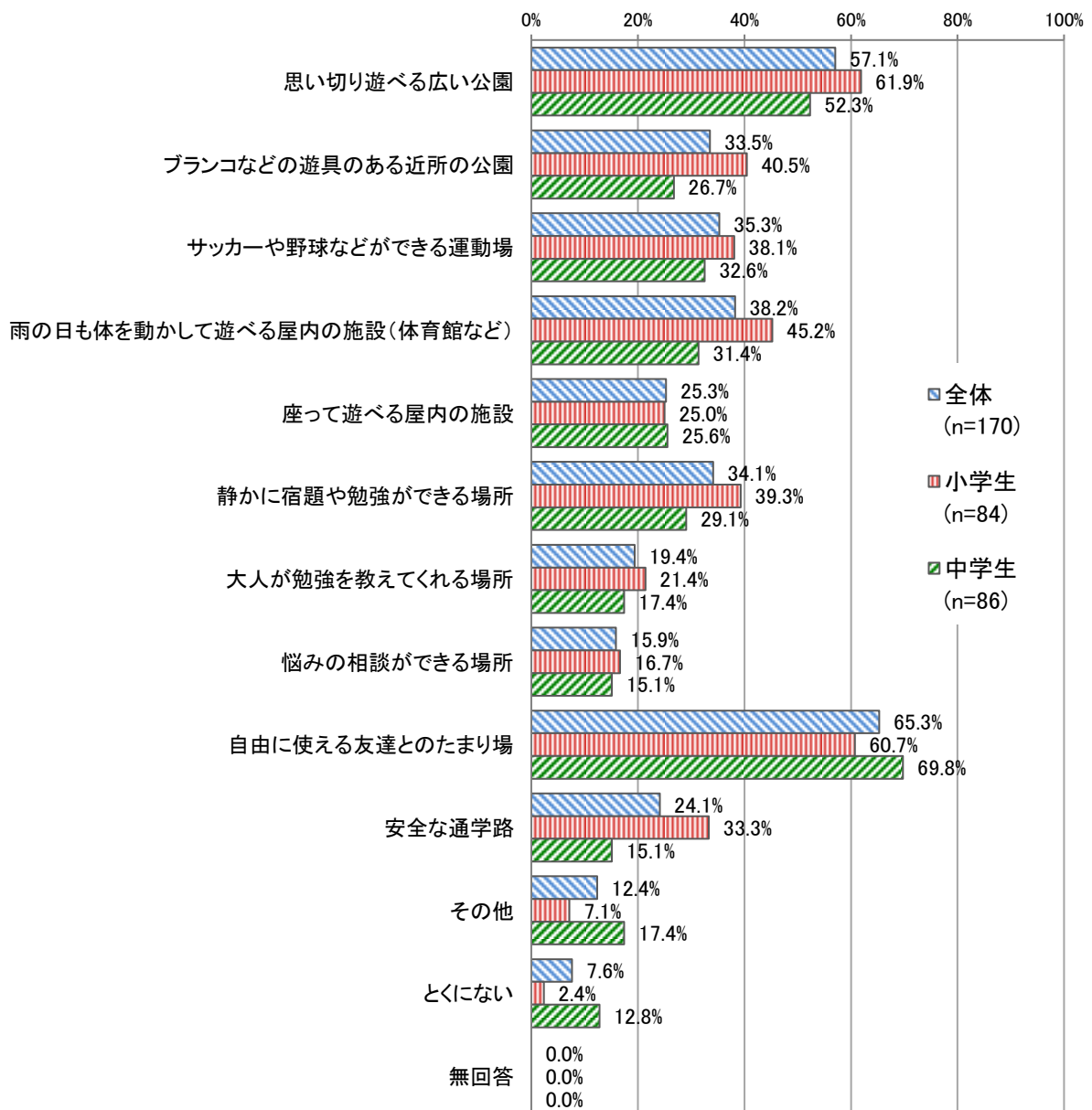
○湯前町にあったらいいと思う場所については、小学生、中学生ともに「思い切り遊べる広い公園」と「自由に使える友達とのたまり場」が5～6割台で上位1～2位となっています。

○小学生と中学生を比較すると、小学生は4項目が4割程度（「ブランコなどの遊具のある近所の公園」、「サッカーや野球などができる運動場」、「雨の日も体を動かして遊べる屋内の施設（体育館など）」、「静かに宿題や勉強ができる場所」）と中学生を上回り、遊びや勉強の場を求めていることがうかがえます。

また、小学生では「安全な通学路」についても33.3%と3人に1人が希望しています。

○周囲の大人に希望することについては、小学生、中学生ともに1位は「とくにない」、2位は「困っている時は声をかけてほしい」、3位は小学生では「危ないことや迷惑がかかることをしたら注意してほしい」、中学生では「自分のことは自分で決めさせてほしい」となっています。（図表省略）

■湯前町にあったらいいと思う場所



4 施設調査結果

湯前町こども計画の策定にあたり、町内の教育・保育の実態や支援者側の課題、要望等を把握し、計画に反映することを目的として、湯前町の教育・保育施設等に対しヒアリング調査を実施しました。

■調査対象

調査	対象
教育・保育施設対象調査	町内保育園、認定こども園 2園
小中学校対象調査	町内小中学校 2校
放課後児童クラブ対象調査	放課後児童クラブ 2箇所

■調査結果

保育園・認定こども園の現状・課題	
職員の過不足	やや不足：1施設 適当：1施設
施設定員の増減計画	あり：2施設
開所時間	7時～19時、7時30分～19時
【早朝・夜間・土日の預かりの状況】 ○平日の8時までに登園する園児は20～30名、18時30分以降（延長保育）の利用は年間数名程度。土曜日の午前中は、半数程度で1日利用は10～15名程度。保護者からの要望は、開園時間を早めてほしいとの意見があったが、職員の確保が難しい。 ○早朝の利用者、土曜日の利用者が少なくなっている。	
【人材確保や運営に関する課題や必要な支援】 ○町の障害児保育補助事業について、対象児を保健師の意見書で加配ができるようにしてほしい。また、保育士1人分相当の補助額にしてほしい。 ○職員確保上の課題として産休や育休の代替え職員についての確保が難しい。	

放課後児童クラブの現状・課題	
有資格者の過不足	やや不足：2施設
補助スタッフの過不足	適当：2施設
受け入れの状況	受け入れ人数に余裕がある：2施設
現在の終了時間	19時：1施設 19時30分：1施設
土曜・日曜の預かり	土曜は実施して日曜は実施していない：2施設
長期休暇時の預かり	7時30分～19時、7時30分～19時30分

放課後児童クラブの現状・課題

【人材確保や運営に関する課題や必要な支援】

- 児童数の減少に伴い、利用人数も減ってきているので、児童数に応じた職員配置数を、町独自の条例で定めて欲しい。
- 放課後児童支援員の研修を近くで受けられたらいいと思う。土曜日など、児童が少なくなる時間帯の特例措置をつくってほしい。

【土日の預かりに関する課題、意向】

- 土曜の利用は少ないが、保護者にとっては土曜保育がないと困る家庭もあるので、今後も実施していく。
- 現状を維持したい。

【利用の状況】

- 利用の変化としては、以前は平日 19 時頃まで利用があったが、ここ 1～2 年で 18 時半までの利用がほとんどになった。土曜日に関しても 10 人以上の利用があったが、現在は多くても 4～5 人の利用になり、降所時間も 16:30～17:30 までの利用がほとんどになった。

保護者からの要望や保護者対応について町に支援してほしい事項

【学校】

- 通学路の草刈りが滞ったり、毛虫が大量発生したりで、通学しにくいという相談が夏場にあった。
- 将来的に、少子化に伴い、修学旅行や卒業アルバムなどの個人負担が増えている状況があり、町からの支援があると保護者は嬉しいと思われる。

【保育園】

- 一時預かり（長期帰省時、出産時等）、病児保育についての問い合わせがある。
- 要望や相談は受けることはあるが町に取り組んでもらう内容ではない。

療育の必要な児童、貧困家庭・ヤングケアラーなど課題を抱える児童・家庭の現状等

【学校】

- 養育能力の厳しい保護者、家庭教育力の厳しい環境の下で生活しているこどもたちがいる。町から支援だけでなく、指導してもらえる体制があると学校は助かる。
- 心のサポートのために入院措置が必要な生徒の家庭への全面的な経済支援（入院費用だけでなく、食費なども支援していただけるとよい）

【保育園】

- 保健師とこどもの情報共有ができており、丁寧に保護者へのアプローチをしていただき大変ありがたい。
- 就学後も保健福祉課と教育課がさらに連携をとって児童・保護者のサポートを継続してほしいと思う。
- 今後とも密に連携を取って情報共有ができていくことを望む。
- 家庭背景において、保護者のケアも必要などころがあると感じます。話しやすい聞きやすい連携機関体制は常に必要かと思います。

2020年から2024年の5年間での子童や保護者に関する課題、ニーズ、要望の変化

【学校】

- コロナ禍を経て、教育に対する考え方は変わったと思う。学校が全てを担うというのではなく、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの役割がある。特に、他県や他地域で見られているように、PTA活動は大きな変換時期のように感じる。
- 児童生徒間のSNS上でのトラブルが増えた。大人を大人とっていない児童生徒が増えたように感じる。

【保育園】

- こどもの発育については、0歳児から気になる（育てにくい）こどもが増えているように感じます。
- 保護者からの要望はありませんが、夜寝ない、癇癪がひどい、離乳食が上手に進まないなど子育てについての相談が多い。

こども誰でも通園制度について（保育園・認定こども園のみ）

- この制度については、保育士の負担が大きいことや慣れない環境で過ごすこどもの精神的負担も大きいように思う。
- 過疎地域においては月10時間しか利用できないので利用者は少ない（いない）と思われる。
- 本園では自主事業で一時預かり事業（里帰り出産等）をおこなっているもので、様子を見たい。

少子化対策や児童・生徒が将来地域に残るための考え・アイデア（学校のみ）

- 学校を卒業したこどもたちが外に出ていくのはある意味自然な感じではしょうがないところかなと思う。それよりも、30代、40代になった人たちをターゲットにした対策を拡大してはどうか。住宅支援、就職支援。それを今のこどもたちにアピールし、将来湯前に戻ってこようかなと感じさせて、外に出ていかせるのはどうか？
- 地域に残すことも大切ですが、将来的に帰ってくるためにも、故郷の自然や文化、人々のよさを実感することができるような取組や機会を設けていく必要があると考えます。

幼保・小・中連携の現状やさらに連携を効果的にするための支援等

【学校】

- 少子化に伴い、学校再編の動きが将来あるかもしれませんが、他町村にみられる義務教育学校には疑問があります。安易に義務教育学校に、という方向にならないことを期待しています。
- 幼保小中連携等、町が中心となって熱心に取り組んでいただいている。

【保育園】

- 架け橋プログラムの研修会を幼保等小中の全職員でやってほしいです。
- 今年、小学校より幼保は、見学に来ていただく機会がありましたが、小学校全体で共有がなされているのかなと感じたことがあります。お互いにしっかり全職員で、統一した共通認識を図ることは大切だと学びました。町内2園での交流を増やしましたが、来年も継続し保育園、小学校、中学校と連携を取ることができていくとよいです。

湯前町の子育て環境全般や子育て支援の取組についての意見・要望

【学校】

- 学校に対する町や地域からの協力や応援、支援は大きなものがあり、たいへん嬉しいです。これからもよろしくお願いします。
- 中学校は地域の方とともに伝統芸能継承活動に取り組んでいるが、棒踊りに関しては後継者不足が危惧されているので、町をあげて取り組んでいただきたい。
- 学校に対して、町の支援は本当にすばらしいと感じています。財政的に厳しい時があるかもしれませんが、これからもよろしくお願いします。
- こどもを中心に据えて、町を挙げて熱心に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

【保育園】

- 副食費無償化をお願いしたい。
- 地域貢献として、休日の園庭の開放や保育園でのイベントなど検討していきたいと思います。

【放課後児童クラブ】

- 湯前町の子育て支援に関しては充実していると思う。これからも子ども達が安全で安心して生活できるよう、町全体で見守り支援していけるような町であってほしいと思う。
- 施設の老朽化対策が課題となる



5 第2期計画の進捗状況

(1) 教育・保育事業

○1号認定及び2号認定（教育ニーズ）と2号認定（保育ニーズ）は、利用人数実績が利用人数見込みと同数かそれを下回っている。

○定員のうち町内確保分は令和4～5年度の2号認定（保育ニーズ）は定員実績が定員計画値を上回り、その他はおおむね見込みどおりの確保実績となっている。

① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）※1

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込（※２）		17	14	13	12	11
	①利用人数実績		7	7	9	11	11
	内 訳	町内こども園 利用実績	7	7	9	11	11
		広域利用 実績	0	0	0	0	0
確保方策 (定員)	定員計画値（※２）		15	15	15	15	15
	内 訳	町内こども園 予定定員	15	15	15	15	15
		広域利用 予定定員	0	0	0	0	0
	②定員実績		15	15	15	15	15
	内 訳	町内こども園定員	15	15	15	15	15
		広域利用	0	0	0	0	0
過不足（②―①）			8	8	6	4	4

実績値については、令和2～5年度は各年度末、令和6年度は8月時点の値。

※1 「2号認定（教育ニーズ）」とは2号認定者のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者（教育ニーズがある者）を指す。

※2 利用人数見込、定員計画値はそれぞれ計画策定時の量の見込、確保方策（定員）を表す。

② 2号認定（保育ニーズ）

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込		77	68	55	47	45
	①利用人数実績		69	52	40	36	32
	内 訳	町内保育所 利用実績	46	37	28	24	25
		町内こども園 利用実績	18	12	11	10	6
		広域利用 実績	5	3	1	2	1
確保方策 (定員)	定員計画値		80	68	55	47	46
	内 訳	町内保育所 予定定員	52	47	37	39	38
		町内こども園 予定定員	28	21	18	8	8
		広域利用 予定	0	0	0	0	0
	②定員実績		86	71	69	62	51
	内 訳	町内保育所定員	48	41	41	41	41
		町内こども園定員	33	27	27	19	9
		広域利用	5	3	1	2	1
過不足 (②－①)			17	19	29	26	19

○3号認定は、数字上は利用人数実績が利用人数見込み及び定員実績を上回って推移している年度があるが、これは算出手法の関係上のものであり、定員を超過し待機児童が出る年度はなかった。

③ 3号認定（0歳）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込		13	10	10	7	7
	①利用人数実績		17	18	25	22	17
	内 訳	町内保育所 利用実績	9	10	19	13	14
		町内こども園 利用実績	5	6	5	8	3
		広域利用 実績	3	2	1	1	0
確保方策 (定員)	定員計画値		15	9	10	10	9
	内 訳	町内保育所 予定定員	7	4	5	5	4
		町内こども園 予定定員	8	5	5	5	5
		広域利用 予定	0	0	0	0	0
	②定員実績		16	12	11	11	8
	内 訳	町内保育所定員	4	4	4	4	4
		町内こども園定員	9	6	6	6	4
		広域利用	3	2	1	1	0

※利用人数実績はその年度に0歳であった全利用者数（年度途中で1歳になった者も含む）であるため過不足について算出無し。

④ 3号認定（1～2歳）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込		39	34	32	25	26
	①利用人数実績		29	29	31	37	41
	内 訳	町内保育所 利用実績	15	16	16	26	30
		町内こども園 利用実績	13	11	13	8	11
		広域利用 実績	1	2	2	3	0
確保方策 (定員)	定員計画値		41	38	34	27	28
	内 訳	町内保育所 予定定員	20	21	19	17	18
		町内こども園 予定定員	21	17	15	10	10
		広域利用 予定	0	0	0	0	0
	②定員実績		37	34	34	33	27
	内 訳	町内保育所定員	18	15	15	15	15
		町内こども園定員	18	17	17	15	12
		広域利用	1	2	2	3	0

※利用人数実績はその年度に1～2歳であった全利用者数（年度途中で3歳になった者も含む）であるため過不足について算出無し。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業は、利用人数見込と利用実績に開きが見られるが、これは利用人数見込の算出手法によるものであり、計画期間中は当初の予定どおりの実施形態（週5日、1回につき5組の親子まで）で、利用希望者に対しては適切に事業を実施した。
- 病児保育は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度から令和4年度は利用実績が利用人数見込みを大幅に下回っているが、利用希望に対しては適切に対応を行った。
- 放課後児童クラブは令和3年度から利用定員を120人から160人に増員し事業を実施している。令和5～6年度は利用人数が減少していることが課題となる。
- 養育支援訪問事業については、令和2年度～令和5年度まで利用していた利用者に対し令和6年度は子育て世帯訪問支援事業を実施しているため、令和6年度実績は0人となっている。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業については第2期計画期間はニーズがなく、実施はなかった。

①利用者支援事業

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設 予定数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実施施設 実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

単位（人回/月）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用回数見込	206	196	186	176	166
	①利用実績	46	45	73	95	実施期間中
確保方策	定員計画値	206	196	186	176	166
	②定員実績値	46	45	73	95	実施期間中
	実施体制	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足 (②－①)		0	0	0	0	

③妊婦健康診査

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	対象者数見込	19	18	17	17	16
	対象者数実績	16	26	18	15	実施期間中
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	16 100%	26 100%	18 100%	15 100%	実施期間中
	提供体制実績	通年実施 検査回数1人あたり14回程度				

④乳児家庭全戸訪問事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	対象者数見込	19	18	17	17	16
	対象者数実績	13	19	18	17	実施期間中
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	13 100%	19 100%	18 100%	17 100%	実施期間中
	提供体制実績	実施体制：2人（保健師、栄養士） 実施機関：湯前町保健福祉課				

⑤養育支援訪問事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (対象者数)	対象者数見込	1	1	1	1	1
	対象者数実績	1	1	1	1	0
確保方策 (提供体制)	利用者数計画	1	1	1	1	1
	利用者数実績	1	1	1	1	0
	提供体制実績	湯前町社会福祉協議会にて実施				

⑥一時預かり事業

単位（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者数)	利用人数見込	4,395	4,395	4,395	4,395	4,395
	①利用実績	3,032	3,960	3,679	3,223	実施期間中
確保方策 (定員)	予定提供体制	4,395	4,395	4,395	2,930	2,930
	②提供体制実績	3,032	3,960	3,679	3,223	実施期間中
過不足（②－①）		0	0	0	0	

第2章 湯前町の現状

⑦延長保育事業

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者数)	利用人数見込	58	51	51	51	45
	①利用実績	39	31	26	53	実施期間中
確保方策 (定員)	定員計画値	58	51	51	50	45
	②定員実績値	39	31	26	53	実施期間中
	実施体制	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足 (②－①)		0	0	0	0	

⑧病児保育事業

単位（人回/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	87	81	76	73	75
	①利用実績	63	55	16	118	実施期間中
確保方策 (提供体制)	予定提供体制	87	81	76	73	75
	②提供体制実績	63	55	16	118	実施期間中
	実施体制	4町村広域で公立多良木病院に委託して実施				実施期間中
過不足 (②－①)		0	0	0	0	

⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	118	119	118	113	109
	①利用実績	124	146	135	121	111
確保方策 (定員)	予定提供体制	118	119	118	113	109
	②提供体制実績	120	160	160	160	160
過不足 (②－①)		-4	14	25	39	

【参考】利用者数内訳

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数見込		118	119	118	113	109
利用実績合計		124	146	135	121	111
	1年生	23	32	28	18	21
	2年生	24	27	30	29	18
	3年生	23	26	27	25	24
	4年生	23	22	16	23	19
	5年生	20	21	17	12	18
	6年生	11	18	17	14	11

(3) 施策の取組状況

基本施策1 多様なニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の環境整備

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【5段階評価】

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		6事業	1事業			3.9

【主な取組と課題】

- ◇乳児家庭全戸訪問事業を通して、保護者の状況を把握し産後うつ等の可能性がある場合は、医療機関からの情報提供により把握し通常より早い時期の家庭訪問を行っている。
- ◇里帰り出産者の状況把握と支援が課題である。
- ◇養育支援訪問事業については、令和2年度から令和5年度は1名の利用者がおり定期的に家庭訪問を行い、評価をして利用の継続の必要性を判断した。新設となった子育て世帯訪問支援事業や福祉サービス等への移行ができる環境も整えていく。
- ◇家庭的保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、現在、保護者からのニーズがないため未実施。
- ◇放課後児童健全育成事業（湯前町学童クラブ）については、2つの学童クラブで運営中。少子化等に伴い、利用者が減少している。
- ◇地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）については、令和2年度から町から1園に委託し事業を開始。

(2) 教育・保育サービスの充実

【5段階評価】

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数	1事業	5事業	1事業	1事業		3.8

【主な取組と課題】

- ◇病児・病後児保育事業については、現在広域4町村（湯前町、あさぎり町、多良木町、水上村）で公立多良木病院に運営を委託して実施している。
- ◇一時預かり事業については、現在、町から1園に対して委託事業として実施中。
- ◇休日保育事業については、自主事業として実施しているが、利用者はいなかった。
- ◇休日保育事業、延長保育事業ともに児童数の減少が課題となる。特に延長保育事業は保育を提供する上で重要な事業であることから、ニーズに応じて適切に対応する。
- ◇令和6年度に保育士研修事業として、町が主催し保育士向けに保護者向けペアレントプログラム体験を実施した。勤務時間に実施できるように、午睡中の時間を活用したため町内両園と学童クラブ合わせて8名の参加となった。単年度の予定で実施したが、参加できなかった保育士も多い。また今後は、講師となり得る町内の人材養成も課題となる。
- ◇保護者向けのみだけでなく、保育士向け講座も定期的を開催すべきか検討する。
- ◇幼児教育・保育の質の向上に向けた「幼児教育アドバイザー」の設置に至っていない。
- ◇教育・保育施設の防災対策として、各園で防災マニュアルを作成し避難訓練を実施している。また、避難所の機能向上の一環として、小中学校の施設改修を行っている。

(3) 子育て支援のネットワークづくり**【5段階評価】**

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		4事業		1事業		3.6

【主な取組と課題】

- ◇利用者支援事業については、令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等へ継続的な支援を行っている。
- ◇現在、町内2園で湯前町子育てサークルを実施しており、活動支援として母子手帳交付や乳児家庭訪問の際、両サークルについて紹介している。
- ◇親子ふれあい事業については、栄養士と食生活改善推進員の指導のもと実施をしていたが、コロナ禍により未実施。
- ◇育児講座事業については、2園で実施しており、こどもや保護者から好評となっている。

(4) 子育て相談・情報提供の充実**【5段階評価】**

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数			1事業	1事業		2.5

【主な取組と課題】

- ◇相談体制の充実については、乳幼児健診の保健指導やその後のフォロー等を電話や保育園訪問等で実施している。課題として担当者が1名のため優先度が高い対象者から対応しており、よりきめ細かな相談体制のためにはその他の対象者へ日常的にフォローできるマンパワーが不足している。
- ◇母子保健では、健診後のフォローや母子手帳アプリを活用した情報提供を実施しているが、アプリの活用が母子保健事業のみとなっており、より多様な活用に取り組む必要がある。

(5) 子育て家庭への経済的支援**【5段階評価】**

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		5事業				4.0

【主な取組と課題】

- ◇各種手当に関する周知については、対象者等に旬報での周知や国・県のパンフレットを配布したが、ホームページ等での周知が少なかった。
- ◇子ども医療費助成事業については、令和元年9月から高校3年生まで医療費無償を拡大。手続等については、戸籍の窓口や母子保健担当、児童手当担当等と連携をとっている。課題として、現在窓口自己負担なし（現物支給）できる範囲が球磨人吉圏域の医療機関に限られているため、圏域外の医療費に対する償還払い申請の手間が生じている。
- ◇出生の届け出に応じて出生祝い金支給事業の案内を行っている。また、自宅訪問による贈呈式を実施することで対象者の負担軽減（新生児と共に外出すること等）につながっている。町の広報誌で出生者の紹介を行っており、出生祝い金贈呈式の際の写真掲載等により認識も強くなってきている。

(6) 仕事と子育ての両立支援の充実**【5段階評価】**

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		2事業				4.0

【主な取組と課題】

- ◇職場における子育て意識の啓発については、労働時間や就労形態などに関する制度の情報提供を充実させて、各種制度の周知啓発を行うことで、事業所の意識向上を図っている。
- ◇家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、家事や育児などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動を行った。

基本施策2 子どもの健やかな育ちのための支援**(1) 母子の健康支援の充実****【5段階評価】**

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数	1事業	5事業		1事業		3.9

【主な取組と課題】

- ◇保健師や管理栄養士が乳幼児健診や家庭訪問を行い健康の保持増進のため保健指導を実施。また発達支援のため療育相談員と保健師が保育園訪問、保護者と面談を繰り返し、発達相談や療育・医療の紹介や提案を行っている。
- ◇母子手帳の交付の際に、1時間弱の保健指導に加え、記入いただく書類が多いため妊婦の負担になっている。体調が悪い場合は短時間で最低限の内容とし、記入書類は後日持参いただく対応をとる場合もある。申請書類の電子化を検討する。
- ◇妊婦健康診査については、未受診者はいないが、受診結果の把握は2～3か月後で、保健師による保健指導は困難なため産婦人科の対応のみとなっている。
- ◇幼児健診は対象者数が少ないため全年齢を同時に実施しており、対象者にも実施者にも混雑が生じやすい。また、発達特性のスクリーニングや視覚検査、聴覚検査等、検査項目が多く各年齢に応じた実施者のスキルアップ方法が課題となっている。
- ◇乳幼児の歯科検診前に歯磨きの重要性や家庭でのおやつや飲料の取り方の指導を行っている。課題として、むし歯保有率が高い子に限って検診に来られない。
- ◇予防接種の実施について乳幼児訪問や通知等の様々な媒体で案内を行っているがA類定期接種について、何度も通知をしてようやく接種される方や、未接種の方がおられ、接種率100%にならない種類がある。
- ◇こどもの事故予防のための啓発については、母子手帳交付、赤ちゃん訪問、乳幼児健診の全年齢において保健指導の際にパンフレット配布や事故防止の話をしている。
- ◇事故防止に関する課題として、数年に1人は乳児期のやけどや転落等が起きている。骨折に至った乳児もあり、事故発生の頻度や割合等の現状の把握ができていない。
- ◇妊娠期の支援機会が少なく、妊婦教室など安心して出産を迎えるための施策について検討が必要となる。

<

基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

(1) 生きる力を育てる学校教育の推進

【5段階評価】

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数	1事業	4事業				4.2

【主な取組と課題】

◇1人1台のICT端末整備が完了し、各学校において積極的に活用し学力向上に努めた。今後はさらにICT機器の活用を推進し、学力向上に努めたい。

◇スポーツ指導の外部指導者を招聘し、陸上競技教室を実施した。今後も外部指導者の確保が課題となる。

◇職場体験事業については、生徒の希望する事業所との連絡調整を地域学校協働活動推進員により行い、学校への協力体制を築くことができた。

- ◇課題として職業観、勤労観の意義や役割について学ぶ上で、あえて就職を希望しない職種への体験も視野に入れて学習を行う必要性がある。
- ◇総合学習（授業）として伝統芸能である東方組太鼓踊り、浅鹿野坊踊り、球磨神楽を地域協力の上で体験。中学2～3年生が、11月の中学校文化祭、里宮神社例大祭で披露している。令和6年度で20年目を迎え、古典の日文化基金賞未来賞を受賞した。
- ◇今後の生徒数の減少が課題となる。

（２）開かれた教育環境の推進

【５段階評価】

点数評価	５点	４点	３点	２点	１点	平均点
事業数			２事業			３.０

【主な取組と課題】

- ◇学校運営協議会を年４回開催し、学校経営方針の承認を実施している。学校運営協議会と地域学校協働本部の連携の促進が課題となる。
- ◇湯前町青少年育成町民会議総会時に多良木警察署より講師の方を招き、近年の青少年犯罪の情勢について講演会を実施した。講演会への参加者減少が課題となる。

（３）子どもに寄り添った支援の充実

【５段階評価】

点数評価	５点	４点	３点	２点	１点	平均点
事業数		３事業				４.０

【主な取組と課題】

- ◇心の教室相談員事業については、県方針と中学校の現状に合わせて教育支援センターに形を変え実施した。リフレッシュはもちろん、教室での学習が困難な生徒の学習指導もできるようになった。
- ◇いじめ対策の推進については、定期的なアンケートの実施や、日常の観察の中で早期発見に努め、いじめ事案が発生した時には、早急に現状把握等行い、適切に対応した。
- ◇不登校児童・生徒への対応については、県教育事務所派遣のスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」）・スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」）の面談と合わせ、町の社会福祉士にも対象者と関わりを持っていただき、継続した支援ができる体制整備に努めた。

（４）地域で心豊かに育つ場づくり

【５段階評価】

点数評価	５点	４点	３点	２点	１点	平均点
事業数	１事業	１事業				４.５

【主な取組と課題】

- ◇世代間交流事業として、２園で世代間交流事業（花壇づくりや花や野菜などの苗・球根植えや祖父母レストラン）を実施した。

※スクールソーシャルワーカー：教育と社会福祉に関する専門的な知識を持ち、児童生徒の抱えるいじめや不登校などの問題の解決を図るためのコーディネーターとして活動する人
 スクールカウンセラー：各学校において、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者等に対する助言・支援などを行う人

基本施策4 すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

(1) 支援が必要な子どもと保護者への支援

【5段階評価】

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		7事業				4.0

【主な取組と課題】

- ◇ひとり親家庭等医療費助成については、対象者全員に周知を行っているが、医療費補助の申請に定期的に来庁される方と、一度も来庁されない方がおられる。来庁がない方は、医療機関等への受診がないのか、手続きへの抵抗から申請がないのかは不明。
- ◇健診や園訪問の際に、保健師と療育相談員が保護者面談を行い、必要に応じて町独自で公認心理士に依頼する発達相談と、圏域内10市町村での発達相談を利用している。
- ◇発達検査や園訪問のマンパワー不足でタイムリーな支援ができない場合がある。また、発達相談後の療育や医療へのつなぎについてタイミング等の判断の難しさもある。
- ◇特別支援教育支援員を各学年に1人配置し、手厚い支援ができるよう体制整備を行った。また、毎年教育委員会主催の研修会を実施し、専門性を高め質の高い支援ができるように努めた。
- ◇財源確保、人材確保が課題となる、また、児童・生徒数の減少に伴う支援体制の再検討が必要になってくる。
- ◇外国につながるこどもへの支援については、対象者がいないため未実施。
- ◇親の会活動の支援（まいまいの会）については、ペアレントメンター2名が主催で母子保健担当者がフォローする形式で開催している。積極的な広報をしていないことから、参加者が1～2名となっている。メンターによる傾聴を行うため、参加者数が増加しても対応できるよう、主催を町とすべきかが課題となっている。

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

【5段階評価】

点数評価	5点	4点	3点	2点	1点	平均点
事業数		4事業	1事業		2事業	3.0

【主な取組と課題】

- ◇子育て世帯が安心できる環境に配慮した住宅環境の整備として、地域優良賃貸住宅（駅前団地）を令和5年度に4棟4戸、令和6年度に2棟2戸建設し、合計6棟6戸建設完了している。令和7年度には、同住宅を1棟1戸建設予定。
- ◇現在管理している町営住宅162戸のうち、130戸が耐用年数を超過しており、今後は適正な維持管理・改修に加え、建替えや集約化、用途廃止等も検討が求められる。
- ◇道路環境の整備については、令和6年度より歩道整備工事に着手予定。通学路安全点検を行っているが関係機関との調整が必要な路線については、未対策となっている。
- ◇子育てバリアフリーの推進については、令和5年度～令和6年度に建設した地域優良賃貸住宅（駅前団地）は、玄関にスロープ及び手摺を設置しバリアフリー化している。それ以前に建設している町営住宅はバリアフリー対応ができていない。

- ◇毎年、全児童・生徒を対象に「交通安全母の会」や民生児童委員、駐在所に協力をいただき交通安全教室を実施した。
- ◇こども110番の家との連携と周知については、以前PTAが主体となって設置していたが、現在は設置場所や個数等の把握ができていない。防犯上、継続していききたいが児童の減少でPTAも減少しており、継続が困難となっている。
- ◇子ども見守り支援事業を活用し、地域住民に毎朝登校時に見守りを行っていた。また、PTAのあいさつ運動や交通指導員と役場課長会による交通安全週間の活動と兼ねてこどもたちの見守り支援をしていただいた。
- ◇指定管理者が適正な管理を行っているが、子育て世代から遊具設置の要望が多く、安心してこどもを遊ばせることができる場所の確保という点でも検討が必要である。

（３）児童虐待防止対策の充実

【５段階評価】

点数評価	５点	４点	３点	２点	１点	平均点
事業数		２事業	２事業			3.5

【主な取組と課題】

- ◇虐待防止に関する啓発活動として、県や国から届くポスターやリーフレットを、関係機関や教育機関に配布している。また、各種団体等が児童虐待に関する勉強会を実施するケースも見られる。課題として、ホームページへの掲載や、町としてより積極的な啓発活動はできていない。
- ◇虐待の早期発見と予防の充実については、虐待と疑われる事例があった際には、関係機関と連携を図りながら、事実確認や対応を行っている。
- ◇要保護児童対策地域協議会を運営し、必要に応じて個別ケース会議などを開催している。課題として、なかなか介入が進んでいないケースも多く、進捗管理や対応が不十分である。
- ◇児童虐待などに関する相談体制として、令和４年度に専門的な相談を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置。
- ◇今後は子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの機能を併せ持つことも家庭センターの設置が市町村に求められている。また、こども家庭センターの設置とあわせて、要保護対象児童・要支援対象児童・特定妊婦にはサポートプランの作成が必要になってくる。

第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

国は、こども大綱において「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、自立した個人として健やかに成長するとともに、心身の状況や置かれている環境に関わらずその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる社会を意味します。

この「こどもまんなか社会」を実現することは、こども・若者、子育て当事者の幸福のために非常に重要であると同時に、こどもを産みたい、育てたいという個人の希望が叶うことにもつながります。これは結果として、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域全体ではぐくみ、地域社会の持続可能性を高めることにつながり、最終的にこども・若者、子育て当事者はもちろん、すべての人にとっての幸福につながります。

このように、こどもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在であり、こどもの健やかな育ちと子育てを支援することは、こども自身や家庭のみならず、地域社会にとっても重要なこととなります。

そのために、家庭、地域、社会全体が互いに協力し、子育てに取り組むとともに、「こどもの権利の尊重」を実現し、あわせて、将来を担う若い世代が、希望を持って地域で生活し、こどもを安心して産み育てることができる社会を目指し、基本理念として「みんなでいのちはぐくむ 笑顔でいきいき子育てのまち こどもまんなか ゆのまえ」を掲げます。

この基本理念のもとに、まちぐるみでこども・若者支援、子育て支援に取り組むことで、子育て中の親が子育てに対する喜びと意義を実感し、楽しくいきいきと子育てができるとともに、湯前町で育ったこどもたちが地域に愛着を持ち、いずれはふるさと湯前町で子育てをしたいと思えるまちをつくりまします。

**みんなでいのちはぐくむ
笑顔でいきいき子育てのまち
こどもまんなか ゆのまえ**

2 こども施策の方針

(1) こども施策の視点

こども基本法では「こども」の定義を『「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。』（第2条）と定めています。これは、18歳や20歳といった年齢によって支援が打ち切れ、若者が困難な状況に立たされることを防ぎ、こどもや若者が幸せに暮らしていけるよう支える考えを示したもので、そのためには、既存の子ども・子育て施策の範疇とされたこどもと子育て世帯のみならず、若者への支援も含めた広い視野での「こども施策」の展開が重要となります。

この考えに基づき、こども基本法及びこども大綱では、「こども施策」に関する重要事項を「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3点に分類して定めています。

本町の各視点の考え方と、それに基づく主な取組は以下のとおりです。

視点1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えます。
- こども・若者が安心して成長できるよう、多様な教育や保健・医療の切れ目のない提供に努め、健やかな成長を後押しします。
- また、「すべてのこども・若者」の幸福のために、誰一人取り残さないという意識を持ち、貧困や障がい、児童虐待といった困難な立場のこどもへの対策にも取り組みます。

こども大綱の主な施策分野	湯前町の主な取組
こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	基本施策2 子育てと学びを支える環境整備
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	基本施策1-(3) 食育の推進 基本施策2 子育てと学びを支える環境整備 基本施策3-(5) 若者の活躍・生活の場の創出
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	基本施策1 安心して産み育てられる保健の充実
こどもの貧困対策	基本施策2-(3) 生きる力を育てる学校教育の推進 基本施策3-(3) 子育て家庭への経済的支援 基本施策4 すべてのこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり
障害児支援・医療的ケア児等への支援	基本施策4-(3) 発達と療育への支援の充実
児童虐待防止対策と社会的擁護の推進、ヤングケアラーへの支援	基本施策4 すべてのこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこどもを守る取組	基本施策2-(5) こどもに寄り添った支援の充実 基本施策3-(6) こどもと子育てに配慮した地域環境の整備

視点2 ライフステージ別の重要事項

- 産前からの母子保健や産後のケア、乳幼児期の愛着形成、学童期・思春期の教育やいじめ・不登校対策など、それぞれのライフステージに特有の課題があります。
- こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期、それぞれのライフステージに応じた施策を充実することで、町のこどもたちが幸せに育つよう取り組みます。

こども大綱の主な施策分野	湯前町の主な取組
誕生前から幼児期まで	基本施策1 安心して産み育てられる保健の充実 基本施策2 子育てと学びを支える環境整備
学童期・思春期	基本施策1-(2) 思春期の健康教育の充実 基本施策2 子育てと学びを支える環境整備
青年期	基本施策3-(5) 若者の活躍・生活の場の創出

視点3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。
- 子育てや教育に関する経済的な負担の軽減はもちろん、地域子育て支援や家庭教育支援といった子育てそのものに関する支援、ひとり親への支援など、子育て当事者への支援を充実することで、ゆとりをもって子育てをできる環境を整備します。
- また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が自分のキャリアを犠牲にすることなく子育てしながら働けるよう、働きやすい環境の整備や、男性の家事・育児への参画を促進します。

こども大綱の主な施策分野	湯前町の主な取組
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	基本施策3-(3) 子育て家庭への経済的支援
地域子育て支援、家庭教育支援	基本施策3-(1) 子育て相談・情報提供の充実 基本施策3-(2) 子育て支援のネットワークづくり 基本施策3-(6) こどもと子育てに配慮した地域環境の整備 基本施策4-(1) 様々な困難を抱える世帯への支援
共働き・共育て推進、男性の家事・子育て参画促進	基本施策3-(4) 仕事と子育ての両立支援の充実
ひとり親家庭への支援	基本施策3-(1) 子育て相談・情報提供の充実 基本施策3-(3) 子育て家庭への経済的支援 基本施策4-(2) 関係機関と連携したひとり親への支援

■支援のイメージ

【ライフステージ別の重要事項】

産前からの保健、年齢に応じた教育や生活・活躍の場の充実など、それぞれのライフステージの課題に応じた支援

ライフステージ		
誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
●産前・産後のケア ●幼児期の教育・保育の充実 ●子育て支援サービスの充実	●学校教育の推進 ●放課後の居場所づくり ●思春期の健康教育の充実	●町内就労の支援 ●結婚支援 ●地域での活動の推進

【ライフステージを通じた重要事項】

特定のライフステージのみならず、ライフステージを通して実施すべき事項やすべてのライフステージに共通する支援、地域環境の整備

- 多様な活動の機会の提供
- 産前から若者までの切れ目のない医療
- 貧困や虐待等への対応
- 等

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

子育て当事者の負担軽減やゆとりをもった子育ての実現のための支援

- 当事者の負担軽減（経済的支援、子育て支援）
- 仕事と子育ての両立支援
- ひとり親への支援

（２）施策の展開

視点１～３に基づき、本町のこども施策を展開するにあたって、保健・医療に関する「基本施策１ 安心して産み育てられる保健の充実」、教育・保育やこどもの活動に関する「基本施策２ 子育てと学びを支える環境整備」、子育てと生活の支援と町内環境の整備に関する「基本施策３ 安心して生活し子育てできる地域づくり」、特に支援が必要なこどもと世帯への支援に関する「すべてのこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり」の４項目の基本施策に整理し、施策を展開します。

■こども施策の検討と実施にあたって

こども・若者や子育て当事者が自分自身や子育てについての考えを持ち、意見を述べ、それをこども施策やまちづくりに反映することは、効果的なこども施策を展開し、こどもまんなか社会を実現するために重要なこととなります。また、意見の聴取と反映は、こどもの権利と主体性の尊重や、こども・若者が町に大事にされていると感じ、町への愛着を持つことにもつながります。

あらゆる機会を活用して、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、意見を踏まえた施策の推進を図っていきます。

3 こどもの貧困対策としての方針

(1) こどもの貧困対策の必要性

こどもの貧困問題は、教育・就業機会の喪失等により、こどもの現在だけではなく将来にも影響を与える非常に深刻な問題です。近年は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会生活への影響もあり、令和4年国民生活基礎調査では、こどもの貧困率は11.5%と約9人に1人が貧困の状態となっています。

これらの状況を踏まえ、国は、「こどもの貧困対策推進法」において、貧困状態にある妊婦が出産しそのこどもが大人になるまで切れ目なく支援を行うことなどを基本理念として定め、市町村に対しては、「こどもの貧困対策に関する計画」の策定を努力義務として求めています。

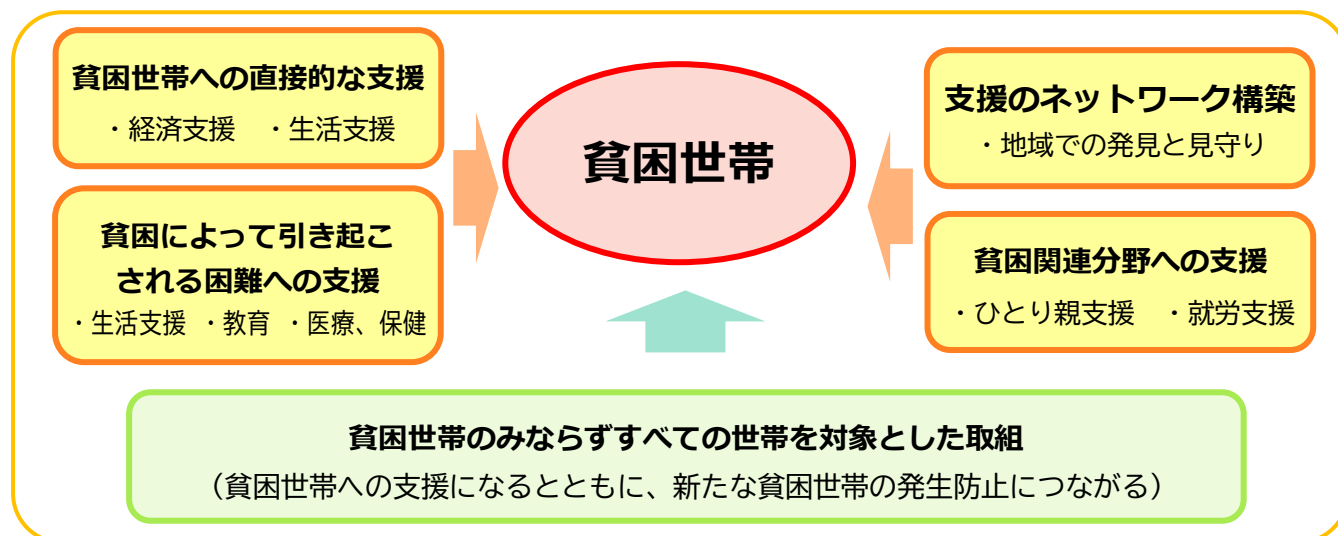
この度、こどもの貧困対策の方針を定めることで町内のこどもの貧困対策をより一層推進することとして、本計画を「湯前町こどもの貧困対策推進計画」としても本計画を位置づけました。

(2) こどもの貧困対策の視点からの取組

こどもの貧困は、経済的な困窮だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる力など、様々な面に影響を及ぼすことから、経済的な支援だけではなく、教育支援や保健・医療の充実なども重要となります。

そのため、こどもの貧困対策推進法では、経済的な支援のみならず、基本的施策として教育の支援、生活安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援等の分野に対しても必要な施策を講じることを定めています。

こどもや世帯の貧困に関する直接的な取組や、貧困によって教育や医療が受けられないということがないよう貧困によって引き起こされる課題への支援、不利な立場に陥りやすいひとり親等の関連分野への支援、こどもの医療費無償化など貧困対策にもつながる町全体への取組等、様々な取組によってこどもの貧困対策を推進します。



視点1 教育の支援

- こどもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦め、成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖することが問題となっています。貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受けられるよう保育園および学校の体制整備と公的な支援を行います。
- また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

視点2 生活安定のための支援

- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないように、保護者の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、孤立防止と生活の安定に資する支援に努めます。
- また、不安定な生活はこども・保護者の健康にも影響を及ぼすことから、母子保健の充実や、保護者への生活指導・支援などに努めます。

視点3 保護者の就労等に関する支援

- こどもの生活は、保護者や同居者といった子育て当事者の就労状況に大きく左右されます。子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者の就労支援と職業生活の安定・向上に資する支援に努め、安心してこどもを育てられる環境の整備に努めます。

視点4 経済的支援

- 困窮世帯やそのこどもに対して経済的な支援を行うことは、こどもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、経済的負担の軽減や助成等の適切な支給を推進します。

4 施策の体系

基本理念	基本施策	節
みんなでいのちはぐくむ 笑顔でいきいき子育てのまち こどもまんなか ゆのまえ	1 安心して産み育てられる保健の充実	(1) 母子の健康支援の充実 (2) 思春期の健康教育の充実 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の充実
	2 子育てと学びを支える環境整備	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 生きる力を育てる学校教育の推進 (4) 開かれた教育環境の推進 (5) こどもに寄り添った支援の充実 (6) 地域で心豊かに育つ居場所づくり
	3 安心して生活し子育てできる地域づくり	(1) 子育て相談・情報提供の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 子育て家庭への経済的支援 (4) 仕事と子育ての両立支援の充実 (5) 若者の活躍・生活の場の創出 (6) こどもと子育てに配慮した地域環境の整備
	4 すべてのこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり	(1) 様々な困難を抱える世帯への支援 (2) 関係機関と連携したひとり親への支援 (3) 発達と療育への支援の充実 (4) 児童虐待防止対策の充実

第4章 取組内容



基本施策1 安心して産み育てられる保健の充実

妊娠・出産期からの切れ目なく多様な支援の充実と、地域の医療基盤の整備に努め、安心して産み育てられる地域づくりを推進します。

(1) 母子の健康支援の充実

事業名	担当課	内容
成長に応じた切れ目のない支援の充実	保健福祉課	保健センターを拠点に、母子手帳交付から育児相談や乳幼児健診、家庭訪問を通して、保健師や栄養士が乳幼児や妊産婦の健康の保持増進のための保健指導を実施しています。 また、発達支援として療育相談員と保健師が保育園訪問や保護者との面談を重ね、発達相談や療育・医療の紹介や提案を行っています。 【今後の方向性】 専門医への紹介や発達相談の機会、実施時期は保護者の思いを尊重しながら、園やその他関係機関と連携して、円滑な実施に努めます。
母子手帳の交付	保健福祉課	母子手帳交付時(随時電話で予約受付)に妊婦健診受診券(14回分)および妊婦歯科検診、新生児聴覚検査の受診券を発行し、父親同伴の場合は、父子健康手帳も交付しています。また、保健師が家庭環境や健康管理について把握し、保健指導も行っています。保健指導後は栄養士による栄養指導も実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、妊婦の負担等を考慮し、申請書類の電子化についても検討します。
妊婦健康診査の推進	保健福祉課	母子手帳交付時に、妊婦健診で必要な妊婦健診受診券(14回分)の交付をしています。また、その際に健診の必要性やその内容等について説明し受診を促進するとともにアプリを活用して情報発信を行います。 【今後の方向性】 今後も受診券交付を継続するとともに、健診の意義の周知と受診促進に努めます。 人吉球磨圏域の市町村共同で、健診結果の医療機関との情報連携方法(共通ツール)の導入について検討を図ります。

事業名	担当課	内容
乳幼児健診の 充実	保健福祉課	乳児期から幼児期を通じてこどもの健康が確保されるよう3～4か月健診、6～7か月健診、1歳6か月健診、2歳6か月健診、3歳6か月健診および5歳児健診を実施しています。また、1歳児育児相談会や保健師による個別相談や母親同士の育児上の楽しみや悩みを話し合う機会を提供しています。 【今後の方向性】 今後も成長発達の確認や育児相談等を継続して実施し、健診の機会を通じて、仲間づくりの機会の提供に努めます。 現在、全年齢を同時に実施しており混乱が生じやすいことから、近隣町村との合同実施も視野に入れ、対象年齢ごとに分けた健診の実施方法を検討します。
歯科検診 (妊婦・幼児) の充実	保健福祉課	適切な歯科保健習慣の定着を図るため、妊婦の時期から乳幼児期においては6か月ごとに歯科検診を実施します。 また、その際に歯磨きの重要性や家庭でのおやつや飲料の取り方に関する周知・啓発を行います。 【今後の方向性】 乳幼児期のむし歯有病状況が国・県平均より高いことなどを踏まえ、歯科検診の実施と保健指導の充実に努めます。 検診未受診者にむし歯保有者が多いことから、むし歯保有の多い幼児に対しては3か月ごとに検診案内をします。
予防接種の 実施	保健福祉課	感染症による患者の発生や死亡者の減少を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行います。また、予防接種の接種勧奨に努めます。 A類：乳児訪問での予防接種の説明・予診票渡し、乳幼児健診での接種の確認、接種対象時期での通知、未接種者への通知 等 B類：回覧、旬報、情報通信システム、訪問時の声かけ等、任意で回覧、旬報、健診での案内 等 【今後の方向性】 今後も医療機関等と連携し予防接種の実施及び接種勧奨に努めます。 特に、未接種が目立つ方に対しては園に協力を依頼する等接種勧奨の声かけの機会を増やします。

事業名	担当課	内容
こどもの事故 予防のための 啓発	保健福祉課	特に乳幼児期に多い事故等について、未然防止の強化を図るため、保護者等に対する意識啓発と事故防止に関するパンフレット等を乳幼児健診や育児相談などの集団健診時に配布し、内容についての説明を行っています。また、必要に応じて、パンフレット内容の検討や作成を行い、町広報紙等で周知を行っています。 【今後の方向性】 今後もこどもの誤飲や不慮の事故防止のための指導や、パンフレット、広報紙等を活用した周知・啓発を行います。 また、数年に1回の頻度で乳児期のやけど・転落等の事故が発生しているものの詳細の把握に至っていないことから、詳細な事故発生の頻度や内容を把握し、よりよい支援方法を検討します。
産後ケア事業 (新規)	保健福祉課	令和6年度から居宅訪問型、通所型、短期入所型の3種類の支援を開始しました。心身の不調や育児不安など産後ケアが必要な方に対し、助産師による相談や育児・ケアに関する指導、専門機関への通所や短期入所による休息など産後の心身のサポートを行います。 【今後の方向性】 今後は事業の周知を図るとともに産婦健診の実施や関係機関等と連携をしながら、事業を適切に実施します。また、通所事業所が人吉市にしかないことや里帰り先での利用方法等の課題について対策を検討します。
湯前町 不妊治療費 助成事業	保健福祉課	不妊治療等に必要となる経費の一部を助成することで、治療を受ける夫婦の経済的な負担の軽減を図ります。 【今後の方向性】 今後も継続して事業を実施します。
産前からの ケアの充実	保健福祉課	妊婦教室の実施等により、産前からの切れ目のない支援の充実を図ります。 【今後の方向性】 妊婦教室等の各取組を適切に実施します。 また、産前からのケアの充実に向けて体制整備に努めます。

(2) 思春期の健康教育の充実

事業名	担当課	内容
性教育講演会の実施	教育課 保健福祉課	小学生と中学生に対して、命の尊さや思春期の性に対する正しい知識の普及・啓発に関する講演会を実施します。 また、小中学生と保護者がともに学ぶ機会として、町PTA連の家庭教育講演会等にて、性教育に関する講演会を実施します。 【今後の方向性】 今後も継続して性に対する正しい知識の普及・啓発を行います。
健康教育講演会の実施	教育課 保健福祉課	小学生（高学年）と中学生に対して、こどもたちの健やかな発育の促進、よりよい生活習慣を身に付けるために、外部講師を招聘して講演会を実施し、健康に関する理解を深めます。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
薬物乱用防止教育の推進	教育課 保健福祉課	小学生と中学生に対して、未成年の喫煙や薬物乱用による心身への悪影響等について学ぶ機会を設け、薬物乱用等の防止と自身の健康を守る意識の啓発を行います。 【今後の方向性】 今後も、小中学校においてそれぞれの年代に応じた喫煙や薬物防止教育を実施します。

(3) 食育の推進

事業名	担当課	内容
食に関する 学習の機会の 充実	保健福祉課	乳幼児期に必要な食の知識の普及のため、食生活改善推進員の協力を得ながら、親子クッキングや伝承料理の調理実習を実施しています。食材の持つ栄養素や選び方、調理の仕方などを学びながら、将来的に生活習慣病予防に役立つ知識の習得を促進しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
食に関する 情報提供の 充実	保健福祉課	食生活改善推進員と協力して、乳幼児健診や育児相談時に講話などを実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止していた離乳食の試食について、関係団体と協議の上、衛生面に配慮して事業を実施します。
農業体験を 通した食育	教育課	農作物を育て、それを食べるという農業体験を通して、食に対する関心を深めるとともに地元の農業に対する理解や親しみを育みます。 現在、地元農家と協力し、種まきから収穫までの一連の稲作体験と、収穫した米をつかった餅つきを実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。



(4) 小児医療の充実

事業名	担当課	内容
子ども医療費 助成の充実	保健福祉課	こどもの病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、こどもの医療費等の助成を行います。現在、高校3年生までの医療費を無償として、人吉球磨圏域の医療機関については窓口自己負担なし（現物給付）としています。 【今後の方向性】 今後も事業を継続して実施します。また、現物給付の範囲を熊本県全体に拡大することを検討します。
小児医療救急 体制の充実	保健福祉課	人吉球磨広域や医療機関との連携を図りながら、地域における小児医療救急体制の充実を働きかけています。また、休日の救急診療に関する情報を広報紙等により、保護者等への周知を図っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

基本施策2 子育てと学びを支える環境整備

子ども・子育て支援事業計画に基づく幼児期の教育・保育や子育て支援サービスの適切な提供や、学齢期の教育・活動機会の充実に努め、こどもの健やかな成長を支えます。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

事業名	担当課	内容
一時預かり事業	保健福祉課	就労形態の多様化による一時的な保育のニーズ、専業主婦家庭等の育児疲れ解消や緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。 町内では1園に委託して実施しています。 【今後の方向性】 保育所等に通園していない児童の減少によりニーズが低下していますが、利用希望者があった場合に適切に実施できるよう今後も継続して実施します。
休日保育事業	保健福祉課	日曜、祝日の保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育園等において保育を行う事業です。町内では自主事業として、1園実施しています。 【今後の方向性】 第2期計画期間は利用者はなく、保育士の勤務スケジュールの調整も課題となります。児童、保護者のニーズに応じた支援体制の整備を図ります。
延長保育事業	保健福祉課	保護者の就労形態の多様化にあわせ、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。町内では2園で実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
保育士研修事業	保健福祉課	保育士の資質の向上を目的として、各種研修会等への参加の充実、及び研修会開催への助成や支援を行う事業です。 【今後の方向性】 令和6年度に実施しており、今後は定期的な町内での研修実施について検討を行います。また、研修実施の際には自前での講師人材の確保に向けて、町内専門職の積極的な参加を促します。
教育・保育施設等の整備・改修	保健福祉課	町内の教育・保育施設の整備や改修の際に費用の助成等の適切な支援を行います。 【今後の方向性】 計画期間内に教育・保育施設の改修等を行う場合は、適切な支援に努めます。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	担当課	内容
乳児家庭 全戸訪問事業	保健福祉課	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業を実施しています。 【今後の方向性】 今後も全家庭へ実施します。産後うつの可能性がある場合等は早期訪問を行うなど適宜対応します。 圏域外へ里帰り出産をする場合に、里帰り先で円滑に産後ケアを利用できるようその手法について検討します。
家庭的保育 事業	保健福祉課	就労などの理由によりこどもを保育できない保護者に代わって、保育士や看護師の資格を持ち、町の認定を受けた家庭的保育者の居宅などにおいて、少人数のこどもを保育する事業です。現在、本町では実施事業所はありません。 【今後の方向性】 幼児期の教育・保育のニーズは町内既存施設で満たされており、事業所の新規参入の見込みもありませんが、今後も引き続き、条例に基づき対応していきます。
ファミリー・ サポート・ センター事業	保健福祉課	仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、こどもを預かってほしい人(依頼会員)とこどもを預かることができる人(協力会員)とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業ですが、現在は、未実施です。 【今後の方向性】 保護者のニーズも高くなく、事業の実施の見込みはありませんが、今後も必要に応じて検討します。
子育て短期 支援事業	保健福祉課	保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等でこどもを一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。現在、本町では実施していません。 【今後の方向性】 今後もニーズがみられる場合は、他市町村との連携なども含め、検討します。

事業名	担当課	内容
地域子育て 支援拠点事業 (地域子育て 支援センター)	保健福祉課	地域において親子の交流、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する事業です。現在、本町では1園に委託して実施しています。 【今後の方向性】 湯前町こども家庭センターと情報共有しながら、こどもの健やかな育ちを促進します。
病児・病後児 保育事業	保健福祉課	保護者が就労等により、病気の回復期にあるこどもを自宅で看病できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。現在、広域4町村（湯前町、あさぎり町、多良木町、水上村）で、公立多良木病院に運営を委託して実施しています。この5年間の利用者数は横ばいですが、料金の改定を行い、より利用しやすい事業となっています。 【今後の方向性】 今後も4町村の構成町村で継続して実施します。
産後ケア事業 (新規) (再掲)	保健福祉課	令和6年度から居宅訪問型、通所型、短期入所型の3種類の支援を開始しました。心身の不調や育児不安など産後ケアが必要な方に対し、助産師による相談や育児・ケアに関する指導、専門機関への通所や短期入所による休息など産後の心身のサポートを行います。 【今後の方向性】 今後は事業の周知を図るとともに関係機関等と連携しながら、事業を適切に実施します。また、通所事業所が人吉市にしかないことや里帰り先での利用方法等の課題について対策を検討します。
乳児等通園 支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規)	保健福祉課	満3歳未満で保育園等に通っていないこどもを対象とし、月10時間まで就労要件を問わず誰でも保育園等を利用できる事業です。 【今後の方向性】 国は、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。 この国の方針を踏まえ、令和8年度からの事業実施に向けた体制整備を行います。

(3) 生きる力を育てる学校教育の推進

事業名	担当課	内容
確かな学力の育成	教育課	I C T機器を活用し、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行いながら、学習の意欲や関心を高め、学力の向上を図ります。 【今後の方向性】 今後もより質の高い教育を目指した取組を推進します。
スポーツ指導の充実	教育課	専門的知識を有した外部指導者を招聘することにより、スポーツに対する意欲、能力の向上及び心身の健全な発育につなげています。 【今後の方向性】 今後も継続し、技術の向上とともに、体力向上を図り、健やかな育成を推進します。
職場体験事業	教育課	町内外の事業所での職場体験学習等社会体験を通して、豊かな心の育成を図り、キャリア教育にもつなげています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施し、社会体験学習の充実を図ります。 また、実施の際には、職業観や勤労観の意義や役割について学ぶ観点から、就職を希望しない職種の体験も視野に入れて学習を企画します。
保育体験事業	教育課	中学生が園児とのふれあいを通して、幼児に対する理解を深めるとともに、自分の幼い頃を思い出し、多くの方に支えられ成長できたことを知る体験事業を実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施するとともに、乳幼児と直接ふれあう機会を積極的につくりします。
ふるさと教育の推進	教育課	本町の伝統芸能である東方組太鼓踊り、浅鹿野棒踊り、球磨神楽を地域の方の協力を得ながら学び、文化祭等の行事の際に披露しています。 【今後の方向性】 地域住民の高齢化と生徒数の減少により伝統芸能継承活動が非常に厳しい状況にありますが、今後も活動を実施し、保存活動に努めます。

事業名	担当課	内容
修学旅行費用 補助事業	教育課	子育て世代の経済的負担軽減のため、修学旅行に参加した児童生徒の保護者を対象に、修学旅行費の一部補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
英語検定受験 料補助事業	教育課	語学力及び学習意欲の向上を図るとともに、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定と株式会社ベネッセコーポレーションが実施するGTECに係る検定料の保護者負担を軽減するため、年2回全額補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。また、小中学校と連携して、受験率の向上を目指します。
租税教育の 実施	教育課 税務町民課	次代を担う児童・生徒が租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納めるとともに納税者として社会等の在り方を考えるという自覚を育てるために、税金について学ぶ租税教育を実施します。 現在、町の税務町民課職員等を講師として招いての「租税教室」の実施や、人吉球磨地区租税教育推進協議会による「税の習字」への協力を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。



(4) 開かれた教育環境の推進

事業名	担当課	内容
学校運営協議会の運営	教育課	「ふるさとを愛し、一人一人が輝く徳・知・体の調和のとれた児童・生徒の育成」を目標に、「地域とともにある学校づくり」に取り組むこととして、学校運営協議会を開催し、学校経営方針の承認を行っています。また、各学校の授業参観や学校運営についての意見交換を行い、学校評価も行っています。 【今後の方向性】 今後も引き続き、学校運営協議会を開催し、学校・家庭・地域の連携を深めます。 また、学校運営協議会の方針に基づき、地域学校協働本部との連携を図ります。
青少年健全育成町民会議の充実	教育課	湯前町青少年育成町民会議では、警察署等より講師を招き、会員研修や青少年の健全育成に関する講演会を行います。 また、社会を明るくする運動強化月間（7月）には、幟旗を町内に設置し、啓発活動を行います。 【今後の方向性】 青少年育成に関する講演会の実施、啓発活動を活発に行い、町民の青少年育成に対する意識の向上を図ります。 また、講演会の参加者数が減少していることから、参加促進に向けて周知等に努めます。
地域学校協働活動の実施	教育課	地域住民による学校支援活動等を推進し、地域学校協働活動を通して、こどもと地域住民がともに地域課題に取り組み、地域と一体となった学校づくりを進めます。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、本町の文化財・伝統文化とのかかわりを重視し、地域を誇りに思うこどもを育てます。

(5) こどもに寄り添った支援の充実

事業名	担当課	内容
教育支援 センター事業	教育課	中学校の校内に教育支援センターを設置し、教育支援センター指導員を配置しています。教室に入れない生徒や不登校傾向の生徒等が通いやすいような環境を整備し、悩み相談や学習指導など幅広く対応します。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
いじめ対策の 推進	教育課	日頃の教育相談活動を活性化させるとともに、定期的なアンケート調査を行い、いじめの発見に努めています。また、いじめ事案が発生したら早急に対応し、その解消に努めています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
こども・若者の 自殺対策の 推進	保健福祉課 教育課	湯前町自殺対策推進計画に基づき、こども・若者の心の健康の保持の増進、困難やストレスに直面した時の対処方法の習得などを支援します。 【今後の方向性】 SOSの出し方の教育の推進や、多様な相談手段の確保、スクールカウンセラーの活用等により、こどもの自殺を予防します。
不登校児童・ 生徒への対応	教育課	登校しぶりが見られたら直ちに家庭訪問を促すなど、早期対応に努めます。また、専門医や県教育事務所のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町ソーシャルワーカー等と連携し、継続した支援に努めます。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 長期的な支援が重要となる一方で支援者の負担が懸念されることから、ソーシャルワーカーのみならず保健師等の多様な人材と連携した支援体制を構築し、事業内容の改善・効率化を図ります。

(6) 地域で心豊かに育つ居場所づくり

事業名	担当課	内容
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童 クラブ)	保健福祉課 教育課	就労等の理由で、保護者が昼間に家庭での保育が困難な児童に対して、小学校の放課後や夏休みなど長期休暇中に安心して学び、遊べる環境を提供することにより、児童の健全育成を図る事業です。 現在、2つの学童クラブが運営されています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。また、支援員の資質向上のための研修を充実するなど、児童、保護者のニーズに応じた支援体制を整備します。
世代間 交流事業	保健福祉課	世代間がふれあい絆を深める機会として、町内2園で、花壇づくりや、花や野菜などの苗・球根植えや祖父母レストランの実施を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
教育支援 センター事業 (再掲)	教育課	中学校の校内に教育支援センターを設置し、教育支援センター指導員を配置しています。教室に入れない生徒や不登校傾向の生徒等が通いやすいような環境を整備し、悩み相談や学習指導など幅広く対応します。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
自然と親しむ 活動の推進	農林振興課	次代を担うこどもたちが、地元の自然と親しみ、守り育てる活動を推進します。 町内のこどもたちの植林活動への参加や緑の少年団の活動を支援します。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
子ども議会の 開催	教育課 議会事務局	こどもたちが政治への関心を深め、まちの未来について考える機会として「子ども議会」を開催します。 町議会同様の形式で、中学3年生が「子ども議員」として町執行部にまちづくりに関する質疑・提案を行い、町政や議会について理解を深める機会とするとともに、こどもの意見・アイデア等のまちづくりへの取り入れを図ります。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

基本施策3 安心して生活し子育てできる地域づくり

子育てに関する相談やネットワークづくり、経済的支援等により子育て世帯の負担の軽減と負担の解消を図るとともに、子育て世帯やこども・若者が住みやすい地域環境の整備に努め、安心して生活し子育てできるまちの実現を目指します。

(1) 子育て相談・情報提供の充実

事業名	担当課	内容
相談体制の充実	保健福祉課	育児不安の解消を図るため、伴走型相談支援や家庭訪問、乳幼児健診の保健指導で相談を行うとともに、その後のフォローとして電話や保育園訪問等を活用して保護者への相談や指導を実施します。 【今後の方向性】 多くの対象者にきめ細やかな相談を行うために、ボランティアや母子保健員との連携や利用者支援事業の活用など、日常的フォローができる人材の確保について検討します。
情報提供の充実	保健福祉課	ホームページや広報紙等を通じて、子育てサービス等の情報を周知します。 母子保健について、健診後のフォローや母子手帳アプリを活用した情報提供を実施しています。 【今後の方向性】 今後も多様な媒体を活用して情報提供を行います。 特に、母子手帳アプリについては、母子保健担当のみならず各担当者が活用することで様々な情報の提供に努めます。 また、保育園や認定こども園とも情報を共有します。
利用者支援事業	保健福祉課	こどもやその保護者が、保育園・認定こども園等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。 【今後の方向性】 子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの機能を併せ持つこども家庭センターにおいて、相談支援・情報提供を実施します。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	担当課	内容
湯前町子育て サークルへの 活動支援	保健福祉課	本町の0歳から就学前（保育園入所前）のこどもがいる家庭の親子が集まり、親子の交流や育児に関する情報交換ができる場を提供し、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する事業です。 現在、町内2園で子育てサークルを実施しています。 【今後の方向性】 母子手帳交付や乳児家庭訪問の際に、両サークルについて紹介します。
親子ふれあい 事業	保健福祉課	親子が一緒にクッキングや運動遊びなど、楽しくふれあう機会を提供することにより、楽しんで育児をするきっかけづくりや、親子クッキングでは、手軽な朝食メニューなどを親子で作る体験をし、育児の中の「食」について学ぶ事業を行っています。 【今後の方向性】 第2期計画期間は新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施できなかった年度もありますが、今後は事業を実施し、育児の中で「食」を学ぶ機会の創出に努めます。
読書活動の 推進	保健福祉課 教育課	育児の中で絵本の重要性を保護者に伝え、こどもと一緒に絵本を楽しむ機会を提供する事業です。 現在、1歳児育児相談の中で、読み聞かせボランティアの「なずなの会」から布絵本の提供や活用方法の普及を行っています。 また、ブックスタート事業として本の読み聞かせ、絵本と湯前町中央公民館図書室の図書利用カードのプレゼント等を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、湯前町中央公民館図書室の利用促進を図ります。
育児講座事業	保健福祉課	親子で演劇等を楽しむことで、こどもの情緒の発達を促し、親子の絆の大切さを感じる機会や、子育てについて講師を招聘しての講座を実施しています。 現在、町内2園で実施しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施するとともに、参加者を増やすための取組について検討します。

事業名	担当課	内容
地域子育て 支援拠点事業 (地域子育て 支援センター) (再掲)	保健福祉課	地域において親子の交流、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する事業です。現在、本町では1園に委託して実施しています。 【今後の方向性】 湯前町こども家庭センターと情報共有しながら、こどもの健やかな育ちを促進します。
親の会活動の 支援(まいまい の会)	保健福祉課	現在、湯前町では親の会「まいまいの会」が活動しており、ペアレントメンターが自発的な活動を通じて、こどもたちの理解と支援のための情報共有を行っています。会場の提供や会の普及・進行等を行うことで、活動を支援していますが、メンター2名の負担が大きく主催により活動の幅が制約されることが課題となります。 【今後の方向性】 今後もペアレントメンターの活動を支援するとともに、親の会を町が開催しペアレントメンターには傾聴役として参加していただくことでより効果的な実施を目指します。

(3) 子育て家庭への経済的支援

事業名	担当課	内容
各種手当に 関する周知	保健福祉課	各種手当に関する周知を図るため、広報紙や国・県のパンフレットの配布を行います。 【今後の方向性】 今後も引き続き、制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。
多子世帯子育 て支援事業(保 育料軽減措置)	保健福祉課	多子世帯の保育料の軽減や無償化により、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施できるように努めます。
保育料等 無償化事業 (新規)	保健福祉課	少子化・人口減少の流れを変え、未来を担うこども達を地域全体で育むため、保育料や副食費の無償化により、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を行います。 【今後の方向性】 令和7年度からの新規事業であり、今後も継続して実施できるように努めます。

事業名	担当課	内容
子ども医療費 助成事業 (再掲)	保健福祉課	こどもの病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、こどもの医療費等の助成を行います。現在、高校3年生までの医療費を無償として、人吉球磨圏域の医療機関については窓口自己負担なし（現物給付）としています。 【今後の方向性】 今後も事業を継続して実施します。また、現物給付の範囲を熊本県全体に拡大することを検討します。
出生祝い金 支給事業	保健福祉課	子育て家庭の生活の安定を図り、出生児の健やかな成長を支援するため、出生児1人につき15万円の出生祝い金を支給しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。また、町広報誌に出生者紹介として出生祝い金贈呈式の写真掲載を行い、制度の周知とこどもを町ぐるみで見守る意識の醸成を図ります。
湯前町奨学金・ 入学準備金 貸付事業	教育課	進学意欲がある者で経済的理由により就学困難な生徒のために、奨学金または入学準備金の貸付を行っています。申請者本人に本事業についての説明を行い、相互理解も深めています。 【今後の方向性】 有用な人材を育成することを目的として、今後も奨学金・入学準備金の貸付を行います。
小中学校の 給食費の補助	教育課	子育て世代の経済的負担軽減のため、準要保護世帯を除く全ての家庭を対象に全額補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。
入学祝金等 支給事業	教育課	子育て世代の経済的負担軽減のため、入学する児童生徒の保護者を対象に、入学祝金を支給します。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
修学旅行費用 補助事業 (再掲)	教育課	子育て世代の経済的負担軽減のため、修学旅行に参加した児童生徒の保護者を対象に、修学旅行費の一部補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

事業名	担当課	内容
英語検定受験料補助事業 (再掲)	教育課	語学力及び学習意欲の向上を図るとともに、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定と株式会社ベネッセコーポレーションが実施するGTECに係る検定料の保護者負担を軽減するため、年2回全額補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。また、小中学校と連携して、受験率の向上を目指します。
高等学校等通学費補助事業	教育課	子育て世代の経済的負担軽減のため、管内の高等学校等に公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者を対象に、1/3 補助を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

事業名	担当課	内容
職場における子育て意識の啓発	関係各課	労働時間や就労形態などに関する制度の情報提供を充実し、各種制度の周知啓発を行うことで、事業所の意識向上を図ります。 【今後の方向性】 今後も育児休業の取得しやすい職場環境を促進し、多様な勤務形態の実現を推進します。
男女の協力による子育ての推進	関係各課	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、家事や育児などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めます。 【今後の方向性】 今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を行い、男女の協力を促進します。

(5) 若者の活躍・生活の場の創出

事業名	担当課	内容
結婚支援の充実	企画観光課	関係機関等とも連携し結婚支援に取り組みます。 【今後の方向性】 人吉球磨圏域の他市町村及び球磨郡結婚対策推進協議会等と連携し結婚支援の取組を推進します。 熊本県と連携し県事業の「まちのよかボス結婚相談所」の周知を行います。
結婚新生活支援事業の実施	企画観光課	結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため条件を満たす新婚世帯に対して、新居の居住費と引越費用等の補助を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
就労・創業支援事業	企画観光課	就労・創業者等へ各種支援や研修会情報の周知等により意欲のある方の人材育成を図り、仕事による収入確保などにつながる支援を行います。 【今後の方向性】 町内の産業活性化のみならず若者の活躍の場の創出の観点からも今後も継続して実施します。
若者の地元就職の促進	企画観光課	若者の地元就労を促進するために、県や「若者サポートステーションやつしろ」等の就労支援関連の機関と連携し就労相談支援等を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
地域づくり団体活性化支援、地域活動等参画情報提供	企画観光課	観光事業関連団体の会員募集や広報へ協力を行い団体の活性化を図ることで、社会貢献や地域活動に参画する生きがいを促進します。 【今後の方向性】 若者の活躍の場の創出の観点からも今後も継続して実施します。
青年団活動の支援	教育課	若者が地域で集まり様々な活動に取り組む機会の確保と地域の活性化に向けて、青年団活動の支援を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

(6) こどもと子育てに配慮した地域環境の整備

事業名	担当課	内容
住宅環境の整備	建設水道課	子育て世帯が安心して生活できる環境に配慮した地域優良賃貸住宅等の整備や改修等を行っています。 【今後の方向性】 子育て世帯の定住を促進するために、今後も計画的に建設に取り組みます。 また、耐用年数を超過した住宅等については、公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な維持管理・改修等を行うとともに、建て替えや集約化等も含め広い視野で検討を図ります。
道路環境の整備	建設水道課	こどもや高齢者など交通弱者の安全確保のため、交通安全施設等の整備と、安全で円滑な交通の確保および舗装損傷の計画的な補修整備を行います。また毎年度、通学路安全点検を実施し対策すべき箇所の把握を行います。 【今後の方向性】 今後も通学路等の安全点検を行い、要対策箇所として挙げられた路線の改良や舗装修繕工事に取り組みます。
子育てバリアフリーの推進	建設水道課 総務課	すべての人が安心して外出できるよう、公共施設、道路や建築物等におけるバリアフリー化を推進しています。 また、町営住宅を新たに建設する場合は子育てバリアフリーに配慮した住宅の建設を推進します。 【今後の方向性】 公共施設等の整備・改修の際には、子育てバリアフリーの観点からこどもや子育て世帯が利用しやすい設備の導入を検討します。 町営住宅については新築の際は引き続きバリアフリーに配慮するとともに、既存の住宅については耐用年数超過した住宅の住宅本体に対する対策を講じます。
交通安全教室の実施	教育課	交通ルールやマナーについて学ぶために、交通安全教室等を開催し、安全行動の習慣化を図るための指導をしています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

事業名	担当課	内容
こども 110 番の家との連携と周知	教育課	こどもを犯罪等から守る緊急避難所として、「こども 110 番の家」を設置するなど、防犯ボランティア活動を支援します。 【今後の方向性】 これまで、こども 110 番の家の設置・連携・把握といった具体的な活動は P T A が中心となっていました、児童数減少に伴い P T A での状況把握や活動維持が困難となっています。今後は地区を中心とする活動など、確実に引き継ぎができる体制の構築を図ります。
地域の防犯活動の充実	教育課 総務課	こども見守り支援事業等を実施し、地域が一体となった防犯活動に努めています。 【今後の方向性】 今後も関係団体等との連携を図りながら、さらに地域とともに見守りの強化を図ります。
安心して使える公園設備の充実	企画観光課	遊具の安全性や公園の衛生状態を点検しながら修繕や清掃など、地域と協力して取り組んでいます。 【今後の方向性】 今後も安全安心して、公園を利用できるように点検を徹底します。また、遊具の設置や雨天時でも利用できる遊び場の確保等、子育て世代からの要望を反映した遊び場の確保に努めます。
町内施設等の整備支援	保健福祉課	町内の子ども・子育て関係施設等が、こどもや子育てに関する機能の充実に向けた施設整備・改修等を行う場合は、内容に応じた適切な支援を図ります。 【今後の方向性】 関係施設等と連携し、適切な支援に努めます。

基本施策4 すべてののこどもと子育て家庭の権利を守るまちづくり

こども・若者を取り巻く環境は一人ひとり異なることを踏まえ、「すべてのこども・若者」が幸せに成長できるよう、障がい、疾病、虐待など様々な形で困難な状況に置かれたこどもが取り残されることのないよう、きめ細やかな状況の把握と支援に努めます。

(1) 様々な困難を抱える世帯への支援

事業名	担当課	内容
各種手当に関する周知 (再掲)	保健福祉課	各種手当に関する周知を図るため、広報紙や国・県のパンフレットの配布を行います。 【今後の方向性】 今後も引き続き、制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。
生活困窮世帯への支援	保健福祉課	生活困窮に関する相談に応じるとともに、関係機関とも連携して、必要な支援を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
湯前町奨学金・入学準備金貸付事業 (再掲)	教育課	進学意欲がある者で経済的理由により就学困難な生徒のために、奨学金または入学準備金の貸付を行っています。申請者本人に本事業についての説明を行い、相互理解も深めています。 【今後の方向性】 有用な人材を育成することを目的として、今後も奨学金・入学準備金の貸付を行います。
小・中学校入学準備費用の支援	教育課	湯前小・中学校に入学するこどもの保護者で条件を満たす人に対し、小・中学校入学準備費用の支援を行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。

事業名	担当課	内容
養育支援 訪問事業	保健福祉課	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業を実施しています。 【今後の方向性】 要支援家庭へ各方面からのアプローチにより、まずは相談しやすい関係性を構築し、適切な養育の実施ができるよう支援していきます。 利用者の状況にあわせて、子育て世帯訪問支援事業等の新設サービスやその他サービスへの移行が可能な体制を整備し、適切なサービスを利用できるよう図ります。
子育て世帯 訪問支援事業 (新規)	保健福祉課	家庭や養育環境を整えることで児童虐待等を防ぐことを目的として、家事や子育て等に対し不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、支援員が訪問し、相談や家事支援、養育支援を行う事業です。 【今後の方向性】 事業の実施体制の整備を図り、事業の対象となりうる方に対し適切に事業を実施します。
親子関係 形成支援事業 (新規)	保健福祉課	保護者の養育支援が特に必要とみられるケースなど、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子関係形成支援の講座等を実施し、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。 【今後の方向性】 国の方針を踏まえ、体制や施設といった地域資源も考慮し実施について検討します。
親の会活動の 支援(まいまい の会) (再掲)	保健福祉課	現在、湯前町では親の会「まいまいの会」が活動しており、ペアレントメンターが自発的な活動を通じて、こどもたちの理解と支援のための情報共有を行っています。会場の提供や会の普及・進行等を行うことで、活動を支援していますが、メンター2名の負担が大きく主催により活動の幅が制約されることが課題となります。 【今後の方向性】 今後もペアレントメンターの活動を支援するとともに、親の会を町が開催しペアレントメンターには傾聴役として参加していただくことでより効果的な実施を目指します。

事業名	担当課	内容
ヤングケアラーへの対応	保健福祉課	ヤングケアラーは、比較的近年になって行政課題としての認識が高まったことに加え、ヤングケアラーであることも自身や家族が自覚しづらいため支援ニーズが顕在化しにくいという特徴があります。 こども家庭センターを中心として関係者が連携しヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、事案に対しては必要なサービスにつなげる体制を構築します。 【今後の方向性】 ヤングケアラーと思われる事案を発見した場合は、より詳細な状況の把握を行い、世帯とこどもが必要とする支援につなげます。 また、町ホームページ等でヤングケアラーに関する周知を行います。

(2) 関係機関と連携したひとり親への支援

事業名	担当課	内容
ひとり親家庭等医療費助成	保健福祉課	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分のうち一部を助成する事業です。 【今後の方向性】 ひとり親家庭の生活を支援するため、今後も継続して実施します。 また、対象者の中に申請のない方がいることから、対象者が医療機関等の受診の必要性が生じた際に平等に利用できるように、継続して事業の周知を行います。
ひとり親家庭等に対する県等の支援制度の周知	保健福祉課	ひとり親の経済生活の安定のために、熊本県などの公的な支援制度等に関する周知を行います。 (例) ○母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 ○熊本県母子家庭等就業・自立支援センター講習会 【今後の方向性】 ひとり親家庭の生活を支援するため、今後も継続して実施します。

(3) 発達と療育への支援の充実

事業名	担当課	内容
幼児発達相談の実施	保健福祉課	健診や園訪問の際に保健師と療育相談員が保護者との面談を行い、発達検査の必要性があると判断された場合は、町独自で公認心理士に依頼する発達相談と、圏域内 10 市町村で実施する発達相談へつなぎます。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、マンパワー不足により発達検査や園訪問の適時の支援ができない場合があることから、現状の支援が維持できるようマンパワーや児童発達支援センター等の体制確保を図ります。
障がい児保育支援	保健福祉課	障がい児を預かる保育園、認定こども園等を支援しています。現在、補助事業を活用し、町内 2 園で実施しています。 【今後の方向性】 障がい児支援と保護者の負担軽減の意義を踏まえ、今後も継続して実施します。
特別支援教育の充実	教育課	障がいなど、特別な配慮を必要とするこどもに対して、適切な教育的支援を行っています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施するとともに、相談員の確保や専門性を高める研修などを教職員等を実施します。
児童発達支援の充実	保健福祉課	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 【今後の方向性】 今後も障がい児福祉計画に基づき、事業の実施及び提供事業者の確保を行います。
放課後等デイサービスの充実	保健福祉課	就学中の障がい児等に対して、放課後や長期休暇期間中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児等の自立を促進します。 【今後の方向性】 今後も障がい児福祉計画に基づき、事業の実施及び提供事業者の確保を行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

事業名	担当課	内容
虐待防止に関する啓発活動の充実	保健福祉課	国・県等のポスター、リーフレットの設置及び学校をはじめとする関係機関への配布を行います。 【今後の方向性】 今後もポスター、リーフレットの設置・配布を継続するとともに、町独自の啓発活動として町ホームページでの周知等を行います。 また、独自に児童虐待に関する勉強会を行っている団体があることから、虐待防止に関する出前講座を実施する事業所の紹介を行います。
虐待の早期発見と予防の充実	保健福祉課	相談や訪問を通じて、児童虐待の早期発見・予防に努めています。また、虐待が疑われる事例があった場合には関係機関と連携を図りながら、事実確認や対応を行います。 【今後の方向性】 関係機関との連携を図りながら、今後も継続して実施します。また、日ごろから関係機関とコミュニケーションを図り、情報共有と事例発生時の対応の円滑化につなげます。
要保護児童対策地域協議会の充実	保健福祉課	虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を積極的に活用し、関係行政機関のみならず、地域の関係機関と連携し、個々のケースの解決に向けて取り組んでいます。また、関係機関との情報共有と連携を深めるため、ケース会議を実施し、解決に向けての各機関の役割分担を行い、対象者に対するアプローチを行います。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、要保護児童のサポートプラン作成などの支援を行うことも家庭センターの体制整備に向けて取り組みます。
児童虐待などに関する相談体制の充実	保健福祉課	こども家庭センターを中心に、児童虐待などに関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら対応をしています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。 また、令和6年度設置のこども家庭センターによる児童虐待に関する相談対応機能の充実を図ります。

第5章

事業計画



子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、事業実施に関する国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、以下のとおり定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（「教育・保育提供区域」）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

(2) 湯前町の提供区域について

本町の教育・保育提供区域は、町内の保育等の利用状況及び第2期計画まで湯前町全域を1区画として設定していたことを考慮し、湯前町全域を1区画として設定し、教育・保育の提供に努めます。

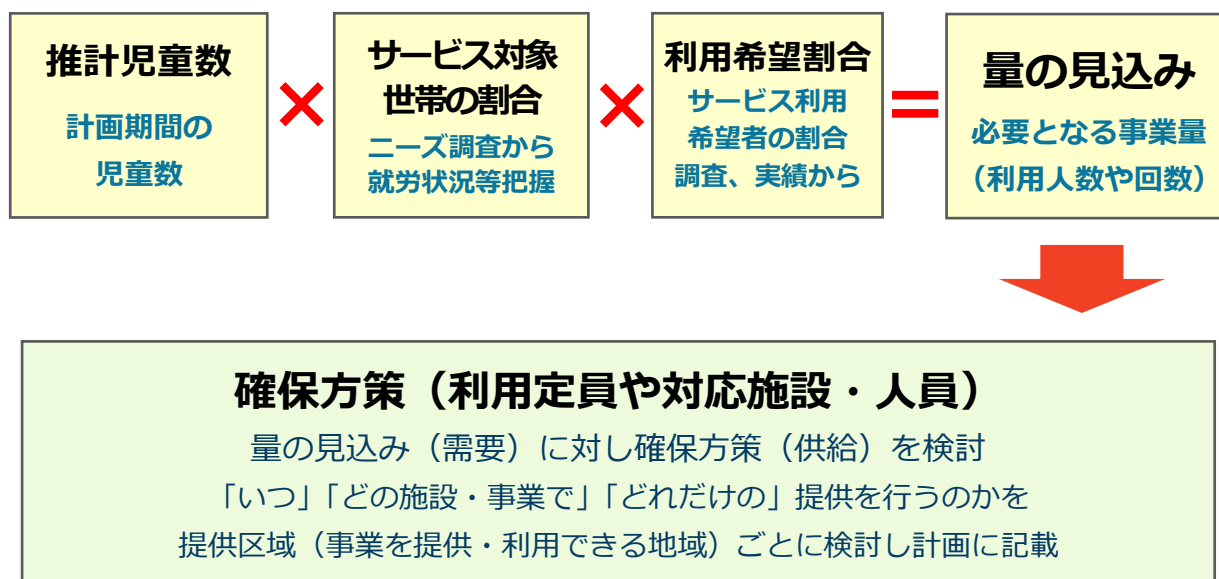
2 将来児童数推計と量の見込みの考え方

(1) 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」を推計し、「量の見込み」に対して確保内容、実施時期といった「確保方策」を定めることとしています。

本町では、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育て支援に関するニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に「量の見込み」の算出を行い、それに対する「確保方策」を各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本町の状況等を踏まえ、設定しました。

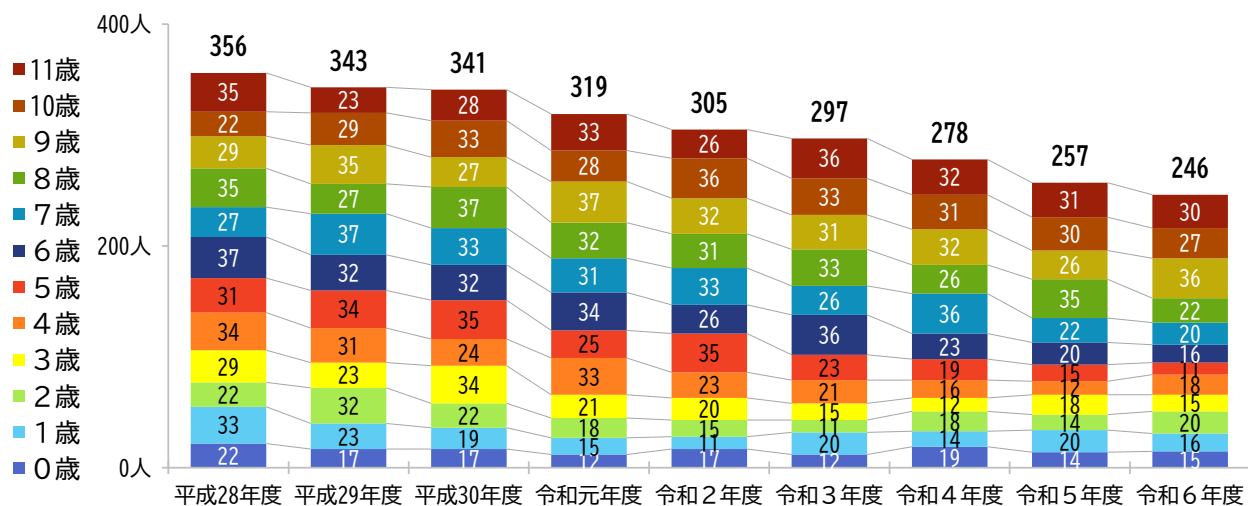
【量の見込みの算出のイメージ】



(2) 将来児童数

① 児童数実績

児童数は減少を続けており、第2期計画期間は令和2年の305人から令和6年の246人と59人（19.3%）減少しています。

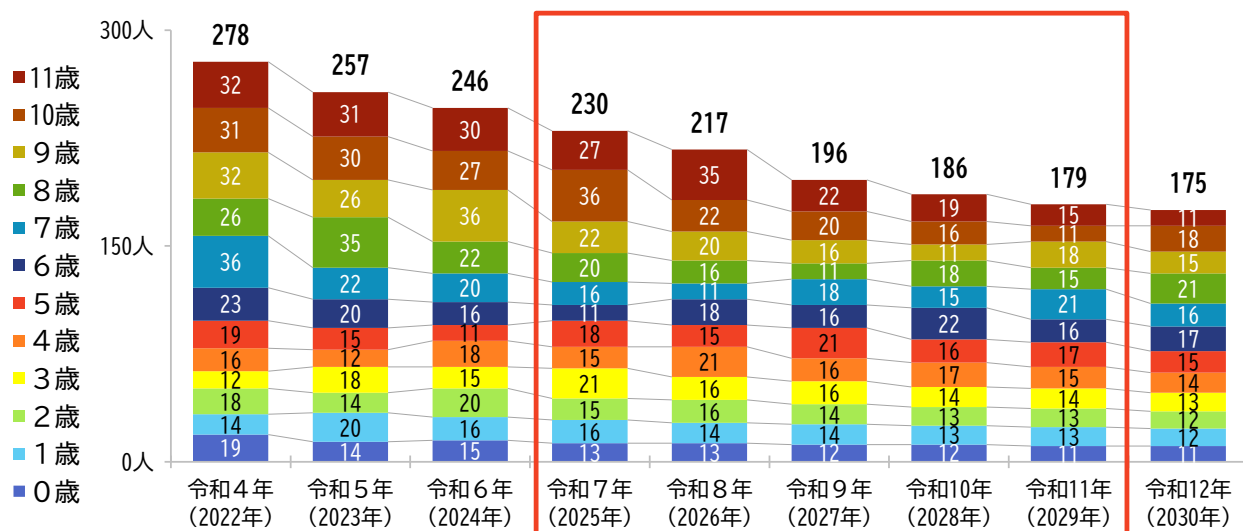


単位（人）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	22	17	17	12	17	12	19	14	15
1歳	33	23	19	15	11	20	14	20	16
2歳	22	32	22	18	15	11	18	14	20
3歳	29	23	34	21	20	15	12	18	15
4歳	34	31	24	33	23	21	16	12	18
5歳	31	34	35	25	35	23	19	15	11
6歳	37	32	32	34	26	36	23	20	16
7歳	27	37	33	31	33	26	36	22	20
8歳	35	27	37	32	31	33	26	35	22
9歳	29	35	27	37	32	31	32	26	36
10歳	22	29	33	28	36	33	31	30	27
11歳	35	23	28	33	26	36	32	31	30
0-2歳	77	72	58	45	43	43	51	48	51
3-5歳	94	88	93	79	78	59	47	45	44
6-8歳	99	96	102	97	90	95	85	77	58
9-11歳	86	87	88	98	94	100	95	87	93
合計	356	343	341	319	305	297	278	257	246
前年度比		13人減	2人減	22人減	14人減	8人減	19人減	21人減	11人減

出典：湯前町住民基本台帳（各年5月1日時点）

②児童数推計

今後の児童数は、0歳児は11～13人で推移し、児童数合計では令和11年に179人になると推計されています。



単位 (人)	実績			第3期 推計					第4期
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	19	14	15	13	13	12	12	11	11
1歳	14	20	16	16	14	14	13	13	12
2歳	18	14	20	15	16	14	13	13	12
3歳	12	18	15	21	16	16	14	14	13
4歳	16	12	18	15	21	16	17	15	14
5歳	19	15	11	18	15	21	16	17	15
6歳	23	20	16	11	18	16	22	16	17
7歳	36	22	20	16	11	18	15	21	16
8歳	26	35	22	20	16	11	18	15	21
9歳	32	26	36	22	20	16	11	18	15
10歳	31	30	27	36	22	20	16	11	18
11歳	32	31	30	27	35	22	19	15	11
0-2歳	51	48	51	44	43	40	38	37	35
3-5歳	47	45	44	54	52	53	47	46	42
6-11歳	180	164	151	132	122	103	101	96	98
合計	278	257	246	230	217	196	186	179	175

※推計値はすべて各年5月1日時点。コーホート変化率法にて推計。

3 子ども・子育て支援給付

(1) 給付の種類

①施設型給付

現在、保育園が1園、認定こども園が1園あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。

事業名	内容
保育所（園）	保育所において、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができないこどもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。
認定こども園	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、こどもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

②地域型保育給付

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、主に満3歳未満のこどもを保育する事業です。現在、湯前町内での実施はありません。

事業名	内容
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業です。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ※1）

		第2期実績値		第3期推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号	11	11	11	11	11	10	10
	2号教育			1	1	0	0	0
②確保方策		15	15	15	15	15	15	15
内訳	認定こども園	15	15	15	15	15	15	15
	広域利用委託	0	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		4	4	3	3	4	5	5

※1 「2号認定（教育ニーズ）」とは、2号認定のうち幼児期の教育の利用を希望する者

※令和6年度の確保方策は年度途中の現状値（以下同）。

② 2号認定（保育ニーズ）

		第2期実績値		第3期推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		36	32	41	39	39	35	35
②確保方策		62	51	52	53	47	48	47
内訳	保育園	41	41	35	35	35	35	35
	認定こども園	19	9	16	16	9	9	9
	広域利用委託	2	1	1	2	3	4	3
過不足(②-①)		26	19	11	14	7	13	12

③-1 3号認定（0歳）

		第2期実績値		第3期推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		22	17	9	8	8	8	7
②確保方策		11	10	15	13	10	10	10
内訳	保育園	5	6	6	6	6	6	6
	認定こども園	5	4	7	7	4	4	4
	広域利用委託	1	0	2	0	0	0	0
過不足(②-①)				6	5	2	2	3

③-2 3号認定（1歳）

		第2期実績値		第3期推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み				15	14	13	13	13
②確保方策				17	18	16	16	16
内訳	保育園			9	9	9	9	9
	認定こども園			7	7	7	7	7
	広域利用委託			1	2	0	0	0
過不足(②-①)				2	4	3	3	3

③-3 3号認定（2歳）

		第2期実績値		第3期推計値				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み				15	15	14	13	13
②確保方策				21	21	17	15	15
内訳	保育園			10	10	10	10	10
	認定こども園			10	10	5	5	5
	広域利用委託			1	1	2	0	0
過不足(②-①)				6	6	3	2	2

■量の見込みの考え方

○量の見込みについては、子育て支援に関するニーズ調査及びこれまでの利用実績、就労等の状況から推計しました。

○3号認定（0歳）については、育児休業等を取得する保護者がいることからニーズに対して実績から補正を行いました。

■提供体制と確保方策の考え方

○町内の保育園1園、認定こども園1園を活用し、教育・保育の提供を行います。

○広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。また、他市町村からの広域利用の受託依頼については、施設と連携し調節を図りながら、適切に対応します。

○外国人の親を持つ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

【参考】広域利用による委託・受託の詳細

○広域利用による委託（湯前町児童が他市町村の保育園等を利用）と、他市町村からの広域利用による受託（他市町村児童が湯前町の2園を利用）の、市町村別の内訳は以下のとおりです。

【参考】広域による委託人数内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	0	0	0	0	0
2号認定（保育二一ズ）	1	2	3	4	3
3号認定（0歳）	2	0	0	0	0
3号認定（1歳）	1	2	0	0	0
3号認定（2歳）	1	1	2	0	0

【参考】広域による受託人数内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	5	3	2	1	1
2号認定（保育二一ズ）	10	8	7	6	6
3号認定（0歳）	2	0	0	1	0
3号認定（1歳）	2	2	0	0	1
3号認定（2歳）	0	2	2	0	0

(3) 保育利用率に関する目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本町においては、保育利用率の目標値を、令和6年度の保育利用率73%を上回ることを基本として、以下のとおり設定します。

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

計算式 保育利用率＝3号認定の確保方策（利用定員数）÷0～2歳の総児童数

令和6年度の保育利用率 73%＝ 37人（令和6年度の0～2歳の確保方策）
÷51人（令和6年度の0～2歳の児童数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値	73%以上	73%以上	73%以上	73%以上	73%以上
②保育利用率の見込み（③÷④）	120%	121%	108%	108%	111%
③確保方策(利用定員数)	53	52	43	41	41
④0-2歳推計児童数	44	43	40	38	37

4 地域子ども・子育て支援事業等

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に基づき、地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、教育・保育と同様に市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定め、それに基づき提供することとされています。

第3期では、新たに⑭～⑲の事業が追加されました。

■地域子ども・子育て支援事業の湯前町での実施状況

事業名	実施状況
① 利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）	実施
② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	実施
③ 妊婦健康診査	実施
④ 乳児家庭全戸訪問事業	実施
⑤ 養育支援訪問事業	実施
⑥ 子育て短期支援事業	実施検討
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	実施検討
⑧ 一時預かり事業	実施
⑨ 延長保育事業	実施
⑩ 病児保育事業	実施
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施検討
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	実施検討
⑭ 産後ケア事業（令和3年度から努力義務、令和6年度から開始、第3期（令和7年度）から地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）	実施
⑮ 子育て世帯訪問支援事業（令和6年度から開始、第3期（令和7年度）から地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）	実施
⑯ 児童育成支援拠点事業	実施検討
⑰ 親子関係形成支援事業	実施検討
⑱ 妊婦等包括相談支援事業	実施予定
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	実施予定

(2) 既存の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

- こどもやその保護者が、保育園・認定こども園等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。
- 「基本型」、「特定型」、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に有する「こども家庭センター型」の3種類があります。
- これまで本町では、専門職が妊娠・出産・子育て等に関する相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を運営してきました。令和6年度からはこの「子育て世代包括支援センター」を元に、「こども家庭センター」を開始します。この「こども家庭センター」において利用者支援事業として求められる相談支援等の対応を行うこととします。

■量の見込みと確保方策

単位（か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（施設数）	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

- 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置をすることにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する事業です。
- 量の見込みは、0～2歳の児童を対象とし、ニーズ調査及び利用実績から算出しました。
- 現在、本町では1園に委託して実施しています。
- 現在週5回、1回につき親子5組までで実施していることから、確保の内容は月に4週×5回×5組として100人回を定員として設定しました。

■量の見込みと確保方策

単位（人回/月あたり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用回数）	68	67	62	59	58
②確保の内容	100	100	100	100	100
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	32	33	38	41	42

③妊婦健康診査

○安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦・乳児・乳幼児に対して健康状態の把握等を実施します。

○妊産婦全員が利用する事業であることから、0歳児の児童数推計から量の見込みを算出しました。

○現在、湯前町では対象者全員に事業を実施しています。熊本県医師会に委託し、今後も継続して事業を実施します。

【事業の実施形態】 実施時期：通年実施

検査回数：14回程度

検査項目：健康状態の把握、医学的検査

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	13	13	12	12	11
②確保の内容	13	13	12	12	11
実施体制	対象者全員に通年で実施 熊本県医師会委託				
②－①	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

○子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

○乳児すべてを対象とする事業であることから、0歳児の児童数推計から量の見込みを算出しました。

○今後も継続して事業を実施し、相談や子育て支援に関する情報提供を行います。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	13	13	12	12	11
②確保の内容	13	13	12	12	11
実施体制	対象者全員に実施 保健センター職員1名				
②－①	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。本町においては、家事支援等を町の委託により社会福祉協議会において実施しています。

○利用実績から各年1人を見込んでいます。

○今後もニーズに応じて事業を実施するとともに、「子育て世帯訪問支援事業」が新設されるなど養育に関する指導・助言や家事支援を行うサービスは複数存在することから、対象者にとって最適なサービスが選択できるようサービス選択のための相談等に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（対象者数）	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
実施体制	対象者全員に実施				
②－①	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

○保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等でこどもを一時的に預かり、必要な保護を行います。

○現在、本町では利用ニーズはありません。

○今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ利用日数）	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、こどもを預かってほしい人（依頼会員）とこどもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

○現在、本町では利用ニーズはありません。

○今後は利用ニーズ等を踏まえて実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

○認定こども園に通園する園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施しています。
また、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かる事業を実施しています。

○「(ア)幼稚園型」の量の見込みは、1号認定及び2号認定（教育ニーズ）の量の見込み等から算出しました。「(イ)預かり保育以外」はニーズ調査から算出しました。

○利用ニーズにあわせて適切に事業を実施します。

(ア)幼稚園型（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	3,120	3,120	2,860	2,600	2,600
②確保の内容	3,120	3,120	2,860	2,600	2,600
②－①	0	0	0	0	0

(イ)預かり保育以外

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	207	200	196	179	175
②確保の内容	207	200	196	179	175
②－①	0	0	0	0	0

⑨延長保育事業(時間外保育事業)

○保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育のニーズに対応するため、保育所の11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上、開所時間を延長して保育を行う事業です。本町では2園で実施しています。

○保護者の就労時間等に基づき量の見込みを算出しました。

○今後も継続して事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用者数)	41	40	39	36	35
②確保の内容	41	40	39	36	35
②-①	0	0	0	0	0

⑩病児保育事業

○保護者が就労等により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。

○本町においては、4町村広域(湯前町、あさぎり町、多良木町、水上村)で、公立多良木病院に委託して実施しています。

○量の見込みは、ニーズ調査から算出しました。

○今後も現在の実施体制で事業を提供します。

■量の見込みと確保方策

単位(人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	361	350	343	313	306
②確保の内容	361	350	343	313	306
②-①	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○児童の保護者が就労等により昼間に家庭にいない小学生の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、児童の健全育成を図る事業です。

○量の見込みは、利用実績から算出しました。

○現在2か所で実施しており、令和7年度から3ユニット体制で確保します。

○児童数の減少に伴い、利用人数の確保と実施体制の維持が課題となりますが、こどもの放課後の居場所の確保の観点から、実施支援に努めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（利用人数）	84	71	62	60	58
②確保の内容	120	120	120	120	120
施設数（か所）	2	2	2	2	2
②－①	36	49	58	60	62

【参考】利用者数内訳

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	84	71	62	60	58
1年生	8	14	12	17	11
2年生	12	8	13	12	16
3年生	16	11	8	12	12
4年生	20	12	8	6	9
5年生	14	15	9	6	4
6年生	14	11	12	7	5

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

○今後はニーズにあわせて実施を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減などを図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保する事業です。

○地域の教育・保育施設等の事業者の状況や子育て世帯のニーズ等を十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

（３）新たな地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本指針では、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けて、産後ケアなど、母子の健康や発育・発達・子育て支援等に関する5事業が地域子ども・子育て支援事業に加わりました。

本町では、事業の意義を踏まえ、これら6つの事業すべてを実施することとし、事業の適切な実施に向けて取り組みます。

⑭産後ケア事業

- 出産後1年未満の母子で産後ケアが必要な方を対象とし、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
- 病院、助産所等の空きベッドを活用して宿泊による休養の機会等を提供する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設で、日中に来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」の3種類があります。
- 量の見込みは、町の状況や事業の利用状況等から、毎年3人程度が利用し1人あたりおよそ5日利用するとして見込みました。
- 現在、圏域内の助産院、産科医療機関等に委託して実施しています。今後も継続して事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	15	15	15	15	15
②確保の内容（人日）	15	15	15	15	15
実施か所（か所）	宿泊型 1	宿泊型 1	宿泊型 1	宿泊型 1	宿泊型 1
	デイサービス型 3	デイサービス型 3	デイサービス型 3	デイサービス型 3	デイサービス型 3
	訪問型 1	訪問型 1	訪問型 1	訪問型 1	訪問型 1

⑮子育て世帯訪問支援事業

○家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりを防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児・養育支援等を実施する事業です。

○量の見込みは、利用ニーズがあった場合に対応できるよう1人を見込み週1回利用（年52週）として推計しました。

○事業実施に向けて、実施体制及び人員等の整備を行います。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	52	52	52	52	52
②確保の内容（人日）	52	52	52	52	52
②－①	0	0	0	0	0

⑯児童育成支援拠点事業

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

○町内の人材や施設といった地域資源等も考慮し、実施を検討します。

⑰親子関係形成支援事業

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の講座実施を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

○対象者等が限られることや専門的な知識・経験を有する講義実施者の確保等が課題となることから、県の事業利用や広域による実施など実施手法についての検討に努めます。

⑱妊婦等包括相談支援事業

○妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況等の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供、相談への対応等を行う事業です。

○こども家庭センターにおいて妊婦1人に対し3回の面談を実施することを基本として量の見込みを算出しました。

○こども家庭センターでの事業実施体制の整備に努め、適切に事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位（人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人回）	39 （13人）	39 （13人）	36 （12人）	36 （12人）	33 （11人）
②確保の内容 こども家庭センター （人回）	39	39	36	36	33

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○満3歳未満で保育園等に通っていないこどもを対象とし、月に一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず誰でも時間単位で保育所等を利用できる事業です。令和8年度からの本格的な実施が予定されています。

○本町では、共働き世帯が多く、0歳6カ月から3歳未満の児童のほとんどが保育園・認定こども園等を利用していることから対象者は限られますが、制度の意義を踏まえ、実施に向けて制度整備に取り組めます。

■量の見込みと確保方策

単位（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （人日）	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
②確保の内容 （人）	0歳児		2	2	2	2
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
	全体		4	4	4	4

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

既存の保育・教育施設及び広域利用を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況および利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

また、保育園等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

あわせて、県の研修等に関する情報提供等、教育・保育の一体的提供に関する必要な支援に取り組みます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用に関する事項

未就学児の保護者が、産前・産後休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育の提供体制の整備を行います。

特に、0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするケースがあることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

第6章

計画の推進体制



1 計画の推進体制

(1) 町内の推進体制

こども施策の推進にあたっては、庁内各課で展開されている、こども等に係る様々な事業・取組が推進されていくとともに、連携して取り組むことで、より包括的な推進を図っていくことも重要です。

そのため、円滑な事務の実施を含め、庁内関係各課間の密接な連携を図ります。

また、事業・取組の推進にあたっては、行政だけでなく、町民や地域、事業者といった湯前町を構成する様々な主体の理解・協力を得ながら、町全体として推進していく必要があります。

そのため、こども施策に係る事業者や地域団体等の関係機関・関係団体との連携強化を図るとともに、町民や企業等の地域全体の意識の向上等を図ります。

(2) 熊本県及び近隣市町村との連携による推進

熊本県のこども・若者、子育て世代等に関する方針や「こどもまんなか熊本・実現計画」の内容等を踏まえ、熊本県と連携し計画を推進します。

特に、児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策などこどもに関する専門的な知識及び技術を要する分野については、熊本県の施策の活用をはじめとして県との連携による支援の充実を図ります。

また、人吉球磨圏域は、その地理的な環境のみならず、保育園、認定こども園の広域利用が盛んであることや、球磨保健医療圏として医療提供体制の確保を行っていること、障がい児福祉分野において圏域共同で実施している事業が複数あるなど、子ども・子育ての社会基盤として互いに密接な関係にあります。

近隣市町村と連携し、子ども・子育て支援の充実に努めます。

2 計画の達成状況の点検・評価

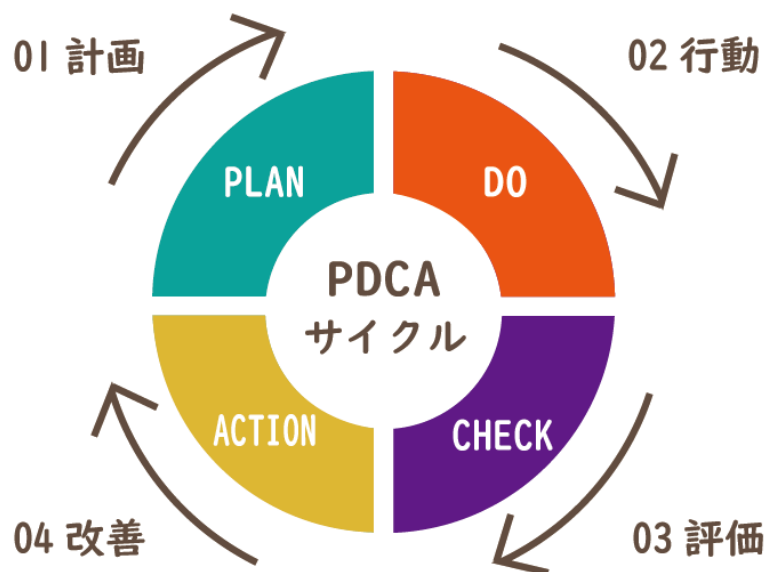
(1) 計画の進行管理

本計画の進行状況を管理するため「湯前町子ども・子育て協議会」において、各種施策の進捗状況等を把握・整理し、PDCAサイクルによる計画の点検・評価に努めます。

特に、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育等の提供状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等については「湯前町子ども・子育て協議会会議」において、各年度点検・評価します。

また、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

あわせて、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。



(2) 指標等による進行管理

こども大綱においては、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」及び「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」を設定しています。

また、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針（厚生労働省）では、市町村の策定する成育医療等に関する計画の実効性を高めるために、評価指標を設定することとされています。

本計画においても、これらを踏まえ、こども施策の推進目標となる「成果目標」と、状況の変化を把握するための目安となる「評価指標」を設定します。

①「こどもまんなか社会」の実現に向けた成果目標

■こども調査より

	項目	全国	対象	直近値	目標値
1	「生活に満足している」と思うこどもの割合 ※現在の生活の満足度が「7」以上の割合	15歳 60.8% (R4年)	小学4～6年生	64.3%	80%
2			中学生	61.7%	80%
3	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	15～39歳 60.0% (R4年)	小学4～6年生	67.9%	80%
4			中学生	76.7%	80%
5	社会的スキルを身につけているこどもの割合 ※「学校ではすぐ友達ができる」に「まったくそのとおりだ」または「そのとおりだ」	15歳 74.2% (R4年)	小学4～6年生	70.2%	80%
6			中学生	67.5%	80%
7	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	15～39歳 84.1% (R4年)	小学4～6年生	86.9%	90%
8			中学生	87.2%	90%
9	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 ※「希望がある」または「どちらかといえば希望がある」	10～39歳 66.4% (R4年)	小学4～6年生	81.0%	90%
10			中学生	70.9%	80%

■子ども・子育てニーズ調査より

	項目	全国	対象	直近値	目標値
1	子育て支援の満足度	無し (町独自目標)	未就学調査	3.37	3.5
2	※湯前町の子育て支援の満足度の5段階評価		小学生調査	3.24	3.5
3	子育てに関して相談できる人・場所がある人の割合	無し (町独自目標)	未就学調査	89.6%	95%
4	※「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、もしくは場所はありますか。」に「いる/ある」		小学生調査	92.8%	95%

② 成育医療等に関する計画に係る成果目標

※町の直近値と目標値のみ掲載

	項目	出典	直近値	目標値
1	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	母子保健事業の実施状況（厚生労働省母子保健課調査）	令和5年度 実施率 100%	100%
2	支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	母子保健事業の実施状況（厚生労働省母子保健課調査）	令和5年度 実施率 100%	100%
3	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合（EPDS実施人数及びEPDSが9点以上の褥婦の人数から算出）	母子保健事業の実施状況（厚生労働省母子保健課調査）	令和5年度 3人	0人
4	産後ケア事業の利用率	産後ケア事業の利用実人数	令和6年度 開始のため データ無し	50%
5	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	母子保健事業の実施状況（厚生労働省母子保健課調査）	連携体制あり	連携体制あり
6	妊婦の喫煙率	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	0%	0%
7	妊娠中のパートナーの喫煙率	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	44%	25%
8	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	地域保健・健康増進事業報告	64%	70%
9	妊産婦の歯科健診を実施している	地域保健・健康増進事業報告	実施中	実施継続
10	流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある	母子保健事業の実施状況（母子保健課調査）	100%	体制あり
11	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	母子保健事業の実施状況（母子保健課調査）	体制あり	体制あり
12	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	100%	100%
13	医療的ケア児等コーディネーターを配置している	湯前町障害福祉計画	配置無し	圏域で配置
14	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	母子保健事業の実施状況（母子保健課調査）	あり	あり
15	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	母子保健事業の実施状況（母子保健課調査）	あり	あり
16	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合【3・4か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	100%	100%
17	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合【1歳6か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	100%	100%
18	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合【3歳児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	100%	100%

	項目	出典	直近値	目標値
20	この地域で子育てをしたいと思う親の割合【3・4か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	94%	100%
21	この地域で子育てをしたいと思う親の割合【1歳6か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	95%	100%
22	この地域で子育てをしたいと思う親の割合【3歳児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	89%	100%
23	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合【3・4か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	94%	100%
24	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合【1歳6か月児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	81%	95%
25	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合【3歳児】	乳幼児健康診査問診回答状況（母子保健課調査）	47%	60%
26	地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	地域子育て支援拠点事業実施状況	1 か所	1 か所



③こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための評価指標

■こども調査より

	項目	全国	対象	直近値
1	「自分はヤングケアラーにあてはまる」と思う人の割合	中学2年生 1.8%	中学生	1.2%
2	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	98.1%	小学4～6年生 ・中学生	98.8%

※評価指標は、目標値の設定を行わず、経時的な変化のみを把握する。(以下同)

■文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

	項目	全国	対象	直近値
1	いじめの重大事態の発生件数	923件 (R4年度)	湯前町内の 小・中学校	0件 (R5年度)
2	パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	23,920件 (R4年度)	湯前町内の 小・中学校	0件 (R5年度)
3	小・中学校における不登校児童生徒数	299,048人 (R4年度)	湯前町内の 小・中学校	13人 (R5年度)

■文部科学省「学校保健統計」より

	項目	全国	対象	直近値
1	児童・生徒における肥満傾向児の割合	小学5年生 男子 15.1%	小学5年生 男子	35.7% (R5年度)
2	裸眼視力 1.0 未満のもの	小学生 37.9%	小学生	34.4% (R6年度)
3		中学生 61.2%	中学生	38.4% (R6年度)

■厚生労働省「人口動態統計」より

	項目	全国	対象	直近値
1	出生数	770,759人 (2022年)	湯前町の 出生届出数	令和3年 20人



1 湯前町子ども・子育て協議会設置条例

(平成 16 年 3 月 17 日条例第 10 号)

改正 平成 25 年 12 月 13 日条例第 30 号 平成 28 年 3 月 18 日条例第 14 号

令和 4 年 6 月 16 日条例第 13 号 令和 5 年 3 月 9 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「推進法」という。）第 21 条、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）及び子ども・子育て支援対策の推進等を協議するため、湯前町子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援対策の推進に関し必要な措置に関すること。
- (3) その他、目的の達成に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 商工会代表
- (2) 農林業団体代表
- (3) 湯前保育園園長
- (4) 慈光こども園園長
- (5) 民生児童委員代表
- (6) 教育委員会代表
- (7) 小学校 PTA 代表
- (8) 中学校 PTA 代表
- (9) 湯前保育園保護者代表
- (10) 慈光こども園保護者代表
- (11) 社会福祉協議会代表
- (12) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月9日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 湯前町子ども・子育て協議会委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

(敬称略、条例記載順)

番号	役 職	令和6年度～	令和5年度～
		氏 名	氏 名
1	商工会代表（青年部長）	黒崎 史朗	黒崎 史朗
2	農林業団体代表（JA 上球磨支所湯前店長）	久保田 礼子	恒松 さおり
3	湯前保育園園長	東 理絵	東 理絵
4	慈光こども園長	吉武 絵里	藤岡 洋子
5	民生児童委員代表	桑原 やよい	桑原 やよい
6	教育委員会代表	中村 富人	中村 富人
7	小学校PTA代表	神瀬 章太	椎葉 泰裕
8	中学校PTA代表	村山 大輔	村山 大輔
9	湯前保育園保護者代表	洲上 駿	洲上 駿
10	慈光こども園保護者代表	姫野 宏太	姫野 宏太
11	社会福祉協議会代表	椎葉 正博	椎葉 正博
12	その他町長が必要と認める者（小学校長）	黒木 幸博	黒木 幸博
13	その他町長が必要と認める者（中学校長）	酒井 勇一	—

番号	役 職	令和6年度～	令和5年度～
		氏 名	氏 名
行政	教育課 課長	浅田 徹	浅田 徹
	教育課 学校教育係 主幹兼係長	山崎 祥子	山崎 祥子
	教育課 学校教育係 主事	豊後 真由	豊後 真由
	保健福祉課 課長	高木 堅介	高木 堅介
	保健福祉課 子ども子育て支援係 係長	椎葉 祐介	椎葉 祐介
	保健福祉課 子ども子育て支援係 参事	岩本 好美	—
	保健福祉課 保健係 係長	山浦 一美	—
	保健福祉課 保健係 参事	野々原 亜紀	野々原 亜紀

3 用語集

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業。
SNS	Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。狭義では、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスを指す。
か行	
学校運営協議会 （コミュニティ・スクール）	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みのこと。
教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
協働	様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示す。合計特殊出生率が2.07以上であれば人口は増加傾向、2.07未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（2.07は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。

こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。母子保健機能（旧「子育て世代包括支援センター」）と児童福祉機能（旧「子ども家庭総合支援拠点」）の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う。
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条において定められた、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等についての計画。5年を1期として、特別区を含めた全市町村が作成する。
さ行	
時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、おいせつな行為をする性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
食育	食事バランスの健全化や農林漁業体験や食文化の保護・継承など、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関の連携・調整などを行う専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績等がある者が起用される。
た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域子育て支援拠点事業	市町村が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に基づき子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業。 (地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、一時預かり事業 等)
地域型保育事業	0～2 歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育(保育者の居宅等で利用定員 5 人以下で保育を行う)、居宅訪問型保育(保育を必要とするこどもの居宅で保育を行う) 及び事業所内保育を行う事業。
な行	
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 種類が存在する。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
は行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児(当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない児童)・病後児(病気の回復期にある児童)で集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
保育所	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするこどものための施設。0 歳から小学校に入学する前までのこどもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごす。利用定員は 20 人以上。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	発達に不安のある児童・生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。

ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園	学校教育法において「学校」として定義される、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳から小学校入学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、幼児教育を行う施設。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有していたりする児童などが当てはまる。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。
ら行	
利用者支援事業	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

湯前町こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

発行者：湯前町 保健福祉課

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町 1984

電 話：0966-43-4112

U R L：<https://www.town.yunomae.lg.jp/>



湯前町こども計画

発行者：湯前町 保健福祉課

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町 1984

電 話：0966-43-4112

U R L : <https://www.town.yunomae.lg.jp/>